山県東部新町建設計画

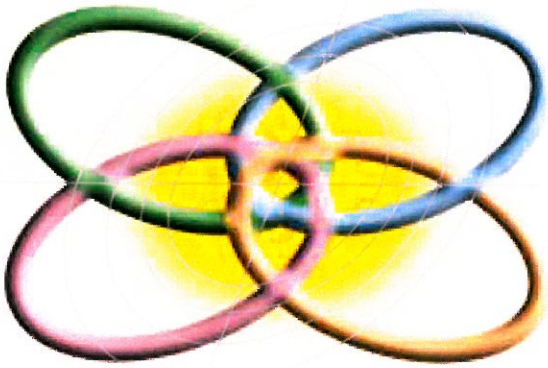

山県東部合併協議会

―目　次―

Ⅰ　序　論 ―― 1
1　４町合併の必要性 ―― 1
2　計画策定の方針 ―― 3
（1）　計画の趣旨 …… 3
（2）　計画の構成 …… 3
（3）　計画の期間 …… 3

Ⅱ　新町の概況 ―― 4
1　自然条件 ―― 4
（1）　位置・面積 …… 4
（2）　地勢 …… 5
（3）　気候 …… 5
2　社会経済条件 ―― 6
（1）　町の変遷 …… 6
（2）　人口・世帯数 …… 7
（3）　産業 …… 8

3　住民意向の把握 ―― 13

4　新町建設に向けた計画条件と課題 ―― 14
（1）　新町建設に向けた計画条件の整理 …… 14
（2）　新町建設に向けた課題 …… 18

Ⅲ　主要指標の見通し ―― 26
1　人口 ―― 26
（1）　総人口 …… 26
（2）　年齢構成 …… 27
2　世帯数 ―― 28

Ⅳ　新町建設の基本方針 ―― 29
1　新町の将来像 ―― 29
（1）　新町の将来像 …… 29
（2）　新町の広域的な役割 …… 30
2　新町建設の基本方針 ―― 31
3　土地利用構想 ―― 32
（1）　土地利用の方針 …… 32
（2）　地域構造の形成方針 …… 33
4　地域別整備の方針 ―― 41
（1）　地域別の将来像と位置づけ …… 41
（2）　地域別整備の方針 …… 42

Ⅴ　新町の施策 ―― 46
１　施策の展開方向 ―― 46
２　部門別施策の方針と内容 ―― 47
（１）　豊かさ１：魅力づくり－多彩な地域資源と機能・空間が輝く魅力づくり－ ・・・・・・・・ 47
（２）　豊かさ２：つながりづくり－多様な交流と連携をはぐくむつながりづくり－ ・・・・・・ 51
（３）　豊かさ３：やさしさづくり－人と環境を大切にするやさしさづくり－ ・・・・・・・・・・・・ 55
（４）　豊かさ４：元気づくり－現在を支え明日を担う元気づくり－ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
３　計画推進の方針と内容―信頼と実効性のある計画推進の体制づくり― ―― 67
（１）　参加と連携によるまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
（２）　地方分権に対応した行財政基盤の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
（３）　計画的で効率的な地域経営の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
（４）　広域的な交流・連携の推進 ・・ 67

Ⅵ　公共施設の適正配置と整備 ―― 69

Ⅶ　財政計画 ―― 71
１　財政計画作成の基本的な考え方 ―― 71
２　歳入 ―― 71
３　歳出 ―― 71

用語の説明 ―― 74

Ⅰ　序　論

１　４町合併の必要性

今日の地方自治を取り巻く状況をみると，地方分権の推進や生活圏の拡大，少子・高齢化，多様化・高度化する住民ニーズ，国・地方を通じた厳しい財政状況といった社会的な潮流から，市町村合併が必要な状況になっています。

さらに，それらと重なり合う中で，広域行政の蓄積や今後の展開，施策の共有，立地性や資源の活用などに関わる山県東部４町の固有性からみた必要性も指摘できます。

こうした２つの観点からみた個別的な必要性を集約・総合化すると，次のように４つの点が指摘できます。

■４町合併の必要性

＜個別的にみた合併の必要性＞

社会的な潮流からみた合併の必要性

1　地方分権の推進への対応
2　日常生活圏の拡大への対応
3　少子・高齢化への対応
4　多様化・高度化する住民ニーズへの対応
5　国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

山県東部４町の固有性からみた合併の必要性

①　山県東部４町における広域行政の今後の展開
②　地形(高原等)の共通性と農業施策の共有性の重視
③　通勤・通学，買い物等の日常生活のつながりの重視
④　多様な施設・機能の効果的な活用と格差の是正
⑤　中国地方中央部としての存在感のアピール※
⑥　２つの水系の源流域となる地域からの発信
⑦　道路交通ネットワーク※の強化
⑧　地域特性の活用と交流による魅力ある地域構造の形成
⑨　「住んでみたい・住み続けたい・住んでよかった」まちづくりの展開
⑩　地域の特色を活かした交流・連携による教育環境と人づくり

＜合併の必要性(集約・総合化)＞

●地方分権に対応した主体的なまちづくり
（1，①，②，⑨）

●充実したサービスを提供する生活圏づくり
（2，3，4，③，④，⑦，⑨，⑩）

●多彩な魅力と存在感を高めるまちづくり
（1，4，④，⑤，⑥，⑧，⑨，⑩）

●厳しい財政状況のもとでの行財政基盤の強化
（すべてに関係）

※(　)の番号は，左記の項目の中で特につながりの強いもの

●地方分権に対応した主体的なまちづくり

国や県の指導などではなく，「住民に身近な行政は，住民に身近な市町村で」という考え方のもと，「地方分権」が進んでおり，市町村が自らの考えで責任をもって，個性豊かなまちづくりを推進することが求められています。

このため，地方が主体性を持って，地域の実情や住民ニーズを踏まえながら，それぞれの特色を活かし，魅力的で地域に根づくまちづくりを推進する必要があり，それには政策立案能力の向上，事務量の増大や専門的な業務への対応などが不可欠です。

したがって，４町合併によって，一定の組織規模や財政規模を確保し，行財政の基盤強化と効率化，組織や人材の高度化・専門化に取り組み，住民サービスの向上などを図る必要があります。また，それぞれの町で行ってきた先導的な施策の共有・発展や，地域資源の広域的な活用などに取り組むことは，特色あるまちづくりを一層進めていく条件を高めることにもなります。

●充実したサービスを提供する生活圏づくり

生活圏の拡大や少子・高齢化，環境問題，多様化・高度化する住民ニーズへの対応など，それぞれの自治体単独では解決が難しい課題などが増えています。

また，山県東部４町では，各町それぞれにおいて定住，交流，教育文化，環境，産業などに関わる特徴的な施策を展開しており，こうした取り組みは地域の実情を踏まえながら，共有・発展させることが期待されます。

このため，今後，さらに広い視野でのまちづくりと広域的な連携が求められ，４町合併はそのことを効果的かつ一体的に行える方法です。同時に，日常生活の広域化や地域的なつながりを踏まえ，より一層，利便性や快適性などを高めるためにも，４町合併によるまちづくりが大切になります。

さらに，４町が一つの自治体になることは，都市基盤施設などの地域的な比較や住民の声の把握によって，地域間格差がより身近なものとして認識できることにつながり，その是正に向けた施策の推進力となります。

加えて，合併を通じて，それぞれの地域における人材や施設等が，より広域的な観点からも活用しやすくなるとともに，一つの自治体として，相互交流と連携を図りながら，地域を支える人づくりを進めていくことができることになります。

●多彩な魅力と存在感を高めるまちづくり

山県東部４町は，様々な自然環境や生活文化を備えているとともに，数多くの観光資源や生活機能，産業機能等を備えています。

しかし一方で，こうした特色ある地域資源や機能のつながりが弱く，相乗効果による魅力づくりが十分でないとともに，活用の余地を多分に残した自然的・文化的資源や低未利用の工業用地の存在など，まちづくりの可能性につながる潜在的な資源も多数立地しています。

このため，４町が合併することによって，潜在的な資源を掘り起こし，活用しながら，それぞれの特色を活かした役割分担と魅力づくりを図るとともに，それらのネットワーク化と交流を進めることによって，バランスのとれた魅力ある地域構造の形成をより推進できることになります。

また，山県東部４町は全体としてみると，芸北地域の中央部であると同時に，中国地方における中央部でもあり，日本海と瀬戸内海につながる２つの水系※(江の川，太田川)の源流域でもあります。

こうした立地性は，４町が合併し一つのエリアを形成するとともに，それぞれの地域資源や機能を一つの地域のものとして発信することによってアピールでき，存在感を高めることになり，特色あるまちづくりや地域イメージのアップなどにもつながります。

加えて，合併を通じて，それぞれの地域の多彩な資源や人材を活用しながら，豊かな教育環境の整備・充実や人づくりを進めていくことが一体的にできることになり，それが地域の魅力や存在感をはぐくむことにもつながります。

●厳しい財政状況のもとでの行財政基盤の強化

平成 15 年度末の国及び地方の長期債務残高※の合計は，686 兆円程度に上ると見込まれており，国の財政は依然として極めて厳しい状況にあります。山県東部４町の財政も，いずれも地方交付税などの依存財源に多くを頼らざるを得ない状況であり，経常収支比率が 80%を超えるなど，厳しい財政状況にあります。

今後，国全体の地方交付税の総額の削減や見直しにより，現在確保されている地方交付税も予断を許さない状況が生じてきているといえます。

このため，４町合併によって，国・県からの特例的な財政措置や経費の節約などにより財政基盤を強化する必要があります。

また，地方分権の推進や多様化・高度化する住民ニーズ等の社会的な状況・潮流を踏まえながら，厳しい財政状況のもとで，政策立案能力の向上，事務量の増大や専門的な業務への対応などを進め，行政サービスを向上させていくためには，行財政基盤の強化が不可欠であり，「市町村合併」はその有効な手段となります。

２　計画策定の方針

（１）　計画の趣旨

本計画は，山県東部４町(芸北町，大朝町，千代田町及び豊平町)の合併によるまちづくりを，総合的かつ効果的に推進することを目的とし，新町の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに，各旧町のまちづくりの理念等を尊重し，それぞれの地域の特色を活かしながら，新町の均衡ある発展を目指すために策定するものです。

（２）　計画の構成

本計画は，新町のまちづくりを進めていくための「新町建設の基本方針」，「新町の施策」，「公共施設の適正配置と整備」，「財政計画」などから構成しています。

（３）　計画の期間

本計画の計画期間は，平成 17 年（合併の日）から令和 6 年度の概ね 20 か年とします。

また，目標年次を計画期間の終わる年である令和 7 年とします。

Ⅱ　新町の概況

1　自然条件

（1）　位置・面積

新町は，広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央部に位置します。さらに，中国地方の広がりの中でみても，その中央部に位置する地域です。

新町の北及び西は，中国山地の稜線が連なり，それを境に島根県と接し，東は平成 16 年３月発足の安芸高田市，南は広島市や山県郡西部３町村(平成 16 年 10 月，安芸太田町の発足予定)が位置しています。

また，行政区域の面積は，645.86 km^2(芸北町 253.63 km^2，大朝町 90.50 km^2，千代田町 171.07 km^2，豊平町 130.66 km^2)であり，山県郡全体のおよそ２／３を占め，広島市(741.75 km^2)に近い規模となります。

新町における主要な道路網としては，中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線，一般国道 186 号，191 号，261 号，433 号などが通り，インターチェンジが２箇所設置されるなど，山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっています。

さらに，広島都市圏に接していることや交通条件，そして地域資源の活用などによって，観光・レクリエーションエリアとして，都市部との交流が多い地域です。特に，スキー場が集積する日本最南端の地域であり，中・四国，九州方面からの入込み観光客で賑わっています。

図　新町の位置

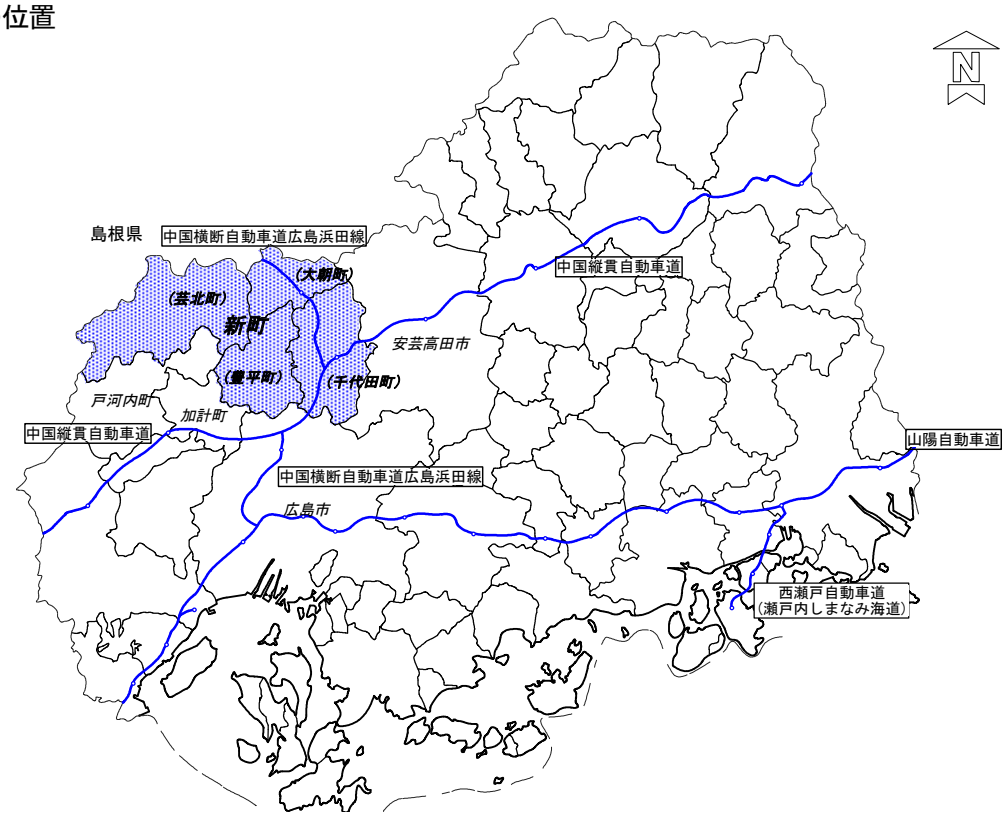

（2） 地勢

① 地形

新町と島根県との県境付近には，中国山地の稜線が位置し，西から高岳，大佐山，冠山，天狗石山，三ツ石山，阿佐山，畳山と 1,000m級の山々が連なります。

こうした稜線を有する新町の北西側の芸北エリア(旧芸北町の地域をいう。)では，県境付近以外にも，臥竜山，掛頭山，毛無山など 1,000m級の山があり，集落地や農地は標高 700m台，600m台が中心で，800m台には牧場も位置し，高原状の地形となっています。また，新町の北東側の大朝エリア(旧大朝町の地域をいう。)は，芸北エリアよりも標高は低いものの，江の川やその支流沿いに標高 400m前後の平地部が広がり，寒曳山などの山々やそれから伸びる丘陵地などとともに，高原状の地形を構成しています。

これら高原状の地域の南に，千代田エリア(旧千代田町の地域をいう。)，豊平エリア(旧豊平町の地域をいう。)は位置します。このうち千代田エリアは，江の川沿いにまとまった平地が盆地状に広がり，なだらかな丘陵地も存在します。また，豊平エリアは，山々に抱かれながら，平地部・集落地等が点在的に立地し，高原状・盆地状の地区，丘陵地，河川沿いの山間地，棚田集落など，多様な地形条件となっています。

② 水系

新町は，中国地方を代表する江の川と太田川水系の２つの源流域に当たり，主として東側が江の川水系，西側が太田川水系となり，日本海と瀬戸内海の２つの海につながります。

（3） 気候

新町は，中国山地の稜線付近に位置し，瀬戸内海沿岸部と比べると降水量が多く，特に冬期にその傾向が強く，中国山地内陸型の特色を表しています。

また，新町のうち芸北エリアでは冬期の積雪量が多く，スキー場が多数立地し，大朝エリアもそれに準じた気候条件であり，夏期は比較的清涼な気候となっています。

図　新町の地形・水系

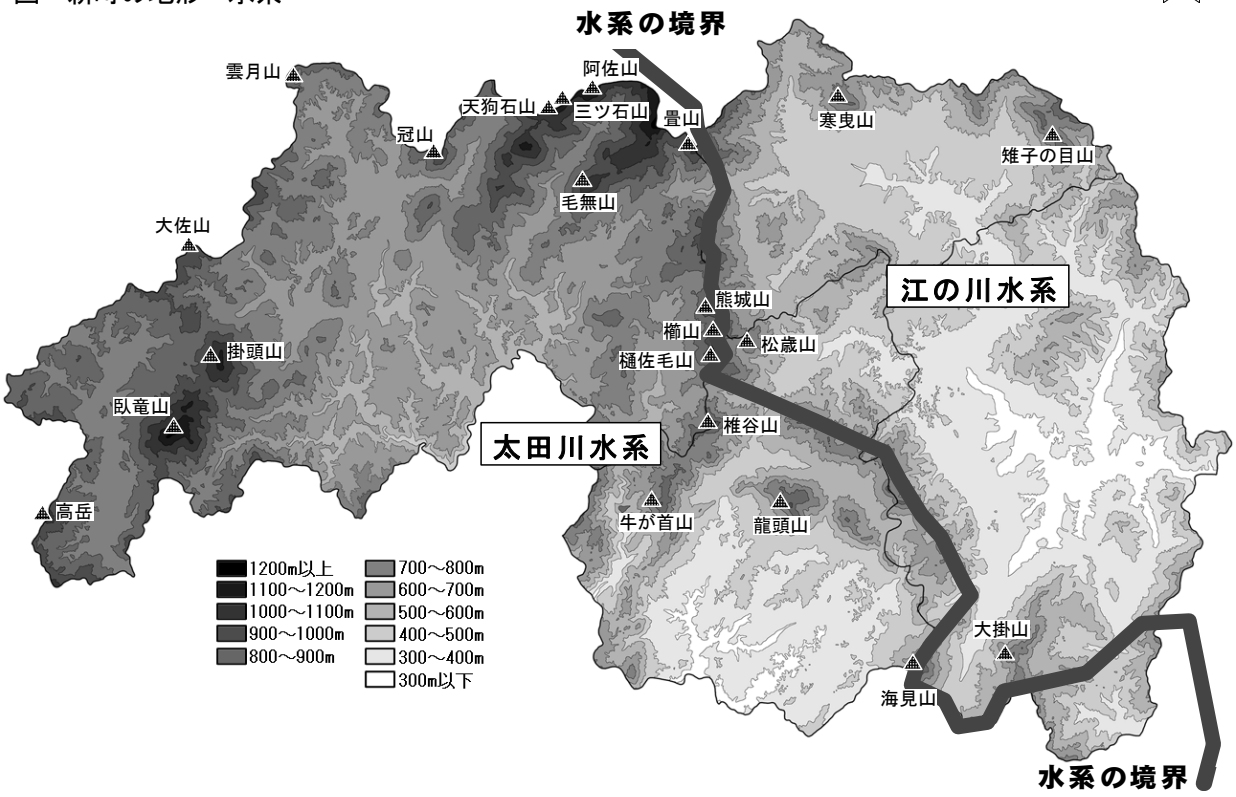

2　社会経済条件

（1）　町の変遷

それぞれの町の変遷をみると，明治 22 年のいわゆる明治の大合併で 14 村となり，昭和 29 年から昭和 31 年にかけてのいわゆる昭和の大合併で４つの町が誕生しています。

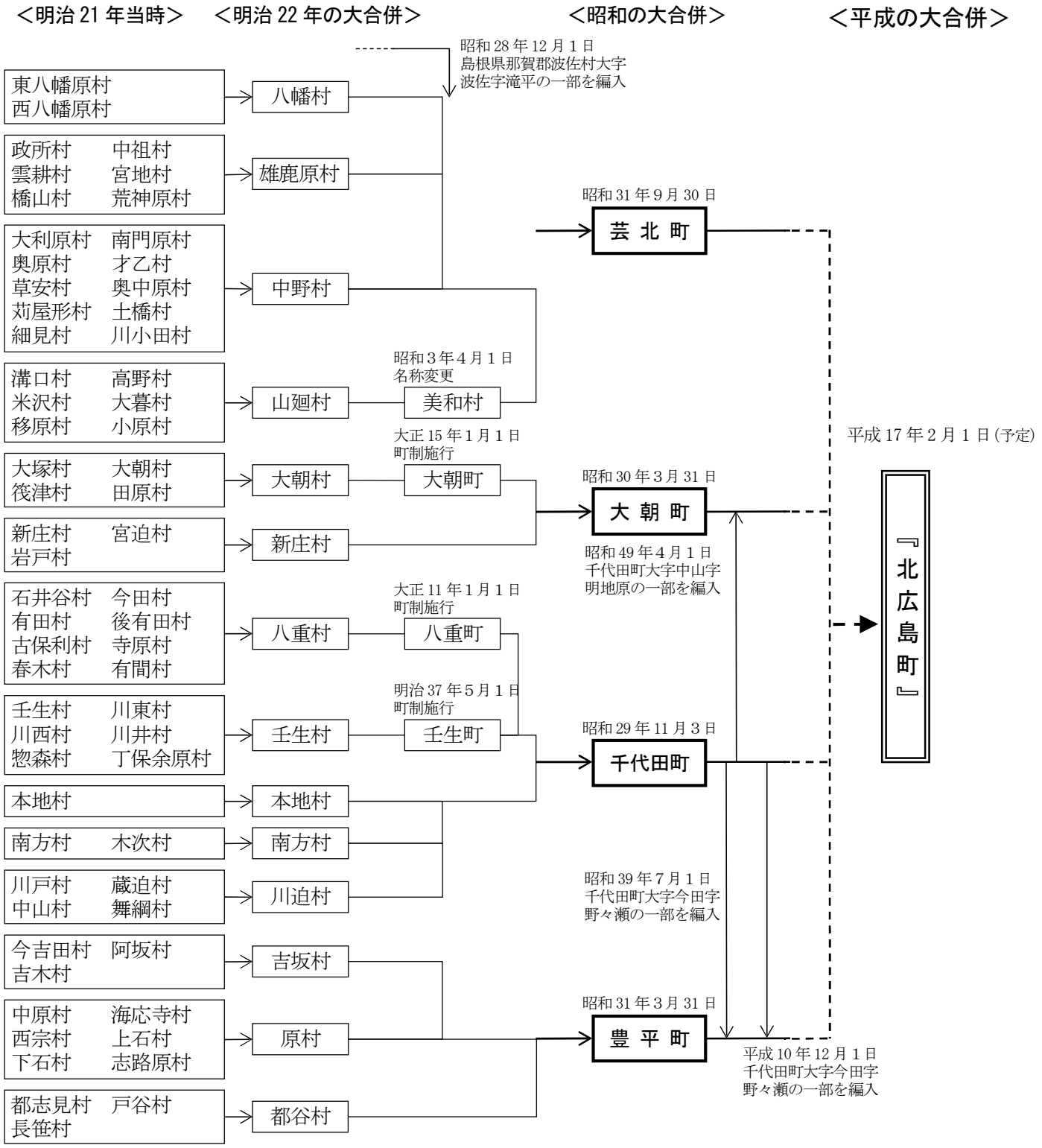

（2） 人口・世帯数

① 人口・世帯数とその推移

新町の人口は平成12年現在21,929人で,山県郡全体(31,110人)の約7割(70.5%)を占めています。

人口の推移をみると，減少傾向が続いており，最近10年間(平成2年から12年)でみると，997人，率にして4.3%の人口減少となっています。

図　新町の人口と世帯数の推移

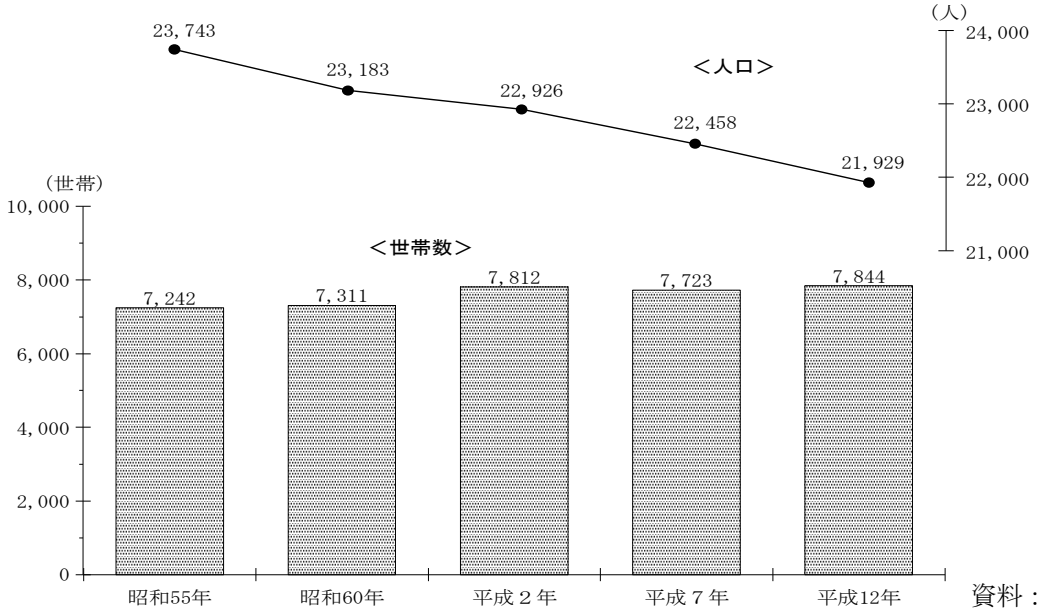

資料：国勢調査

② 年齢３区分別人口

新町の平成12年の年少人口(0～14歳)比率は13.5%，生産年齢(15～64歳)人口比率は54.6%，老年人口(65歳以上)比率は31.8%です。これを広島県，全国の平均と比較すると，年少人口比率は1.1～1.4ポイント，生産年齢人口比率は12.0～13.3ポイント低く，老年人口比率は13.3ポイント以上上回っています。

また，その推移をみると，年少人口比率，生産年齢人口比率は減少傾向にあり，老年人口比率は増加傾向にあり，少子・高齢化が進んでいます。

図　新町の年齢３区分別人口構成の推移と比較

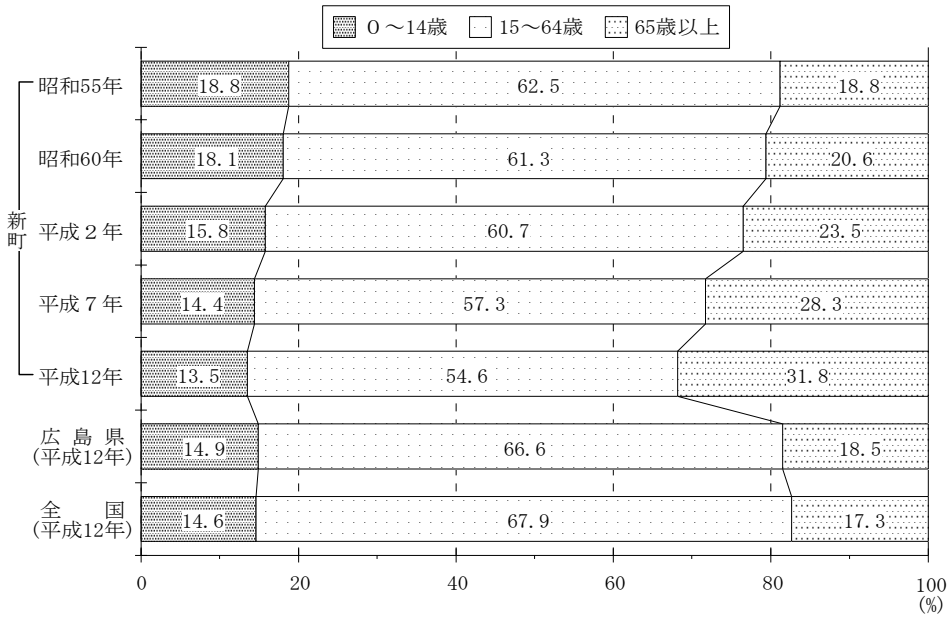

資料：国勢調査

（3） 産業

① 総生産

新町の平成 11 年度の総生産は約 970 億円となっており，広島県の構成比と比較すると，第１次産業，第２次産業の割合が高くなっています。

平成４年度と生産額を比較すると，第１次産業は減少し，一方で第２次産業，第３次産業は増加しています。特に第３次産業の増加が相対的に多く，構成比では，第１次産業，第２次産業は減少，第３次産業で増加しています。

表　新町の産業別総生産の状況

区　分	平成４年度			平成 11 年度		
	新町（４町）		広島県	新町（４町）		広島県
	（百万円）	構成比(%)	構成比(%)	（百万円）	構成比(%)	構成比(%)
総生産※1	83,620	100.0	100.0	97,014	100.0	100.0
第１次産業	5,939	7.1	1.2	4,861	5.0	0.9
農業	3,824	4.6	0.7	3,734	3.8	0.5
林業	1,954	2.3	0.2	1,019	1.1	0.1
水産業	161	0.2	0.3	108	0.1	0.2
第２次産業	41,437	49.6	37.0	46,281	47.7	30.7
鉱業	406	0.5	0.2	120	0.1	0.1
製造業	24,616	29.4	27.1	26,643	27.5	22.8
建設業	16,417	19.6	9.7	19,518	20.1	7.7
第３次産業	38,406	45.9	65.8	49,348	50.9	73.0
電気･ガス・水道業	2,454	2.9	2.4	2,336	2.4	2.5
卸売･小売業	5,421	6.5	20.3	5,521	5.7	16.1
金融･保険業	1,079	1.3	3.9	1,571	1.6	4.6
不動産業	7,275	8.7	9.3	10,807	11.1	12.9
運輸･通信業	5,571	6.7	7.4	9,086	9.4	8.5
サービス業	7,000	8.4	13.4	8,408	8.7	17.2
政府サービス生産者※2	8,580	10.3	7.8	9,509	9.8	9.1
その他	1,026	1.2	1.4	2,108	2.2	2.0
輸入税外※3	△2,161	△2.6	△4.0	△3,474	△3.6	△4.5

資料：広島県市町村民所得推計結果報告

注：各産業分類の実数，構成比は輸入税，帰属利子等を加算控除する前の数値です。
なお，四捨五入の関係により，構成項目の合計が表中の総計と一致しない場合があります。

※1　総生産（市町村内総生産）

新たに生産された付加価値の総量について，経済活動別生産主体（事業所）ごとに貨幣価値で評価したものです。

※2　政府サービス生産者

利潤追求を目的としない生産主体でなければ，効率的かつ経済的に供給されないような社会共通のサービスを，無償または生産コスト以下の価格で供給する事業所であり，国，地方公共団体，社会保障給付を目的とする組織等が該当し，活動資金の大部分は税収によって調達されます。（例：下水道業，小学校，中学校など）

※3　輸入税外

輸入税（関税と輸入品商品税）と控除分の帰属利子等からなります。

② 農林業

新町の平成 12 年の農家数は 3,143 戸，林家数は 3,643 戸となっており，ともに減少傾向にあります。

また，農業粗生産額※（平成 13 年は農業産出額）では，平成 13 年は約 66 億円となっていますが，近年微減傾向にあります。

図　新町の農家数・林家数の推移

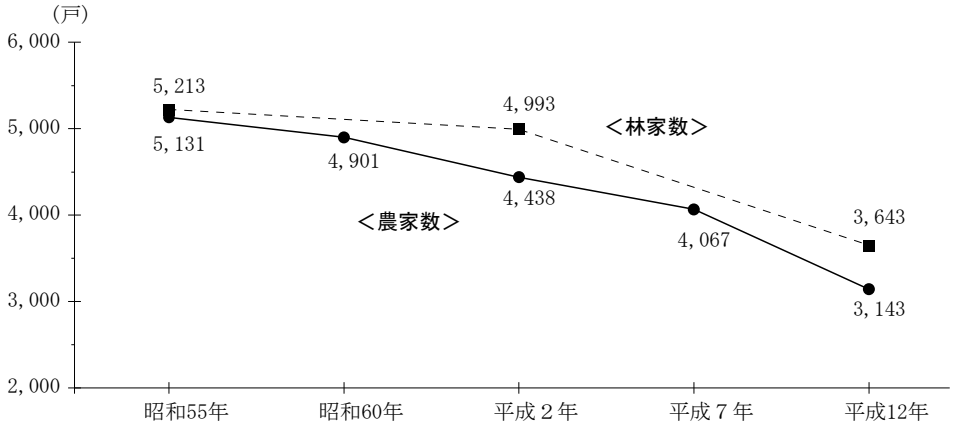

資料：農業センサス，世界農林業センサス

図　新町の農業粗生産額（平成 13 年は農業産出額）の推移

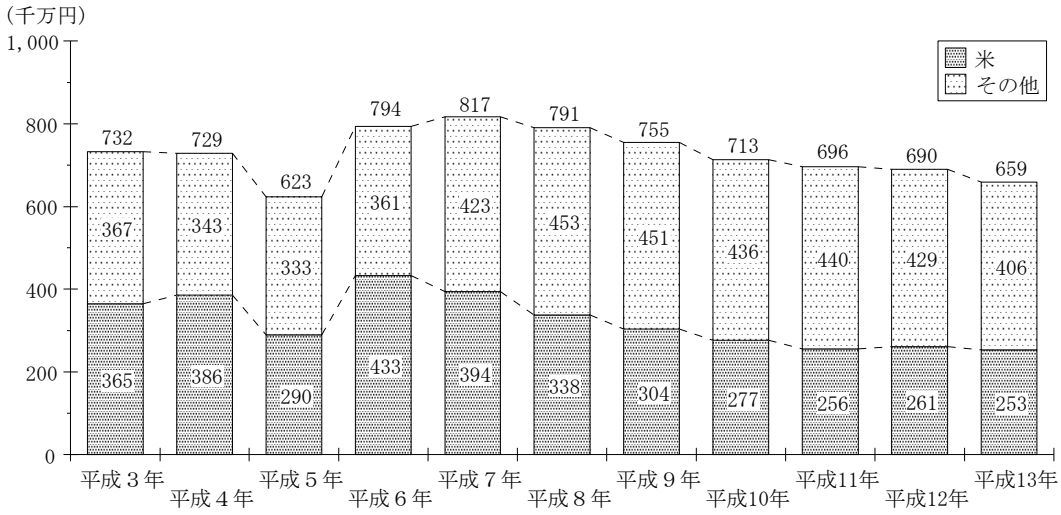

資料：広島農林水産統計年報

③　工業

新町の平成 13 年の工業の状況をみると，事業所数 108 事業所，従業者数 3,459 人，年間製造品出荷額等約 876 億円となっています。

それぞれの推移をみると，事業所数が減少傾向にあり，従業者数は近年 3,300～3,500 人の間で，年間製造品出荷額等は約 850～910 億円の間で推移しています。

図　新町の工業の推移

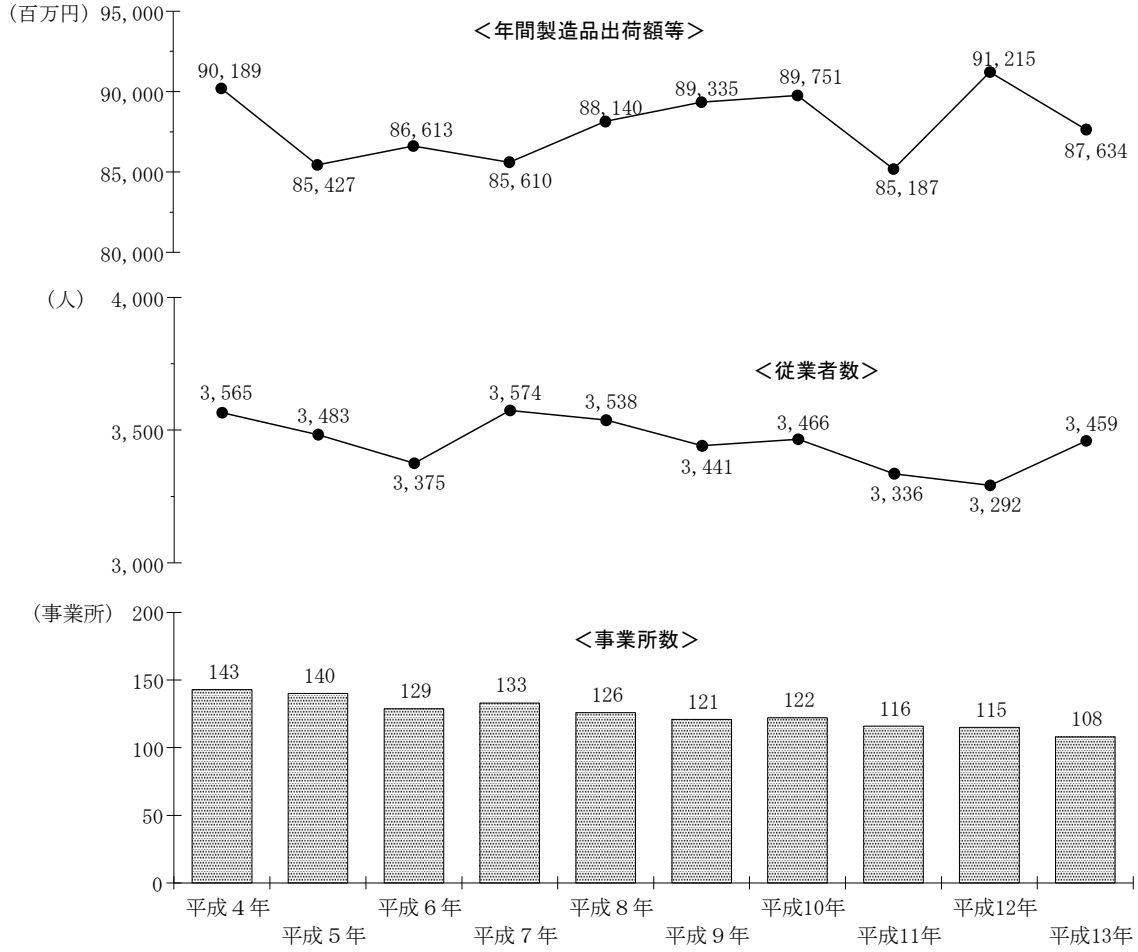

資料：工業統計調査

④ 商業

新町の商業の状況は，卸売業より小売業が中心となっており，平成 14 年（速報値）では，山県郡全体の商店数 307 店の約９割，年間商品販売額 284 億円の約 6.5 割を占めています。

平成 14 年の小売業の状況をみると，商店数 283 店，従業者数 1,127 人，売場面積 22,864 ㎡，年間商品販売額約 186 億円となっています。

それぞれの推移をみると，商店数は減少傾向，従業者数，売場面積，年間商品販売額はそれぞれ変化しているものの，平成３年と比較すると減少しています。

図　新町の小売業の推移

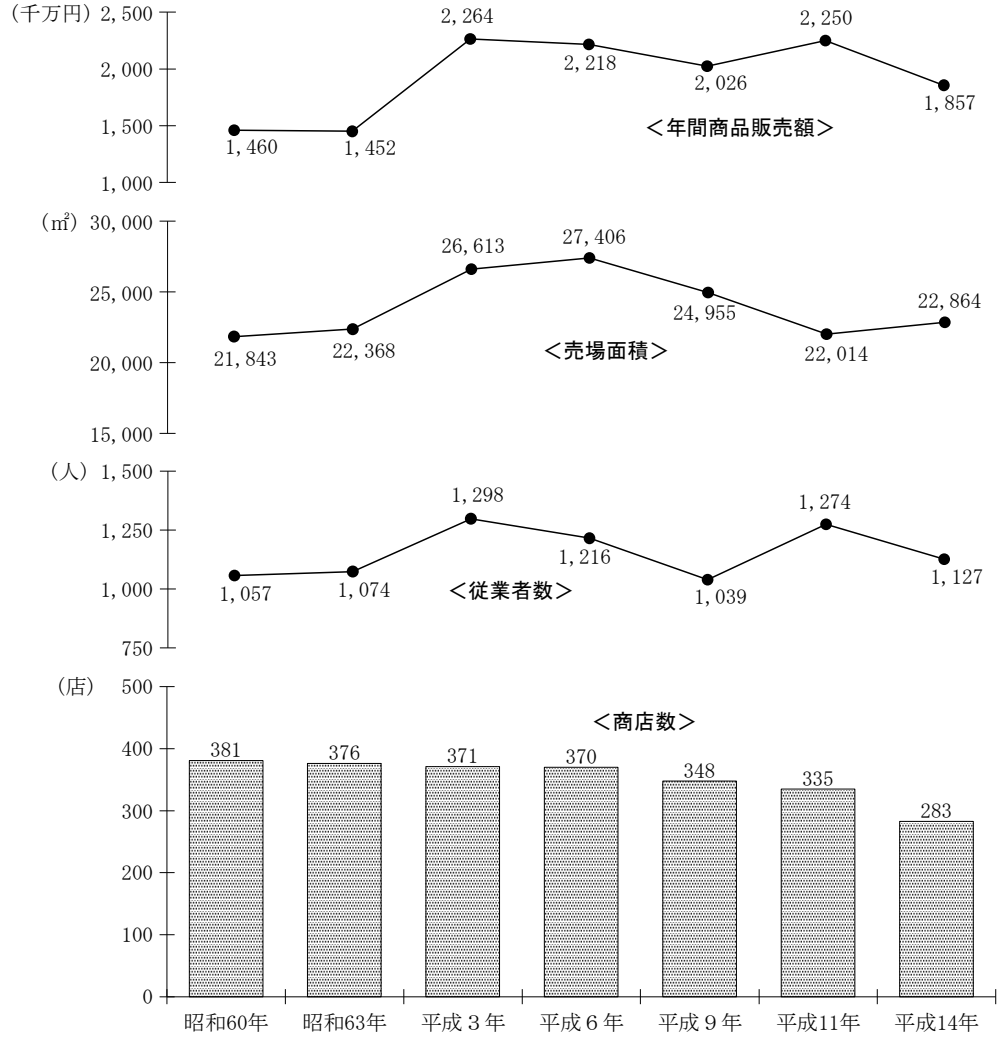

資料：商業統計調査

⑤　観光

新町の平成 14 年の観光客数をみると，入込観光客数 179.6 万人，地元客 23.8 万人で合計 203.4 万人となっています。

観光客数の推移をみると，平成 11 年にかけて増加傾向にありましたが，近年はほぼ横ばい状態にあります。

図　新町の観光客数の推移

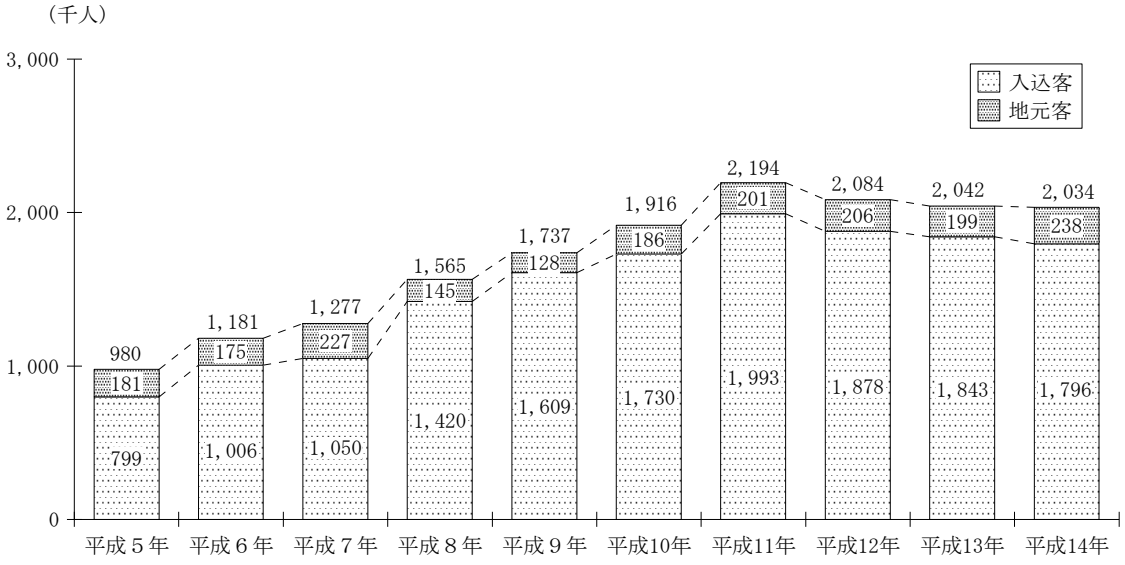

資料：広島県入込観光客の動向

3　住民意向の把握

平成 15 年６月に実施した新町建設計画策定に関するアンケート調査(一般，中学生)をもとに，主として新町建設に向けたまちづくりの方向性に関わる住民意向を整理すると，次のようになります。

表　住民意向の把握と比較

<table>
<tr><th>区　分</th><th>一般(16 歳以上)</th><th>中学生</th></tr>
<tr><td rowspan="2">合併による効果と不安</td><td>○　合併による効果としては，“経費削減・行財政の効率化”と“若者等の定住促進”の意見が特に多く，次いで，“行政サービスの向上”，“一体的なまちづくりの推進”，“生活の利便性の向上”，“財政支援を活用した基盤整備”も比較的多くあげられています。
○　合併による不安としては，“周辺部が取り残される”と“きめ細かい行政サービスが困難”，“意見が行政に反映されにくい”の意見が特に多く，さらに，“住民負担の増加”が続き，これら４つが中心となっています。</td><td>○　合併による効果としては，“地域の魅力アップ”の意見が最も多く，次いで，“生活の利便性の向上”，“一体的なまちづくりの推進”，“経費削減･行財政の効率化”も比較的多くあげられています。
○　合併による不安としては，“伝統，文化等の消失”の意見が最も多く，次いで“周辺部が取り残される”となり，さらに，“住民負担の増加”，“意見が行政に反映されにくい”，“役場が遠くなり不便”も比較的多くあげられています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜共通点・類似点＞
○　合併による効果においては，両者とも上位に“経費削減・行財政の効率化”，“一体的なまちづくりの推進”があげられている。
○　合併による不安としては，両者とも上位に“周辺部が取り残される”，“意見が行政に反映されにくい”，“住民負担の増加”があげられています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新町の重点施策</td><td>○　新町における重点施策としては，“バス路線の維持・充実”と“医療施設の維持・充実”の意見が特に多く，さらに，“福祉の充実”が続き，これらが３大重点施策に位置づけられます。
○　次いで，“小中高の教育の充実”と“救急･医療※体制の充実”，“工業の振興”，“生活道路の整備”，“主要道路の整備促進”，“ごみの減量化・リサイクル※促進”があげられ，上位を占めています。</td><td>○　新町における重点施策としては，“自然環境の保全・活用”の意見が最も多く，次いで“スポーツ施設の充実”，“公園・広場等の整備”，“バス路線の維持・充実”，“ごみの減量化・リサイクル促進”，“文化施設の整備”があげられ，上位を占めています。
○　この他，“小中高の教育の充実”や“中心部の魅力を向上”，保健・医療・福祉関係の項目なども比較的多くあげられています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜共通点・類似点＞
○　両者とも上位に“バス路線の維持・充実”，“ごみの減量化・リサイクル促進”，“小中高の教育の充実”，保健・医療・福祉関係の項目があげられています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新町の特色・将来の姿</td><td>○　新町の特色・将来の姿としては，“保健･医療・福祉が充実したまち”の意見が特に多く，次いで“若者等の働く場が確保されたまち”も多くあげられています。
○　さらに，“うるおいのある美しいまち”，“社会環境・教育環境が充実したまち”，“ゆとりある快適な住まいと生活環境のまち”の意見も比較的多くなっています。</td><td>○　新町の特色・将来の姿としては，“商業施設等がある便利でにぎわいのあるまち”の意見が最も多く，さらに，“うるおいのある美しいまち”が続き，この２つが中心となっています。
○　これらに次いで，“スポーツ・健康づくり活動がさかんなまち”と“保健・医療・福祉が充実したまち”の意見も比較的多くなっています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜共通点・類似点＞
○　両者とも上位に“保健・医療・福祉が充実したまち”，“うるおいのある美しいまち”があげられています。</td></tr>
</table>

４　新町建設に向けた計画条件と課題

（１）　新町建設に向けた計画条件の整理

新町の現状を踏まえながら，将来像やまちづくりの基本方針などの検討につないでいく観点から，新町建設に向けた計画条件を，次の観点から整理します。

〇新町のまちづくりの資源
〇新町のまちづくりの留意点・問題点
〇新町の広域的な位置づけと役割

①　新町のまちづくりの資源

新町のまちづくりの資源を大きくまとめると，次の９点をあげることができます。

新町のまちづくりの資源

１　東西・南北の高速交通体系の結節点を有する地域
２　中国地方の中央部に位置する県境の地域
３　多様な地形と環境を有する多自然居住地域
４　日本海と瀬戸内海につながる主要河川の源流域
５　日本最南端のスキー場が集積する地域
６　特色ある教育環境を備えた中山間地域
７　先人の培った歴史と有形・無形の多様な文化財が存在する地域
８　住民参加の多様なまちづくり活動が展開されている地域
９　クリーンエネルギーを活用した多様な産業を展開する地域

●東西・南北の高速交通体系の結節点を有する地域

中国縦貫自動車道，中国横断自動車道広島浜田線と２つのインターチェンジ(千代田，大朝)が位置し，東西(近畿・九州)及び南北(山陽・山陰)の交通の十字路としての結節点機能を有する地域です。

●中国地方の中央部に位置する県境の地域

中国地方の東西・南北のほぼ中央部に位置し，かつ，島根県との県境に位置する地域です。

●多様な地形と環境を有する多自然居住地域

高原，丘陵地，盆地，山間など多様な地形条件と，その中で息づく貴重な動植物や風景などの環境を有する多自然居住地域です。

●日本海と瀬戸内海につながる主要河川の源流域

中国地方で最長，かつ西日本で２番目に長い，島根県江津市に注ぐ江の川と，政令指定都市である広島市に注ぐ太田川の源流域に位置する地域です。

●日本最南端のスキー場が集積する地域

芸北エリアや大朝エリアを中心に多数のスキー場が立地し，日本最南端のスキー場が集積する地域です。

●特色ある教育環境を備えた中山間地域

公立高等学校・分校に加え，中山間地域では数少ない私立の中学校・高等学校が立地している地域です。

加えて，御調地域と並んで２地域のみが認定されている連携型中高一貫教育校があるなど，特色ある教育環境を整えています。

●先人の培った歴史と有形・無形の多様な文化財が存在する地域

先史時代の遺跡や中世城館遺跡，製鉄遺跡などの存在に加え，神楽，花田植などが今に伝わり，有形・無形の文化財が魅力と奥深さを醸し出す地域です。

●住民参加の多様なまちづくり活動が展開されている地域

山村の食・農・伝統文化の継承や環境保全，菜の花を通じた循環型社会※の形成への取り組み，農産物の加工による特産品開発と交流促進，そばの里づくりなど，住民が主体的に参加した多様な地域おこし，まちづくり活動が展開されている地域です。

●クリーンエネルギー※を活用した多様な産業を展開する地域

小水力発電などのクリーンエネルギーを活用した施設園芸による新規産業の研究や都市と農村の交流施設などの整備の充実,合わせて新しい産業の展開や企業誘致などの有利性を高めることによって,就業機会の拡大を図る地域です。

②　新町のまちづくりの留意点・問題点

新町のまちづくりに関する留意点・問題点を大きくまとめると，次の６点をあげることができます。

新町のまちづくりの留意点・問題点

１　若者流出（少子化）と高齢化の進行
２　地域内・地域間の交通ネットワークの弱さ
３　基盤施設や公共公益施設整備の地域格差
４　集落機能の弱体化
５　地域経済を取り巻く厳しい情勢と産業基盤の遊休化
６　厳しい財政状況

●若者流出（少子化）と高齢化の進行

老年人口比率が 30％を超え，高齢化の進行は，国及び県の状況を超えた勢いであり，加えて，年少人口比率が低下し，少子・高齢化が進んでいます。

また，人口は減少傾向にあり，少子・高齢化の進行と併せてみると，今までの状況からは今後とも人口減少・過疎化の傾向が続くと想定されます。

●地域内・地域間の交通ネットワークの弱さ

高速自動車道が整備されている一方で，新町内や新町と山県郡西部３町村（平成 16 年 10 月，安芸太田町の発足予定），平成 16 年３月発足の安芸高田市などをつなぐ道路網は充実されているとはいえず，生活バス交通の利便性の低さと併せ，新町の地域内・地域間の交通ネットワークの弱さが指摘されます。

●基盤施設や公共公益施設整備の地域格差

それぞれの地域においては，文化・スポーツ施設等は比較的充実しているといえますが，上下水道の整備状況や医療施設の立地状況などでは，地域間の格差が生じています。

●集落機能の弱体化

少子・高齢化，過疎化の進行によって，今後，小規模な集落などでは，コミュニティ活動などに制約が多くなることや維持が難しくなること，場合によっては集落の維持が困難になることも想定されます。

●地域経済を取り巻く厳しい情勢と産業基盤の遊休化

我が国の経済は，依然として不況を脱したとはいえず，新町の経済も厳しい状況にあり，農家数や農業粗生産額の減少，製造品出荷額等の伸び悩みなどに加え，工業団地，流通団地の遊休化も指摘されます。

●厳しい財政状況

各旧町とも，全体的には自主財源の割合や財政力指数※の低さ，経常収支比率※の高さなど，厳しい財政状況にあります。

③　新町の広域的な位置づけと役割

新町の広域的な位置づけと役割を，期待される内容を含め大きくまとめると，次の６点をあげることができます。

新町の広域的な位置づけと役割

１　自然や歴史文化を活かした多彩な体験学習・レクリエーション拠点
２　水系を通じて陰陽の連携・交流を先導する地域
３　交通の十字路としての立地性を活かした多様な交流拠点
４　地域特性を活かした産業が根づき，生産物を通じた交流が生まれる生産・就業の場
５　多自然居住地域としての定住・滞在の場
６　教育，福祉等が充実した安心・快適生活の場

●自然や歴史文化を活かした多彩な体験学習・レクリエーション拠点

豊かな自然環境，スキー場の集積，森林レクリエーションの場，有形・無形の文化財，体験施設の存在などを活かしながら，それらの充実・整備と新たな拠点の創出などを通じ，多彩な体験学習・レクリエーション拠点としての役割をより一層担っていくことが期待されます。

●水系を通じて陰陽の連携・交流を先導する地域

日本海と瀬戸内海に通じる２つの主要河川の存在を活かし，環境保全や教育文化，まちづくり活動などにおいて，陰陽をつなぐ広域的な連携・交流を先導する地域としての役割を発揮することが期待されます。

●交通の十字路としての立地性を活かした多様な交流拠点

東西・南北の高速交通体系の結節点(十字路)としての立地性，広島市との近接性を活かし，前記の多様な体験学習・レクリエーション拠点の整備・充実や広域的な交流活動の展開，さらには生産・就業拠点の強化などを通じ，多彩な交流拠点としての役割を担っていくことが期待されます。

●地域特性を活かした産業が根づき，生産物を通じた交流が生まれる生産・就業の場

自然環境や交通条件，立地性などを活かしながら，地域に根づく多様な産業を育てるとともに，就業の場や生産物・製品を通じて，周辺地域や都市住民等に対しても寄与し，交流が生まれる生産・就業の場としての役割を担うことが期待されます。

●多自然居住地域としての定住・滞在の場

それぞれの地域の気候や風土，風景を活かしながら，個性と魅力のある住まいづくりや生活環境の整備に取り組み，多自然居住地域としての定住の場，さらには滞在の場としての役割を担っていくことが期待されます。

●教育，福祉等が充実した安心・快適生活の場

教育施設や福祉施設の立地，小･中連携，中･高連携などの教育内容や福祉サービス提供の実績を活かしながら，豊かな※自然や文化的環境の中で，誰もが安心して心豊かに生活できる場の整備・充実を図り，ＵＪＩターンを促進する要因の一つとしての役割も発揮していくことが期待されます。

（2） 新町建設に向けた課題

① 計画条件の整理と主要課題の設定

まちづくりを計画的かつ効率的に進めていくためには，明確な目標とその実現のための施策を総合的・体系的にまとめることが大切です。とりわけ，市町村が合併する場合，共有される理念や方向性を見いだすことが重要になります。

そのための前提となるのが，社会経済情勢や地域の実情を踏まえ，住民の意識・意向を把握しながら，特性と問題点を掘り下げ，まちづくりの理念や施策などにつなぐための的確な課題を設定することです。

こうした課題は，計画を取り巻く社会的な潮流に関するものと，新町に焦点を当てた中で浮かび上がるものに分けることができます。

また，後者については，施策の部門を考慮した基本となる課題に加え，地域の特色づくり・魅力づくりに関わる特定の課題も設定することができます。これらは社会的な潮流に包含される内容も抱えており，まちづくりの理念や施策を検討するときには，そうした点も認識しておく必要があります。

■計画条件の整理と主要課題の設定

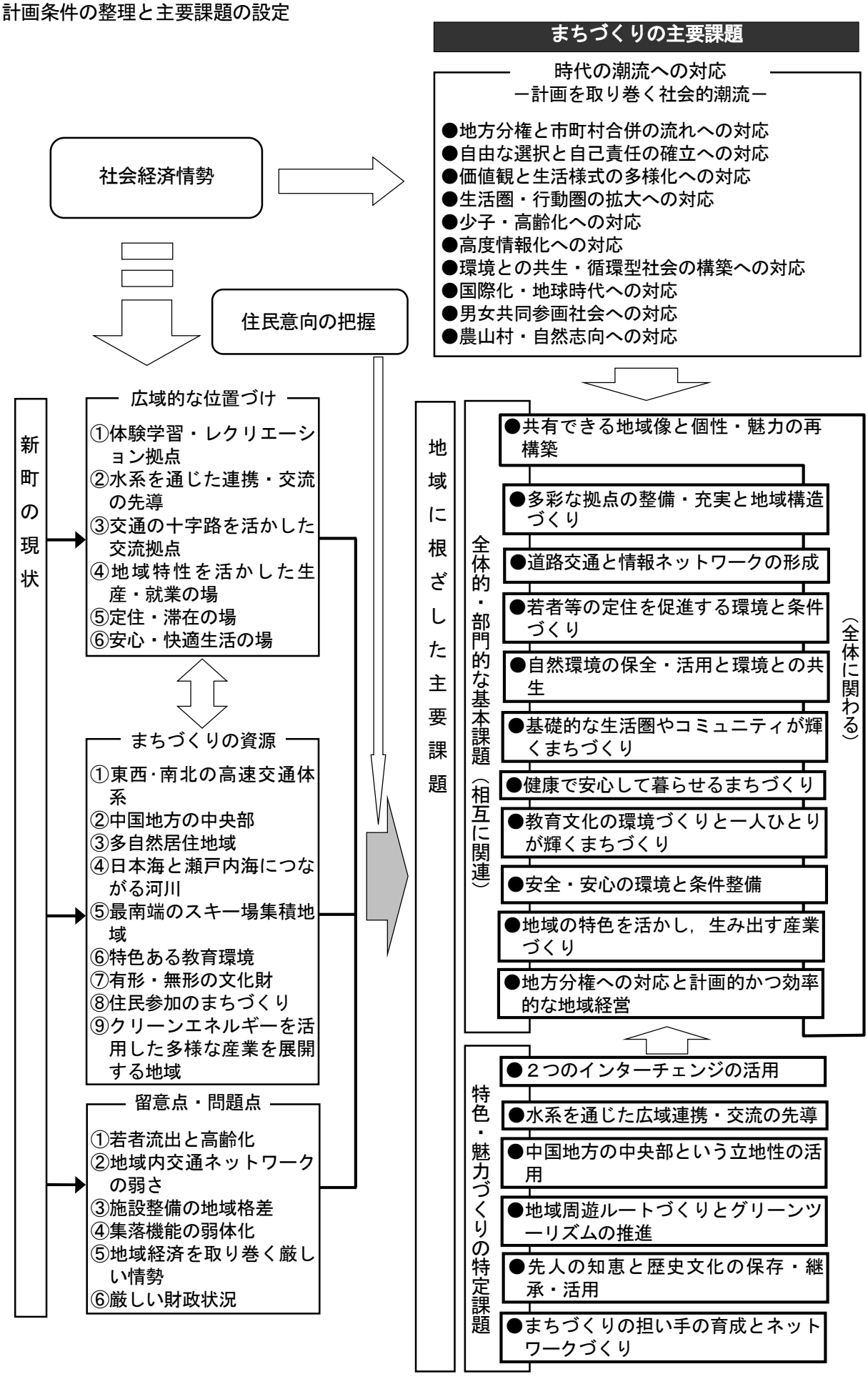

②　時代の潮流への対応

●地方分権と市町村合併の流れへの対応

国及び地方の財政の悪化，日常生活圏の拡大，少子・高齢化の進行などの中で，地方自治体の自主性，自立性を高める方向で地方分権に向けた制度の見直しが進んでいるとともに，効率的な行財政運営を図りながら，様々な行政課題に対し，広域的に取り組む必要性が高まっています。また，市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)が平成７年と平成 11 年に大幅に改正されるなど，市町村合併が推進されています。

このため，山県東部４町においても，山県東部合併協議会(法定合併協議会)を平成 15 年４月１日に設立し，合併に向けて取り組んできました。今後，厳しい財政状況などを踏まえながら，地方分権に対応できる行政システムを構築し，経営的な視点を取り入れた計画的で効率的な地域経営を進めていく必要があります。

●自由な選択と自己責任の確立への対応

成熟化する社会において，人々の価値観が変化し，行政に対するニーズも多様化・高度化する傾向にあり，今までの画一的な制度から，自己責任のもとで暮らしや事業の選択の幅を広げる取組みが広まっています。また，ボランティアやＮＰＯ※(特定非営利活動法人)の活動も多様に展開され，活発化し，これからのまちづくりにおいて，こうした力は不可欠といえます。

このため，個性と多様性を尊重し，住民のニーズを踏まえながら，行政サービスについても選択の範囲の拡大に努める必要があります。また，まちづくりに対する住民，企業等の意識の高揚や役割，責任の自覚を高めるとともに，行政と住民・企業等の連携を図りながら，住民等の自主的なまちづくり活動を促進していくことが大切です。

●価値観と生活様式の多様化への対応

経済面において，我が国が欧米諸国に追いつき，社会が成熟化する中で，人々の価値観も，物の豊かさだけでなく，人と人のふれあい，自然や歴史文化，環境への関心の高まりなど，多様な方向へと進みつつあります。

こうした状況の変化は，人々の生活様式の変化につながっており，アウトドア※・自然志向，趣味の拡大，ボランティアやＮＰＯの活動の活発化などがみられ，行政サービスに関わる内容も多様化・高度化しながら増大しています。

このため，価値観と生活様式の多様化に対応した行政サービスの充実を図るとともに，そうした状況を踏まえた地域振興を検討していくことが大切です。

●生活圏・行動圏の拡大への対応

交通網や情報通信手段の発達，経済的な背景などにより，日常生活圏や行動圏は住んでいる市町村の枠を越えて広がっています。

こうした状況に対応し，住みよいまちづくりを進めるとともに，地域の魅力づくりや活性化に資するためには，広域的な交流や連携，さらには市町村合併など，さらに広い圏域と視野でのまちづくりが必要とされます。

●少子・高齢化への対応

我が国の人口は，出生率の低下によりこのところ伸びが鈍化しており，平成 18 年頃からは人口減少の局面に入ることが予測され，少子・高齢化がより一層進むことになります。

このことは，労働力供給の減少や医療・介護の負担の増加などにつながりますが，一方で，高齢社会は，自由度の高い生活を享受し，社会参加の意欲も高い人々が増加する側面も備えているといわれます。

このため，地域特性を踏まえた子育て環境の充実，高齢者の健康づくり，社会参加と生きがい創出を進めるなど，地域ぐるみで少子・高齢化や人にやさしいまちづくりに対応する仕組みを構築する必要があります。

●高度情報化への対応

情報技術（ＩＴ）※の急速な進歩と普及は，暮らしのあり方や産業構造を大きく変えようとしています。また，中央と地方の情報格差や地域間の距離などの物理空間の制約を軽減するとともに，保健・医療・福祉，防災，文化など多方面における高度で多様なサービスの提供が期待されています。さらに，情報化の進展は，個人や組織における自由な情報の受発信と共有化を可能とし，新たな社会経済システムを構築しつつあります。

しかし一方で，不正アクセス※やプライバシー※の侵害，インターネット※に高速でアクセスできる環境を有する者とそうでない者との情報格差の問題などが指摘され，解決しなければならない課題も生じています。

このため，高度情報通信基盤の整備を進めるとともに，個人情報の保護などに配慮しながら，情報技術を活かした行政サービスの充実や，定住条件の向上などに取り組んでいく必要があります。

●環境との共生・循環型社会の構築への対応

今日の環境問題は，地球温暖化，酸性雨，熱帯雨林の減少，オゾン層※の破壊，ダイオキシン※類の発生などが地球規模に広がり，人類の生存に係わる重大なテーマとなっています。また，20 世紀は大量生産・大量消費・大量廃棄という拡大型の社会経済システムの時代でもありましたが，21 世紀において，こうしたシステムを続けることは不可能です。

このため，地球環境問題や廃棄物の問題は，一人ひとりの生活様式や個々の産業活動などと密接につながっていることを認識し，地域レベルからも環境と共生した暮らしや循環型社会の形成に取り組む必要があります。

●国際化・地球時代への対応

交通・輸送手段や情報技術の発達，国際情勢の変化などを背景に，人・物・情報の交流が世界的に拡大しています。一方で，地球環境問題や国際的な犯罪の発生，限りある資源・エネルギー※の枯渇問題が表面化する恐れがあるなど，地球規模での動きや変化と同時に，新たな課題を解決しなければならない側面もあります。

このため，住民の国際化や地球時代への理解を深めながら，国際感覚の高揚や国際交流活動の推進，国際化に対応した施設整備など，地域の実情を踏まえて進めることが求められます。

●男女共同参画社会への対応

近年，職場進出や様々な社会活動をする女性が増えています。制度面においては，男女共同参画社会基本法や改正男女雇用機会均等法，育児・介護休業法など，男女平等の実現に向けた社会の仕組みづくりが整いつつあります。しかし一方で，家事や子育て，家族の介護の負担が女性に偏っていること，継続して働ける条件が十分でないことなど，様々な問題点や課題が指摘されています。

このため，男女が社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し，均等に利益を享受し，ともに責任を担う男女共同参画社会の形成に向けて取り組む必要があります。

●農山村・自然志向への対応

都市化が進行し，日常の中で自然に親しむ機会が減少する中で，自然とのふれあいを重視する自然志向の高まりがみられます。また，物質的な豊かさの享受や価値観の多様化に加え，交通網や高度情報通信基盤の整備なども関係し，都市住民等が農山村での暮らしや滞在を求めて行動する状況も増えていると考えられます。

このため，新町における多彩な地域資源の活用や定住・滞在の魅力づくりなどに取り組むとともに，情報の受発信や受け入れ体制を整え，農山村・自然志向を新町の活性化につないでいくことが大切です。

③　全体的・部門的な基本課題

●共有できる地域像と個性・魅力の再構築

新たな地域を生み出していくためには，住民等が共有・共感できる地域像の創出が求められます。

また，地域像の実現を目指し，均衡のとれた発展と個性をはぐくみ，生み出していくには，それぞれの地域の拠点や資源を大切にすると同時に，地域全体の魅力を築いていく必要があります。

さらに，その過程においては，住民一人ひとりの地域への愛着を高め，地域ぐるみでまちの個性と魅力を生み出していくことが求められ，加えて，築いた環境や仕組みをみんなで管理・運営していくことが，持続的なまちづくりには不可欠です。

このため，それぞれの地域における特色や資源を把握し，共通点，共有できる点を見いだしながら，未来を指向する中で共有・共感できる地域像を設定するとともに，自由な発想を出し合い，新町の個性と魅力を再構築する必要があります。

さらに，住民に対し，まちづくり情報等を分かりやすく提供しながら，まちを知り郷土を愛する心をはぐくむとともに，住民の主体的なまちづくり活動を促進することも大切です。

●多彩な拠点の整備・充実と地域構造づくり

各旧町には，役場があり，スポーツ施設，文化施設，観光・レクリエーション施設等が多数立地し，その中には類似した施設などもあり，今後，全体的に施設の役割や位置づけなどを検討・調整する必要があります。また，自然環境や文化的資源など，活用の可能性のある潜在的な資源，さらには，低未利用の敷地なども多数存在します。

このため，新町では，その圏域の中でそれぞれの機能分担や連携を図りながら，様々な内容やレベルの拠点(機能，空間)を位置づけ，必要に応じて整備・充実を図るとともに，ゾーンとしてのまとまりのある活用，道路交通網によるネットワーク化なども検討し，しっかりとした地域構造を形成していく必要があります。

●道路交通と情報のネットワークの形成

新町における暮らしや経済活動等の利便性，快適性，防災･安全性等を高めるためには，道路・交通対策は不可欠であり，体系的な道路交通ネットワークの形成が求められます。また，急速に進歩している情報通信技術を，行政サービスの向上やまちの活性化などに役立てることは，これからのまちづくりにおいて重要な課題です。

このため，旧町をつなぐ道路網の整備・充実，インターチェンジへのアクセスの円滑化など地域内道路網等の整備を図るとともに，広島市やその他周辺地域，そして島根県(浜田市方面など)とをつなぐ道路網の整備・充実を促進し，バランスのとれた道路ネットワークの形成を図る必要があります。また，地域の実情を踏まえながら，生活交通(バス路線)の確保・充実に取り組まねばなりません。

さらに，情報技術の進歩に的確に対応しながら，情報ネットワークを構築し，併せて，誰もが基本的な情報技術を利活用できるよう情報教育を進めることも重要です。

●若者等の定住を促進する環境と条件づくり

住民の生活水準が高まり，価値観が多様化する中にあって，住みよいまちづくりと，それを背景とした若者等の定住化を進めるためには，安全・安心の環境づくりとともに，より快適で質の高い生活環境づくりや魅力ある就労の場の確保などが求められます。

このため，道路交通網や上下水道，高度情報通信基盤などの整備を進めるとともに，にぎわいや交流の場づくり，地域資源を活かしたうるおいのある空間づくり，教育環境・子育て環境の充実などに取り組む必要があります。また，自然や田園環境などを活かした，新町ならではの魅力ある住まいづ

くりや住宅・宅地の供給を進めていくことも大切です。さらに，住民や企業等と連携しながら，地域の特色・立地性を活かした産業振興や職場の確保などに取り組むとともに，新町の魅力を発信し，ＵＪＩターンを促進することも期待されます。

●自然環境の保全・活用と環境との共生

環境は，21 世紀における人類の共通したキーワード※の一つであり，地域における一人ひとりの暮らし方や自然への接し方などが，地域の環境，さらには地球の環境に大きく影響します。

このため，住民の環境に対する知識や認識を高めながら，日常生活からはじまる循環型社会の形成に取り組むことが大切です。また，自然環境の保全・活用に努めながら，源流域をはじめとした豊かな自然を守り育て，次代に引き継いでいく必要があります。

●基礎的な生活圏やコミュニティが輝くまちづくり

新町には，様々な規模や性格の集落，市街地が存在し，基礎的な生活圏やコミュニティが形成されており，社会的な状況を踏まえながら，その維持・充実に取り組むことが大切です。

合併すると行政圏域が拡大するわけですが，そうした場合においても，今までの基礎的な生活圏の機能をできるだけ維持し，生活の利便性や安心感などを確保していくことが求められます。

このため，旧町の生活中心地，コミュニティ拠点などの機能を維持・充実させるとともに，少子・高齢化，過疎化の中で，集落の生活・コミュニティ機能の維持・確保などに努める必要があります。また，それぞれの集落等における世代間交流やコミュニティ活動を支援し，豊かな暮らしの場づくりを進めることも必要です。

●健康で安心して暮らせるまちづくり

旧町においても，少子・高齢化が国や県の状況を超えて進んでおり，こうしたことや地域の実情を踏まえながら，すべての住民が，家庭や地域で生きがいを感じながら，健康で安心して暮らせるまちを目指すことが大切です。

このため，少子･高齢化への対応を踏まえながら，保健・医療・福祉を充実させ高齢者や障害者等が安心して暮らせる環境を充実させるとともに，みんなで支え合う地域福祉の推進に取り組む必要があります。

●教育文化の環境づくりと一人ひとりが輝くまちづくり

すべての人の人権が尊重されることは，社会の根本原理です。また，住民一人ひとりが尊重される中で，生涯にわたって学び，自らの選択のもとで多様な活動に自由に参加できることは，心の豊かさを高めていくための基本です。さらに，これからのまちづくりは，住民や団体等が，行政と協働しながら，様々な場において活躍できることが大切であり，こうした活動を通じて，まちづくりを担う人が，さらに育っていくと期待されます。

このため，基本的な人権の尊重のもとに，生涯にわたって学び，様々な活動に参加していける環境と条件を整備し，地域文化の創造やスポーツ・レクリエーション活動などへの住民の主体的な参加を促進する必要があります。また，地域間交流や国際交流など多様な交流活動を進めるとともに，住民一人ひとりがまちづくりに参加し，活躍できる地域社会づくりや男女が共同参画していく社会の形成に取り組んでいくことが求められます。

●安全・安心の環境と条件整備

平成７年１月 17 日に起きた阪神淡路大震災は，人的・物的に甚大な被害をもたらし，災害の危険性

や地域住民等が参加する防災まちづくりの必要性などを再認識させるきっかけにもなりました。また，高齢化が進む中で，高齢者等が交通事故に遭う危険性が増すとともに，ストーカー※やインターネット上での不正アクセスなど，従来とは様相を異にする犯罪なども発生し，住民の安全と安心の確保に向けた課題は山積しています。

このため，住民やボランティア等の参加と協力を得ながら，ソフト・ハードの両面から災害に強く，犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組むことが求められます。また，地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ，交通安全対策や防犯対策に地域ぐるみで取り組む必要があります。

●地域の特色を活かし，生み出す産業づくり

旧町の産業は，農林業，商工業，観光など，それぞれの地域の特色を持って営まれていますが，我が国のおかれている厳しい経済環境の中で，未来を指向した地域に根づく産業づくり，雇用の確保・創出が求められます。

このため，地域の特色を活かした農林業や商工業の振興に努めるとともに，観光資源の再発見と活用も必要です。加えて，農林業と商工業，観光とのつながりの強化，起業の促進などは，地域経済の活性化だけでなく，にぎわいのあるまちづくりや人材の育成，ＵＪＩターンの促進などの可能性を持っています。

●地方分権への対応と計画的かつ効率的な地域経営

国及び地方の財政の悪化，日常生活圏の拡大，少子・高齢化の進行などの中で，地方自治体の自主性，自立性を高める方向で地方分権に向けた制度の見直しが進んでいます。また，市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)が平成７年と平成 11 年に大幅に改正されるなど，市町村合併の大きな流れの中にあります。

このため，行財政基盤を強化し，多様化・高度化する住民ニーズへの対応と個性あるまちづくりを進めることが大切であり，そのための有効な手段として，市町村合併に取り組む必要があります。

市町村合併への取組みにおいては，住民意向の把握やその反映に努めながら，関係市町村と連携していくことが大切であり，さらに，ＪＡ，商工会，社会福祉協議会など，関係機関への情報提供や協調を図り，住民生活に関わる諸機能の維持・充実や地域振興を円滑に進めていく必要があります。

また，厳しい財政状況のもとで，成熟化する社会と多様化，高度化する行政需要に対応しながらまちづくりを推進していくためには，限られた財源と人員を有効に活用し，新しい時代への展望を持ちながら，行財政改革や事務の効率化を進め，経営的視点を取り入れた効率的で総合的な行財政運営を推進する必要があります。さらに，住民の参加・協力による，地域ぐるみでのまちづくりも大切です。

④　特色・魅力づくりの特定課題

●２つのインターチェンジの活用

東西・南北の高速交通体系の結節点にあり，２つのインターチェンジが立地する条件を活かし，交流拠点や産業・就業拠点の整備・充実や有効活用を進めることが大切です。

●水系を通じた広域連携・交流の先導

日本海と瀬戸内海に通じる２つの主要河川の存在を活かし，広域的な連携・交流を先導する地域としての取組みを検討することが大切です。

●中国地方の中央部という立地性の活用

中国地方のほぼ中央部に位置し，かつ島根県との県境に位置する立地条件を活かし，広域的な役割や拠点性の発揮などについて検討することが大切です。

●地域周遊ルートづくりとグリーンツーリズム※の推進

新町には多彩な地域資源等が数多くあり，それ自体の魅力に加え，ネットワーク化することによる魅力も創出し，より一層，資源の活用を図ることが大切です。

また，そうした資源や地域の自然，歴史文化等を活かしながら，グリーンツーリズムを推進することによって，地域を面的，全体的に活用していくことが期待されます。

●先人の知恵と歴史文化の保存・継承・活用

新町には有形・無形の文化財や，人々に培われてきた暮らしの知恵などが残されており，そうした遺産を保存・継承すると同時に，つながりを持った整備・活用や情報の発信などに取り組むことが大切です。

●まちづくりの担い手の育成とネットワークづくり

新町では様々な住民参加，住民主体のまちづくり活動が展開されており，そうした蓄積を踏まえて，まちづくりの担い手の育成に努めるとともに，新町内はもとより，幅広くまちづくりの担い手や応援団のネットワークづくりに取り組むことが大切です。

Ⅲ　主要指標の見通し

１　人口

（１）　総人口

山県東部４町の人口は，平成 12 年現在(国勢調査)21,929 人となっています。また，人口の推移を昭和 60 年以降でみると減少傾向が続いています。

こうした推移や年齢構成をもとに，新町の人口を推計すると，目標年次の平成 27 年には，平成 12 年よりも約 1,900 人少ない，20,050 人程度になることが予測できます。

しかし，４町が合併し，多彩な暮らしの豊かさをはぐくみながら，将来像の実現に向けて取り組み，定住条件や地域の魅力を高めることによって，人口減少を抑制し，さらには人口の維持を目指して努力することが大切です。

一方，国レベルにおいても，少子化の影響などにより，平成 18 年頃をピーク※に人口減少に転じ，広島県はそれよりもやや早く減少すると予測される時代であり，新町において人口の維持を見込むことは，かなり難しい状況といえます。

したがって，新町においては，前記のような取組みを計画的かつ総合的に実施し，人口の減少を極力抑制することにより，目標年次(平成 27 年)の人口を 21,000 人と計画します。

図　新町の人口推計と目標人口の設定

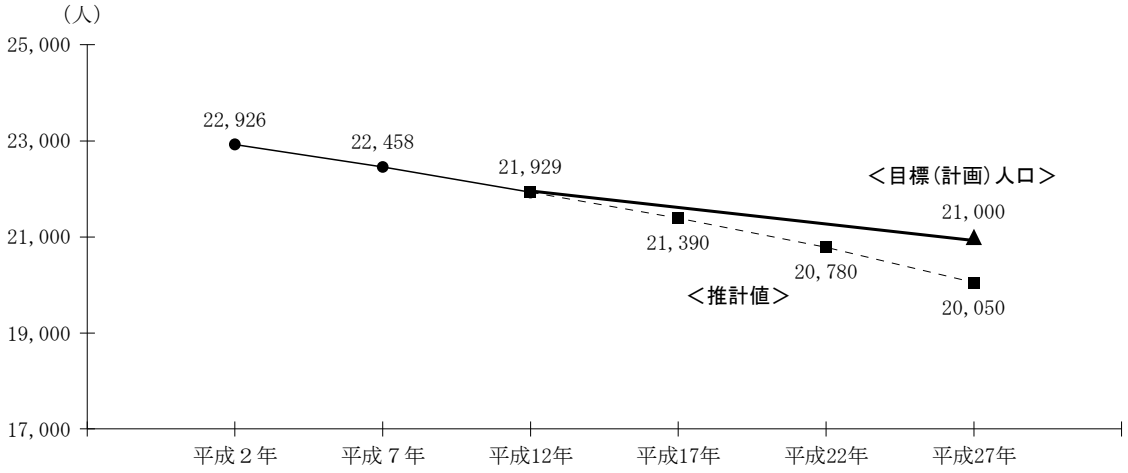

注１：平成１２年以前は国勢調査人口

注２：人口推計はコーホート・センサス変化率※法による

（２） 年齢構成

21 世紀の我が国の人口を取り巻く状況は,20 世紀末から顕著に表れてきた少子･高齢化が一層進み,高齢者人口が平成 20 年代には 3,000 万人を超える一方で，総人口が平成 18 年頃から減少に転じると予測されています。

山県東部４町においては，平成 12 年現在で老年人口比率が 31.8%を占め，国や県平均を大きく上回り，今後とも高齢化が進む状況にあります。また，少子化についても，年少人口比率が 13.5%(平成 12 年)と，国や県平均を下回るなど，少子化が進んでいます。

こうした状況の中で，新町の年齢別の人口を推計し，目標年次(平成 27 年)における人口構成を，年少人口比率約 14%，生産年齢人口比率約 52%，老年人口比率約 34%と計画します。

表　新町の年齢３区分別人口構成

区　分	平成 12 年(実績)		平成 27 年	(推計・計画)
	実数：人	構成比：%	実数：人	構成比：%
年少人口 (０～14 歳)	2,966	13.5	2,940	14
生産年齢人口 (15～64 歳)	11,981	54.6	10,920	52
老年人口 (65 歳以上)	6,981	31.8	7,140	34
総　数	21,929	100.0	21,000	100

注１：平成 12 年の人口は国勢調査。総数には，年齢不詳１人を含む。
注２：平成 27 年の人口は推計を基にした計画人口。

２　世帯数

山県東部４町の平成 12 年の世帯数は 7,844 世帯で，人口は減少傾向にありますが，世帯数はゆるやかな増加傾向にあります。

これは，１世帯当たりの世帯人員が減少していることによるもので，昭和 60 年には 3.17 人／世帯でしたが，平成２年には 2.93 人／世帯となり３人を割り込み，それ以降もゆるやかに減少しながら今日に至っています。

新町における平成 27 年（目標年次）の１世帯当たり世帯人員は，平成２年以降の推移をもとに推計すると，約 2.5 人／世帯になることが予測されます。

しかし，新町のまちづくりにおいて，定住促進などを進め，１世帯当たりの世帯人員の減少をできるだけ抑えることによって，約 2.6 人／世帯を目標にします。

その結果，前記の目標（計画）人口と合わせて算定すると，約 8,100 世帯となります。

図　新町の目標とする世帯数の設定

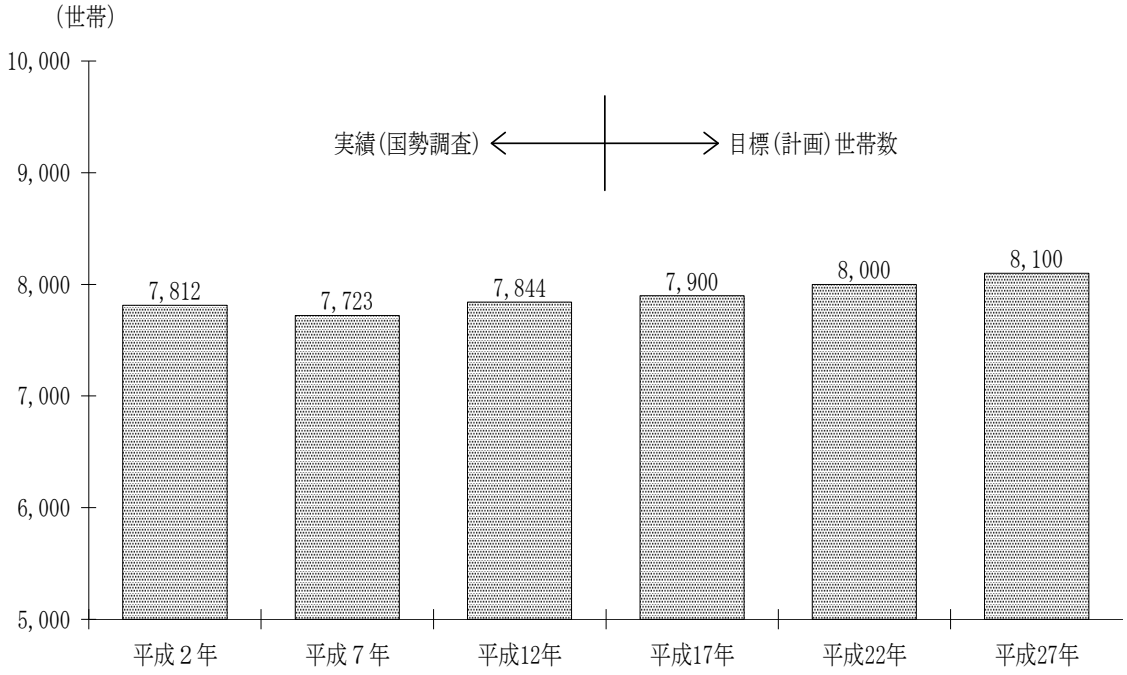

Ⅳ 新町建設の基本方針

1 新町の将来像

（1） 将来像

新町には，豊かな緑と水，多様な地形・生態系を有する自然が息づき，歴史や生活文化がはぐくまれ，観光・レクリエーション施設や交流施設，福祉施設など，地域ごとに特色のある公共公益施設なども立地しています。また，東西(近畿・九州)及び南北(山陽・山陰)の交通の結節点でもあり，広域的な役割を担いながら，定住・交流圏づくりを先導することも期待できる地域です。

一方で，まちづくりを取り巻く状況は，地方分権，成熟社会等に向け大きく変動しており，地域が持続的に発展していくためには，広域的な視点を持って，まちづくりの総合的な能力と同時に，特色ある施策を進める能力を高めていくことが大切です。

こうした状況の中で，魅力のある住みよい新町を構築していくためには，それぞれの地域の特色や資源を活かすとともに，理念等を共有しながら，広域的な視点から一体的にまちづくりを進める必要があります。

このため，新町のまちづくりを進めるに当たっての共有の将来像(地域像)と，その実現のための基本テーマ(取組み方向)として，**「源流域の自然と田園文化が息づく『やまなみ中央タウン』―参加と交流による多彩な暮らしの豊かさづくり―」**を掲げ，その具体化に向けて取り組むものです。

この将来像は，源流域の自然(源流・川，動植物，地形…)と田園文化(歴史，郷土芸能，教育，まちづくり活動…)に代表される資源を有し，中国地方の中央に位置する新町において，交通条件や地域資源の活用と拡充などに取り組みながら，多彩な自然や文化が息づき魅力ある機能・空間を備えた「住んでみたい・住み続けたい・住んでよかった」と思えるまちの構築を目指しています。

また，位置及び高速交通体系において，中国地方の中央部に位置すること，そして源流域であることや豊かな田園文化を再認識し，広く地域をアピールするとともに，広域的な役割を担っていくことも意図しています。

さらに，将来像の実現のための基本テーマは，住民等のまちづくりへの協力と参加，さらには広く交流を進めることによって，現在ある地域資源や諸機能の魅力づくり及び新たな創出に努めるとともに，それらのネットワーク化を進め，より魅力ある暮らしの豊かさを生み出そうとするものです。

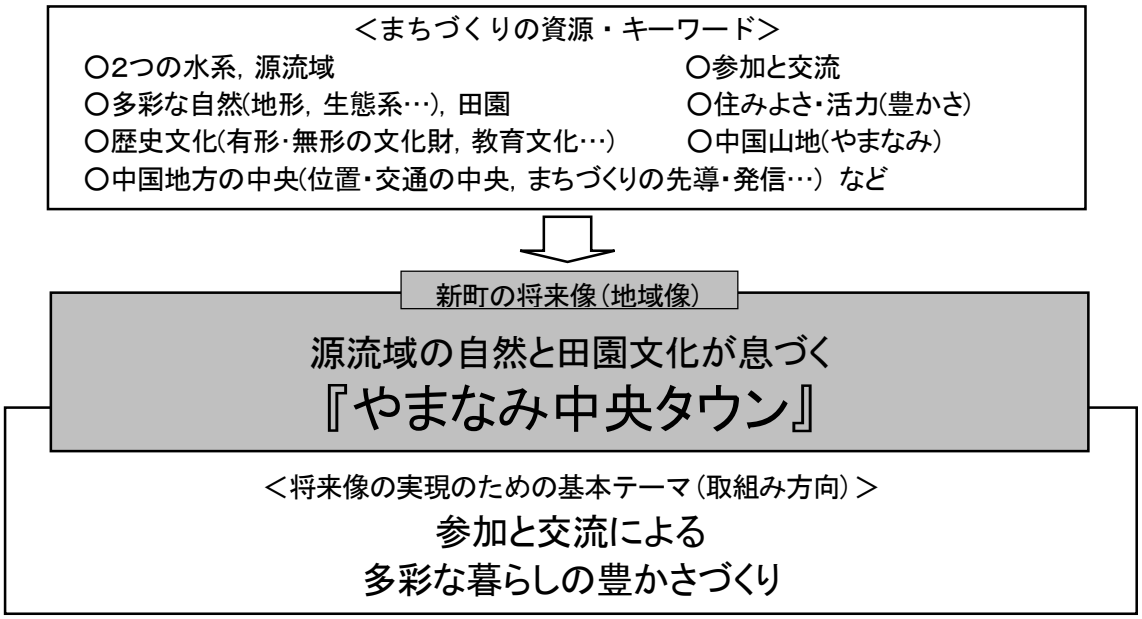

（2） 新町の広域的な役割

新町は，南に政令指定都市である広島市や山県郡西部３町村(平成 16 年 10 月，安芸太田町の発足予定)が，北及び西に島根県西部地域が，東に平成 16 年３月発足の安芸高田市が隣接しています。

これら地域とは，中国縦貫自動車道や中国横断自動車道広島浜田線，一般国道 186 号，191 号，261 号，433 号などで結ばれています。また，新町は東西・南北の高速交通体系の結節点でもあり，東は近畿，西は九州，南は広島市及び周辺の都市部，北は日本海沿岸地域などとつながっています。

さらに，新町は，位置及び高速交通体系から，中国地方の中央部に位置する特徴も備えているとともに，日本海につながる江の川と瀬戸内海につながる太田川という２つの水系の源流域でもあります。

こうした立地性に加え，新町の自然や歴史文化，そして，交流やレクリエーション，体験学習などの資源・施設，産業，住民参加の地域活動などは，新町におけるまちづくりの資源であるとともに，広域的な役割を発揮する資源でもあります。

まちづくりを進めるためには，その地域内だけでなく，広域的な連携や交流，役割などを模索しながら，幅広く英知を結集し取り組む必要があります。同時に，自分の地域だけでなく，周辺地域を含めた圏域の発展，さらにはつながりを持つ地域との相互協力を意図することも大切で，そのことが自分の住む地域の魅力あるまちづくりや信頼，愛着につながるといえます。

このため，新町においては，次に示す広域的な役割を担うことを目指します。

- **立地性(位置と交通の中央，水系，自然，歴史文化など)や地域活動を活かした広域交流・連携の要としての役割―広域交流・連携の要―**
- **自然，田園文化等を活かした多彩な体験学習やレクリエーション，交流の場などを提供する役割－多彩な体験学習・レクリエーションの場－**
- **地域の特色(自然，歴史文化，教育，福祉など)を活かした多彩な定住・滞在の場を提供する役割―多彩な定住・滞在の場―**
- **安心・安全でおいしい食の提供と相互交流，健康づくりを促進する役割―安全・安心の食と健康づくり―**

■新町の広域的な役割の発揮と連携

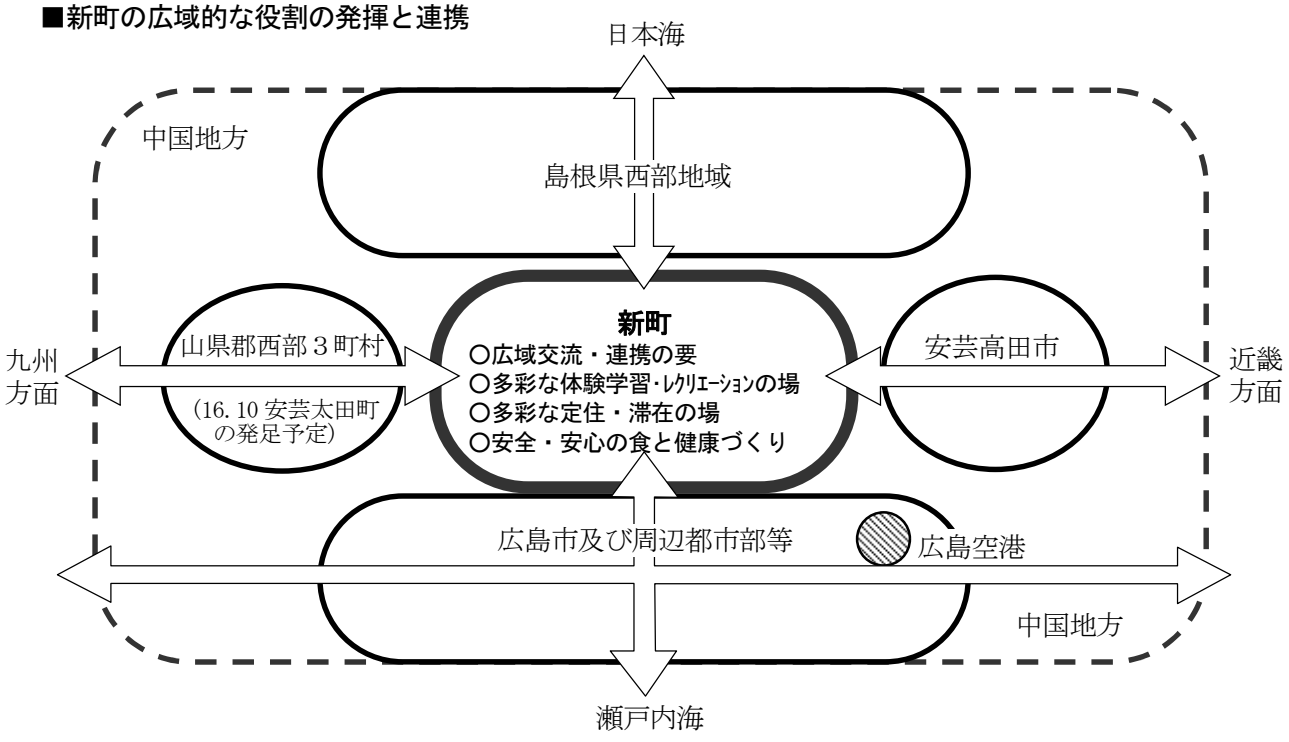

２　新町建設の基本方針

新町の将来像は，まちづくり全体を包含する目標であり，基本テーマはそれを実現するための手段・方策の柱となる考え方です。

したがって，新町を建設していくためには，多種多様な施策を，将来像と基本テーマを踏まえながら，体系的に位置づけ，施策の意義や効果，施策相互の関連を検討し，総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくことが大切です。

このため，基本テーマを踏まえながら，将来像と各種施策をつないでいくため，将来像と基本テーマを支え，かつ，まちづくり（豊かさづくり）の展開方向を示す基本方針として，「魅力，つながり，やさしさ，元気」をキーワードに４つの基軸を設定します。

■新町建設の基本方針（将来像を支える４つの基軸）

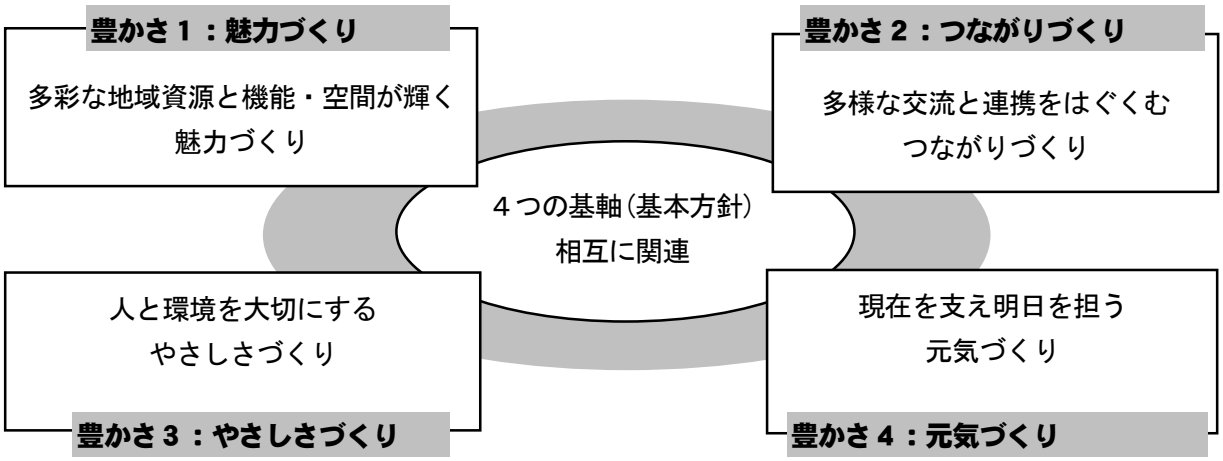

●多彩な地域資源と機能・空間が輝く魅力づくり

新町の自然や歴史文化，観光・レクリエーション施設，交流施設など様々な地域資源や機能の活用と，新たな魅力の創出に努めるとともに，それらのネットワーク化を図り，多彩な地域資源と機能・空間が息づくまちづくりを目指します。

●多様な交流と連携をはぐくむつながりづくり

高速交通体系をはじめとしたインターチェンジへの連絡と，地域内外の交通ネットワークの整備・充実に努めながら，幅広い交流と連携，参加がはぐくまれるよう，情報の受発信や組織づくり，人的なネットワークづくりなどに取り組み，多様なつながりが築かれ，深まるまちづくりを目指します。

●人と環境を大切にするやさしさづくり

21 世紀の社会情勢を踏まえながら，住みよい地域を築くため，自然環境の保全やごみの減量化・リサイクル，省エネルギーなど循環型社会の形成への取組みを進めるとともに，一人ひとりが尊重され，様々な活動に参加し輝いていく，人と環境を大切にするまちづくりを目指します。

●現在を支え明日を担う元気づくり

生き生きとした活力ある地域を築くため，現在を支え，明日を担う人づくりに取り組むとともに，立地環境や土地条件，気候風土の特色を活かしながら，地域に根づく産業を育てるまちづくりを目指します。

3　土地利用構想

（1）　土地利用の方針

新町は，高原，丘陵地，盆地，谷間，河川空間などの様々な地形条件を備えており，その上に多様な生態系や歴史的・文化的資源が存在し，市街地・集落地，農地などが形成されており，土地利用を検討する上で，十分認識しておくことが求められます。

また，住民の暮らしと産業活動を支え，環境を保全・創出する基盤であり，限られた貴重な資源である土地の利用に当たっては，それぞれの持つ固有性と条件を踏まえ，特色を活かすとともに，調和のとれた計画的な土地利用を推進する必要があります。

そのための前提となる土地利用の方針を，次のように設定します。

土地利用の方針

1　新町の骨格を築く交流と連携による地域構造の形成
2　地域特性を活かした土地利用の推進
3　環境と共生する土地利用の推進
4　安全と安心の土地利用の推進
5　持続的な発展が可能な土地利用の推進

①　新町の骨格を築く交流と連携による地域構造の形成

住みよく魅力的な新町を築いていくため，ハード・ソフトの両面から相互交流と連携を進める仕組みを構築しながら，新町の広がりの中で，それぞれの特色の発揮と機能連携に取り組み，合併による相乗効果が発揮できる地域構造の形成を図ります。

②　地域特性を活かした土地利用の推進

それぞれの地域や場所の特性を活かしながら，地域の個性や環境を守り育てる土地利用を進めるとともに，地域資源の魅力づくりや創出に努めます。

③　環境と共生する土地利用の推進

自然や歴史的な環境，生活環境，営農環境などの保全を図るとともに，循環型社会の形成に資する土地利用を進め，うるおいと安らぎのある調和のとれた地域空間をはぐくんでいきます。

④　安全と安心の土地利用の推進

自然災害や火災，交通事故※などの抑制・防止に努めるとともに，保健・医療・福祉施設等の適切な立地や，バリアフリーの環境づくりなどを進めるため，土地利用の面からも安全と安心の確保に取り組みます。

⑤　持続的な発展が可能な土地利用の推進

自然や歴史的な環境などと調和する中で，地域の特色を活かしながら，農業，商業・流通，工業などがしっかりと根づき，持続的に発展していけるよう，土地利用の面からも支えていきます。

（2） 地域構造の形成方針

新町が，一体的な地域として，豊かさの創出と魅力づくりを進め，持続的に発展していくためには，交流と連携を深めながら，それぞれの特色を活かした多彩な拠点・ゾーンの形成とそのネットワーク化を図る必要があります。また，こうした拠点とネットワークづくりにおいては，自然環境や歴史文化，暮らしとの調和を図っていくことが大切です。

このため，新町全体からみた地域構造を明確にし，その充実・整備を図る必要があり，こうした取組みが，それぞれに魅力的な拠点を形成し，さらに，それらがつながり合うことによって，総合的な魅力を発揮する，豊かな地域を築いていくことにつながります。

また，新町の地域構造を形成していく上では，旧町の行政サービス等の中心であった拠点の役割や位置づけを再編成する必要があり，新町全体を圏域とした広域拠点と，主としてそれぞれの地域を圏域とした地域拠点を設定します。

図　新町における地域構造形成の考え方

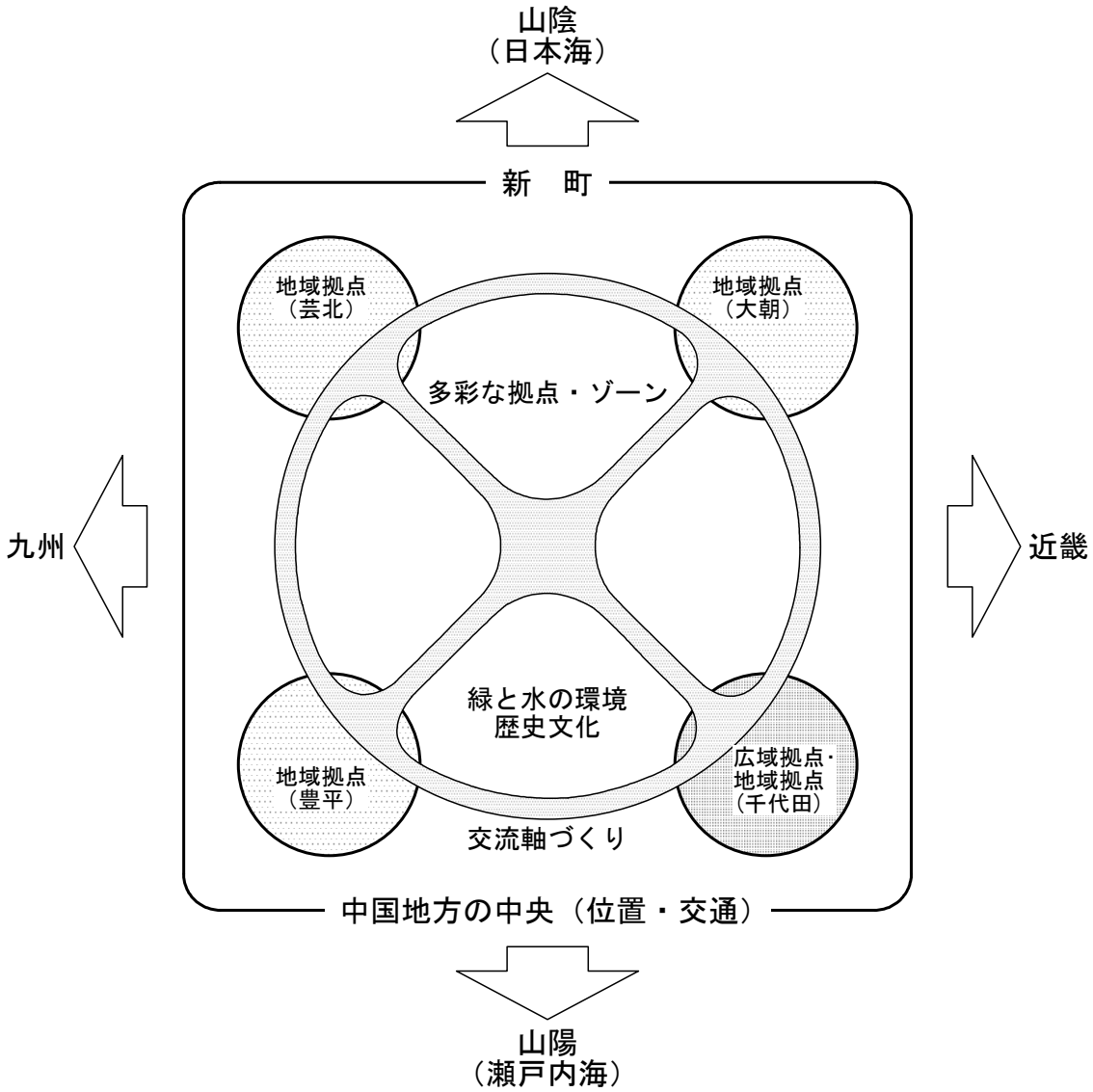

①　多彩な拠点・ゾーンと水と緑の環境づくり

新町においては，施設・機能立地の状況や新たな可能性を考慮し，役割分担と連携を図る中で，様々な性格と内容を有する多彩な拠点・ゾーンの充実・整備とネットワーク化を目指します。

また，新町を特徴づけ，かつ，環境を守り，はぐくむ重要な要素として，森林を中心とした自然環境及び河川等の水辺の空間があり，その保全・活用に取り組みます。

表　新町における拠点・ゾーン等の設定

区分	主として施設・機能面からみた拠点・ゾーンの形成		主として環境面からみた緑と水のゾーンと環境軸の保全・活用	
	総合的･複合的な拠点	資源活用や主として特定機能に関する拠点・ゾーン	地域的な広がりを有する環境の保全･活用に関するもの（ゾーン）	河川を中心とした環境の保全･活用に関するもの（軸）
骨格的な拠点・ゾーン（地域的な広がりを有するもの）	●広域拠点 ●地域拠点	●高原と源流域の自然体験・レクリエーションゾーン ●盆地と里山の交流・レクリエーションゾーン ●中世・歴史文化ゾーン	●高原と源流域の緑の環境ゾーン （左記と区域が重複） ●盆地と里山の緑の環境ゾーン （左記と区域が重複） ●水の環境ゾーン ○聖湖･水の環境ゾーン ○仙水湖と滝山峡･水の環境ゾーン	
特定区域やそれに準じたもの	●生活中心地	●特定機能に特化した拠点 ○自然体験･スポーツ･レクリエーション拠点 ○観光･交流拠点 ○歴史文化･交流拠点 ○保健･医療･福祉拠点 ○生産･就業拠点 ●特定区域を対象とした検討ゾーン ○土地活用検討ゾーン		●２つの水系における環境軸 ○江の川水系・水の環境軸 ○太田川水系・水の環境軸

■新町の骨格的な拠点・ゾーンの構成

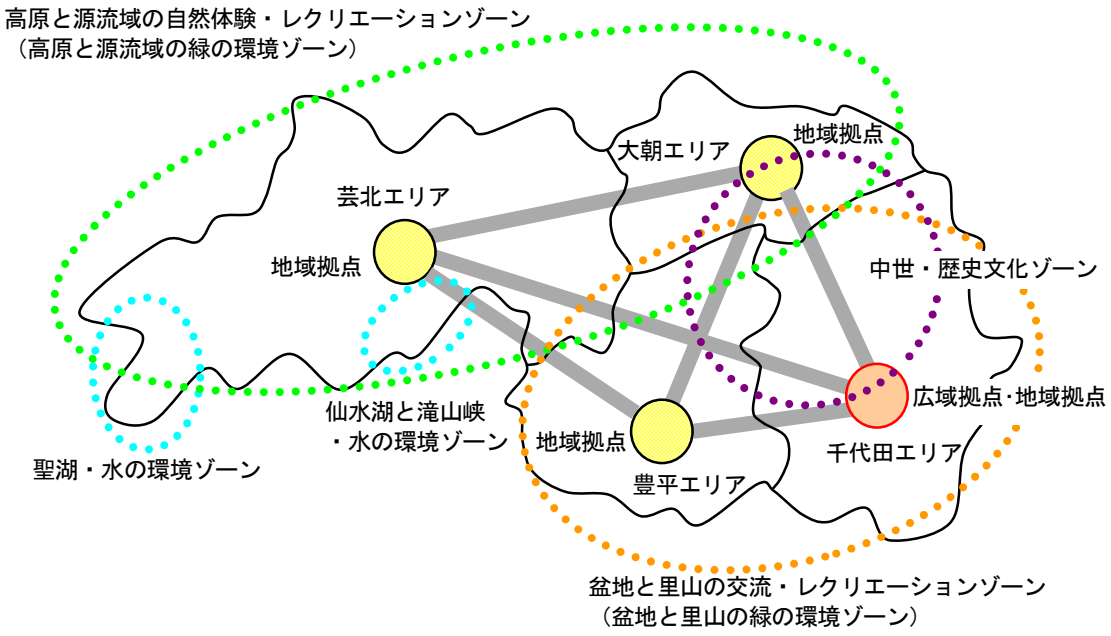

表　拠点・ゾーン等の位置づけと整備方針（位置づけ・役割，整備方針）				
骨格的な拠点・ゾーン（地域的な広がりを有するもの）	総合的・複合的な拠点	広域拠点	＜位置づけ・役割＞ 新町における行政及び各種公共公益サービス，商業，就業等の中心的な機能を担います。 ＜整備方針＞ 交通条件や都市機能の集積を活かすとともに，それらとのつながりや調和を図りながら，土地の有効活用による交流機能や業務機能等の強化に努めます。 また，緑地や河川，歴史的な資源などを活かしながら，安心・安全で快適な回遊性のある市街地の形成を進めます。	○千代田エリア：八重市街地，壬生市街地及びその周辺
		地域拠点	＜位置づけ・役割＞ それぞれの地域を主たる圏域とした，各種公共公益サービス等の中心的な機能を担います。 ＜整備方針＞ 公共公益施設サービス等の維持・充実を図るとともに，それぞれの地域の特色を活かした機能や空間の整備・充実に努めます。	○芸北エリア：川小田地区 ○大朝エリア：大朝地区，新庄地区 ○千代田エリア：八重市街地，壬生市街地及びその周辺 （広域拠点と重複） ○豊平エリア：琴庄地区，都志見地区
	資源活用や主として特定機能に関する拠点・ゾーン及び環境ゾーン	高原と源流域の自然体験・レクリエーションゾーン（高原と源流域の緑の環境ゾーン）	＜位置づけ・役割＞ 高原や源流域の環境に包まれながら，様々な自然体験や野外レクリエーション等の場が，地域的な広がりの中に立地し，それぞれの魅力と併せて，共通したテーマを有するゾーンです。 ＜整備方針＞ 緑と水の象徴的な自然環境を保全しながら，地域資源の充実・整備と活用を進めるとともに，相互の連携と役割分担を図り，新町の豊かさと魅力を守り，生み出していくことを目指します。	○芸北エリアから大朝エリアの高原地帯や山地部を中心とした区域
		盆地と里山の交流・レクリエーションゾーン（盆地と里山の緑の環境ゾーン）	＜位置づけ・役割＞ 盆地や里山の環境に包まれながら，観光・交流施設やスポーツ・レクリエーション施設などが，地域的な広がりの中に立地し，それぞれの魅力と併せて，共通したテーマを有するゾーンです。 ＜整備方針＞ 盆地と里山の自然環境や田園環境を保全しながら，地域資源の充実・整備と活用を進めるとともに，相互の連携と役割分担を図り，新町の豊かさと魅力を守り，生み出していきます。	○千代田エリアから豊平エリアの盆地や里山を中心とした区域
		中世・歴史文化ゾーン	＜位置づけ・役割＞ 中世を中心とした歴史的資源や民俗芸能の場などが，地域的な広がりの中に存在し，それぞれの魅力や価値と併せて，共通したテーマを有するゾーンです。 ＜整備方針＞ それぞれの文化財等の保存・整備や活用を進めるとともに，周遊ルートやサインの整備，情報提供などを総合的に行います。	○大朝エリア，千代田エリア，豊平エリアにかけて立地する中世城館遺跡等を含む区域
		水の環境ゾーン ○聖湖・水の環境ゾーン ○仙水湖と滝山峡・水の環境ゾーン	＜位置づけ・役割＞ 緑に包まれた豊かな水辺の環境の中で，自然探勝や環境学習，観光・レクリエーションなどの多様な役割を発揮します。 ＜整備方針＞ 聖湖や仙水湖，滝山峡を中心とした水と緑の象徴的な自然環境を保全・活用し，新町の豊かさと魅力を守り，生み出していくことを目指します。	○聖湖及びその周辺 ○仙水湖と滝山峡及びその周辺

表　拠点・ゾーン等の位置づけと整備方針（２／２）

拠点・ゾーン等			位置づけ･役割，整備方針	場所・区域
特定区域やそれに準じたもの	総合的・複合的な拠点	生活中心地	＜位置づけ･役割＞ 住民生活の利便性等を確保するため，地域拠点の補完的な役割を担います。 ＜整備方針＞ 地域拠点を補完する機能の維持・充実を図るとともに，それぞれのコミュニティの特色を活かした機能や空間の整備・充実に努めます。	○芸北エリア：八幡，美和，雄鹿原，雲月 ○大朝エリア：田原，筏津，大塚，宮迫，岩戸 ○千代田エリア：本地，南方，蔵迫，川戸 ○豊平エリア：戸谷，阿坂，志路原
	資源活用や主として特定機能に関する拠点･ゾーン	特定機能に特化した拠点 ○自然体験・スポーツ・レクリエーション拠点 ○観光・交流拠点 ○歴史文化・交流拠点 ○保健・医療・福祉拠点 ○生産・就業拠点	＜位置づけ･役割＞ 自然体験や観光，交流，生産・就業などの拠点となる機能・空間が存在することによって，新町の特色と魅力を発揮するとともに，広域拠点，地域拠点などとつながりあって住みよいまちの基盤を構成します。 ＜整備方針＞ 既存の施設・機能や環境を活かしながら，それぞれに特色と魅力を有する多彩な拠点を形成するとともに，拠点・ゾーンのネットワーク化を図ります。	○新町における施設・機能の立地状況を踏まえ，各種拠点を設定
		特定区域を対象とした検討ゾーン ○土地活用検討ゾーン	＜位置づけ･役割＞ 活用を検討する必要のあるまとまった土地であり，新町の新たな魅力づくりや機能創出の可能性を有します。 ＜整備方針＞ 社会経済情勢を踏まえながら，土地条件やその特色・可能性を把握し，土地活用の方向性や内容，手法等を検討します。	○加計山麓丘陵地（大朝エリア） ○県営大朝工業団地（大朝エリア） ○県営千代田工業・流通団地（千代田エリア） ○県営豊平地区工業団地予定地（豊平エリア）
	環境軸	２つの水系における環境軸 ○江の川水系・水の環境軸 ○太田川水系・水の環境軸	＜位置づけ･役割＞ 日本海と瀬戸内海に注ぐ２つの水系の存在を踏まえ，環境保全や体験学習，水辺のレクリエーションの場，さらには交流資源などとして活かしていきます ＜整備方針＞ それぞれの場における河川の状況を踏まえながら，防災・安全性の確保を図るとともに，河川環境の保全・活用に取り組み，水辺においても新町の豊かさと魅力を守り，生み出していくことを目指します。	○河川空間及びその周辺：江の川水系，太田川水系

②　地域の一体性と暮らしを支える交流軸づくり

拠点・ゾーンや暮らしの場をつなぎ，地域内のネットワークを形成するとともに，地域外とのつながりを確保する主要な道路とその沿道等(高速道路はインターチェンジ周辺など)を交流軸として位置づけ，その整備・充実を目指します。

こうした拠点・ゾーンと軸が一体となって，日常生活や生産活動など地域の様々な活動の骨格となり，さらに，空間や機能の面から，新町の特色や個性，魅力を表すことにもつながります。

＜広域的な交通軸＞

- ●中国縦貫自動車道及びインターチェンジ周辺
- ●中国横断自動車道広島浜田線及びインターチェンジ周辺

＜地域内外のネットワーク形成を目指す交流軸＞

- ●一般国道 186 号とその沿道
- ●一般国道 191 号とその沿道
- ●一般国道 261 号とその沿道
- ●一般国道 433 号とその沿道
- ●主要地方道浜田八重可部線とその沿道
- ●主要地方道旭戸河内線とその沿道
- ●主要地方道広島豊平線とその沿道
- ●主要地方道安佐豊平芸北線とその沿道
- ●林道三谷塩明線とその沿道
- ●主要地方道千代田八千代線とその沿道
- ●一般県道澄合豊平線とその沿道
- ●一般県道小原猪山線とその沿道
- ●一般県道波佐芸北線とその沿道
- ●一般県道金屋壬生線とその沿道
- ●一般県道都川中野線とその沿道
- ●一般県道今福芸北線とその沿道
- ●大規模林道とその沿道

＜地域内のネットワーク形成を目指す交流軸＞

- ●主要地方道芸北大朝線とその沿道
- ●新町内の一般県道とその沿道
- ●町道船峠線・町道田原枕線(大朝町，豊平町，芸北町)とその沿道
- ●広域農道とその沿道
- ●林道細見大塚線とその沿道

図　新町の主要な道路ネットワーク

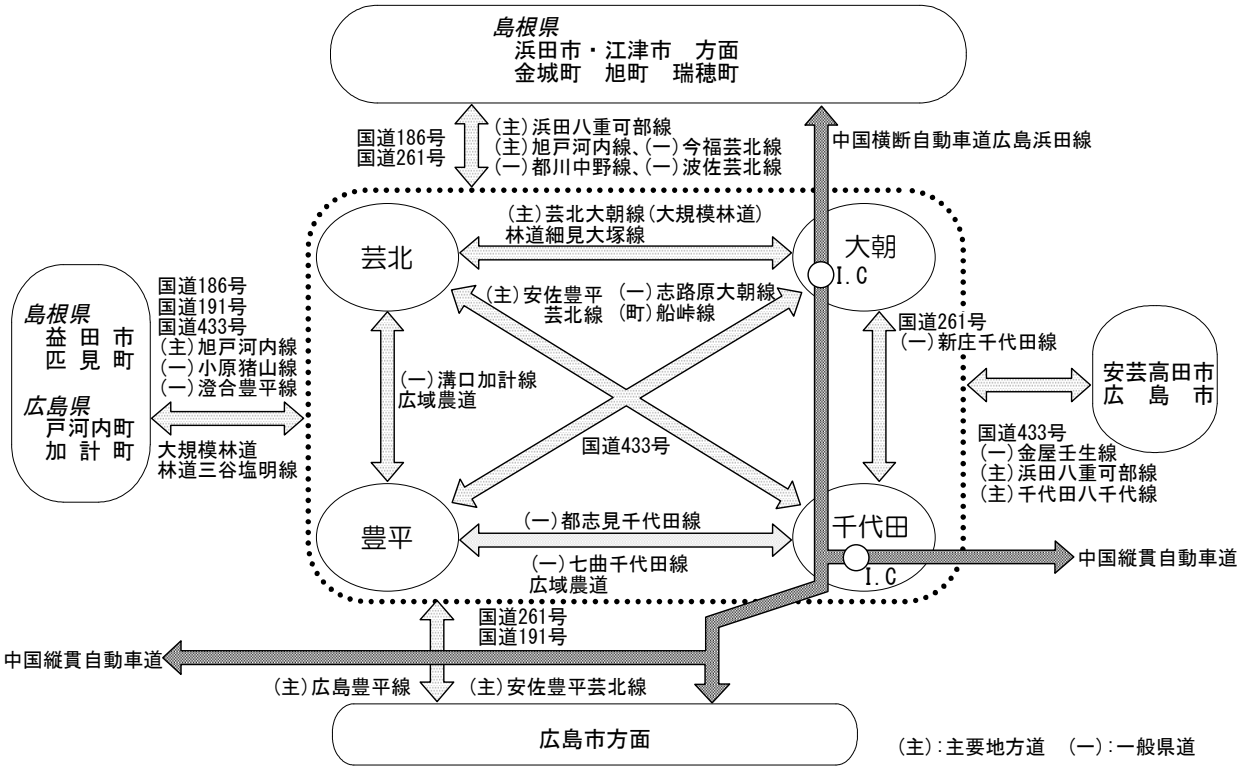

※大規模林道のうち，芸北～大朝間は国道・県道利用区間

38 頁は白(左頁)

図　新町の地域構造

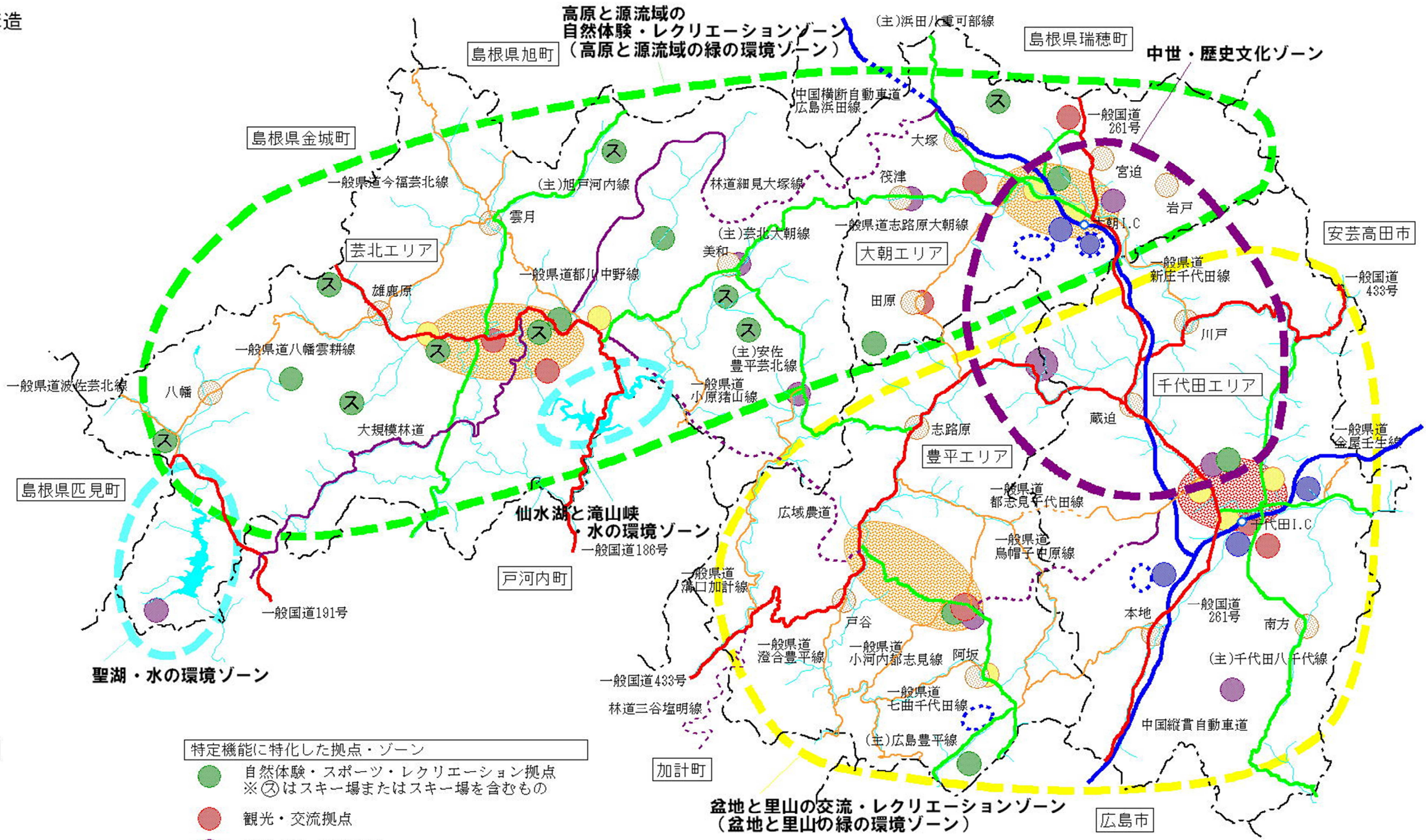

凡　例

総合的・複合的な拠点
- 広域拠点
- 地域拠点
- 生活中心地

緑と水の環境軸とゾーン
- 高原と源流域の緑の環境ゾーン
- 盆地と里山の緑の環境ゾーン
- 水の環境軸：江の川水系，太田川水系
- 水の環境ゾーン

特定機能に特化した拠点・ゾーン
- 自然体験・スポーツ・レクリエーション拠点
  ※㋖はスキー場またはスキー場を含むもの
- 観光・交流拠点
- 歴史文化・交流拠点
- 保健・医療・福祉拠点
- 生産・就業拠点
- 土地活用検討ゾーン
- 高原と源流域の自然体験・レクリエーションゾーン
  （高原と源流域の緑の環境ゾーン）
- 盆地と里山の交流・レクリエーションゾーン
  （盆地と里山の緑の環境ゾーン）
- 中世・歴史文化ゾーン

参考表示
- 高速道路とインターチェンジ
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 広域農道，大規模林道等
  （破線は未整備区間）

N　0　1　2　5km

4　地域別整備の方針

（1）　地域別の将来像と位置づけ

新町を構成する４つの地域それぞれについて，全体の将来像(地域像)を踏まえながら，地域別の将来像及び広域的な観点からみた位置づけと役割を設定します。

＜地域別の将来像と位置づけ・役割＞

多彩な魅力(豊かさ)を備えた新町
―連携・交流による資源の有効活用と相乗効果の発揮―

芸北エリア
オールシーズン※自然活用型交流と高原文化のまち・芸北

高原の自然と文化を活かし，四季を通じたスポーツ・レクリエーション活動や体験学習の場とするとともに，生涯にわたって心と体の健康づくりの推進に向けた地域包括ケアシステムを発信する場として，また，高冷地の特性を活かした農業の展開を図り，自然と共生する田園地域としての役割を担います。

大朝エリア
高原に輝く暮らしの環境文化のまち・大朝

高原や源流域としての自覚のもとに，暮らしの豊かさにつながる環境文化（循環型社会など）を創出し，広く発信・連携していくとともに，中山間地域における特色ある教育を展開する地域としての役割を担います。

千代田エリア
健康で豊かな文化田園都市・千代田

交通結節点としての立地性や都市機能の集積を活かしながら，広域的な拠点としての機能を発揮するとともに，歴史的遺産の活用や魅力ある都市空間の創出，多様な交流活動の場の提供などによって，文化の香りあふれる田園都市としての役割を担います。

豊平エリア
参加と体験の農村文化と交流のまち・豊平

歴史文化やそばのまちとしての蓄積などを活かしながら，参加と体験を大切にした農村文化を醸成するとともに，それを軸として全国的な広がりの中で都市と農村の交流を進める地域としての役割を担います。

（2） 地域別整備の方針

それぞれの地域の現況と特色，そして地域別の将来像や位置づけを踏まえながら，主要な整備方針を設定します。

① 芸北エリアの整備方針

●四季の自然活用型交流を進める拠点と環境の整備・充実

地域全体が自然の博物館であるとの理念にたって，誇れる西中国山地国定公園の指定を尊重しながら冬季のスキーや臥竜山を始めとする 1,000m級の山々での夏のハイキング，三段峡三ツ滝や聖湖，仙水湖に見られる紅葉など，地域に存在する多くの自然資源や田園の原風景等を保全，活用しながら自然観察や自然体験交流拠点の整備・充実に努め，四季を通じた自然活用型交流を進めます。

●地域包括ケアシステムの整備・充実

住民の保健・医療・福祉，さらには介護のニーズに対応するため，進めている地域包括ケアシステムの充実を図り，行政と福祉，医療関係機関がより連携を密にして，地域の実情に応じた包括的なサービスの提供に努めます。

●高原の暮らしの豊かさを高める生活環境の整備

高原や源流域の環境などを活かしながら，上下水道や公園，コミュニティの場などの整備・充実に取り組むとともに，芸北エリアの自然環境と調和した快適な住まいづくり，安全・安心な環境づくり，小水力発電によるクリーンエネルギーの活用などを進めます。

●中山間地域における特色ある教育の推進

連携型中高一貫教育校である町立芸北中学校と県立加計高等学校芸北分校を軸に保･幼･小･中･高と一貫した教育の実現を図り，児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心を育てます。

また，豊かな自然を活かした体験学習，芸北エリアの自然条件を活用したスノースポーツ※の振興を図ります。

●日常生活を支える地域拠点，生活中心地等の整備・充実

日常生活を支え，コミュニティの活力を維持・醸成していくため，複合的な機能を備える地域拠点や身近な暮らしを支える生活中心地などの整備・充実を図ります。

●生活と交流を支える交通と情報のネットワークづくり

大朝や豊平，千代田エリア方面へのルートなど新町内のネットワークの強化や，広域的な道路網の整備を促進するとともに，芸北エリア内の生活道路網の整備・充実や除雪対策等に努めます。

また，生活交通(バス路線)の確保・充実に努め，暮らしの利便性と安心を確保します。

さらに，定住促進や産業振興などを図るため，高度情報通信基盤の整備に努めるとともに，その有効活用を進めます。

●元気な産業を育てる環境づくり

芸北エリアの立地条件や特色を活かしながら，生産性の高い農業や６次産業※の育成，四季を通じた観光･レクリエーションの振興などに努めるとともに，新しいクリーンエネルギーの開発に取組み，産業の多様な展開や就業機会の拡大を図ります。

② 大朝エリアの整備方針

●自然と文化が織りなす多彩な拠点と環境の整備･充実

源流域の自然やテングシデ，野外活動施設などを活かしながら，自然体験･スポーツ・レクリエーション拠点の整備・充実を図るとともに，地域住民の参加のもとに，温泉施設や自然環境，農業などの地域資源を活かした観光･交流拠点の整備･充実に努めます。

また，小倉山城跡一帯の整備をはじめ文化財などの保存・活用や，新庄学園との連携による地域における芸術文化活動などを促進し，歴史や芸術文化にふれあい，学び，多様な交流が生まれる場の整備･充実を図ります。

さらに，加計山麓の丘陵地は，まとまった開発可能地であり，自然環境の保全と治山・治水に配慮しながら，その活用について検討します。

●源流域から発信する環境にやさしいまちづくり

住民等の主体的な環境保全・創出活動を支援しながら，地域の特色を活かした循環型社会の形成に取り組むとともに，源流域というはじまりの地から情報の受発信を行い，活動の広がりと連携に努めます。

また，源流域の自然環境や水資源の保全・利用を図るため，源流の森の保全に取り組むとともに，自然環境に留意しながら，体験学習の場や親水空間・公園の整備及び確保を進めます。

●中山間地域における特色ある教育の推進

小倉山城跡や大朝町文化センター，新庄学園一帯の文化的な環境づくりを進めるとともに，新庄学園との連携を図りながら，中山間地域における豊かな特色ある教育を進めます。

●源流域の暮らしの豊かさを高める生活環境の整備

源流域の環境などを活かしながら，公園，コミュニティの場などの整備・充実に取り組むとともに，大朝エリアの環境と調和した快適な住まいづくり，安全・安心な生活環境づくりなどを進めます。

●日常生活を支える地域拠点，生活中心地等の整備・充実

日常生活を支え，コミュニティの活力を維持・醸成していくため，大朝地区における商業集積や，大朝インターチェンジ周辺における玄関口にふさわしい市街地環境と機能の整備・充実に取り組むとともに，身近な暮らしを支える生活中心地などの整備・充実を図ります。

●生活と交流を支える交通と情報のネットワークづくり

芸北や千代田，豊平エリア方面へのルートなど新町内のネットワークの強化や，広域的な道路網の整備を促進するとともに，大朝エリア内の生活道路網の整備・充実や維持管理に努めます。

また，生活交通(バス路線)の確保・充実に努め，暮らしの利便性と安心を確保します。

さらに，定住促進や産業振興などを図るため，高度情報通信基盤の整備に努めるとともに，その有効活用を進めます。

●元気な産業を育てる環境づくり

大朝エリアの立地条件や特色を活かしながら，生産性の高い農業や６次産業の育成，四季を通じた観光･レクリエーションの振興などに努めるとともに，県営大朝工業団地については，長期的観点から土地利用を検討し，産業の多様な展開や就業機会の拡大を図ります。

③　千代田エリアの整備方針

●文化田園都市の魅力を高める拠点と環境の整備・充実

千代田エリアにおける地域資源や施設・機能の立地を踏まえ，千代田町運動公園一帯におけるスポーツ・レクリエーション拠点，古保利薬師や万徳院跡一帯における歴史文化・交流拠点の整備・充実などを図るとともに，温泉を活かした観光・交流拠点などの整備・充実を促進します。

また，文化田園都市の環境と風景を醸し出す自然環境や田園環境，里山の保全・活用に努めるとともに，市街地や集落の環境を守り育て，自然と歴史文化と都市空間などが織りなす高度な環境づくりを進めます。

●文化田園都市としての暮らしの豊かさを高める生活環境の整備

盆地と里山の自然環境や田園環境などを活かしながら，上下水道や公園，コミュニティの場などの整備・充実に取り組むとともに，千代田エリアの環境と調和した快適な住まいづくり，安全・安心な環境づくりなどを進めます。

●広域拠点を担う中心市街地の整備・充実

新町における複合的機能を備えた広域拠点として，暮らしの利便性と快適性，安心を高める公共公益的な機能の整備・充実や市街地環境の魅力づくりを進めます。

●豊かな人間性をはぐくむまちづくりのための環境整備･充実

余暇の増大や生活様式の多様化に伴う住民の学習意欲や自己形成意欲の高まりに対応するため，それぞれの価値観に応じて，自由に学べる生涯学習の充実に努め，公民館活動などの生涯学習支援体制を推進します。

また，幼児教育や義務教育については，自然豊かな恵まれた環境の中で，子どもたちがのびのびと育つことができるように，教育環境の充実・整備を行います。

●日常生活を支える地域拠点，生活中心地等の整備・充実

日常生活を支え，コミュニティの活力を維持・醸成していくため，地域拠点としての役割も担う中心市街地(広域拠点)の整備・充実に取り組むとともに，身近な暮らしを支える生活中心地などの整備・充実を図ります。

●生活と交流を支える交通と情報のネットワークづくり

芸北や大朝，豊平エリア方面へのルートなど新町内のネットワークの強化や，広域的な道路網の整備を促進するとともに，千代田エリア内の生活道路網の整備・充実や維持管理に努めます。

また，新町の玄関口となる千代田インターチェンジに隣接する道の駅「舞ロードIC千代田」は，新町内外の交通・観光交流の拠点として整備を進めるとともに，生活交通(バス路線)の確保・充実に努め，暮らしの利便性と安心を確保します。

さらに，定住促進や産業振興などを図るため，高度情報通信基盤の整備に努めるとともに，その有効活用を進めます。

●元気な産業を育てる環境づくり

千代田エリアの立地条件や特色を活かしながら，生産性の高い農業や６次産業の育成，四季を通じた観光･レクリエーション，商工業などの振興に努めるとともに，県営千代田工業・流通団地等の有効活用を進め，産業の多様な展開や就業機会の拡大を図ります。

④　豊平エリアの整備方針

●「そばのまち」の農村文化と歴史，自然が織りなす多彩な拠点の整備･充実

豊平どんぐり村一体の整備・充実を進め，観光・交流拠点としての強化を図るとともに，吉川元春館跡の保存・整備を進め，万徳院跡などを含め一帯の歴史文化・交流拠点としての整備･充実を図ります。

●自然と里山と農村文化が息づく環境と風景づくり

田園の環境と風景を醸し出す自然環境の保全に努めるとともに，里山の再認識と再評価のもとに，その保全・活用に取り組みます。

また，「そばのまち」としての田園風景の保全・醸成や，それと調和した公共施設や住まいのデザインを検討するなど，農村文化が息づく風景づくりに努めます。

●田園の暮らしの豊かさを高める生活環境の整備

盆地と里山の自然環境や田園環境などを活かしながら，上下水道や公園，コミュニティの場などの整備・充実に取り組むとともに，豊平エリアの環境と調和した快適な住まいづくり，安全・安心な環境づくりなどを進めます。

●新町の拠点となる健康づくり機能の整備・充実

豊平どんぐり村のスポーツ施設や健康づくり機能などとの連携を図りながら，社会的なニーズ等を踏まえた新たな健康づくりに向けた相談・指導体制の整備を進めるとともに，住民参加の活動やイベントの蓄積などを活かし，生きがいづくりやレクリエーション機会の拡充に努め，新町における拠点的な心と体の健康づくりの場を生み出します。

また，新町における健康づくりのセンター機能を担うため，それぞれの地域における健康づくりの場の整備・充実と併せ，情報提供や相談・指導など健康づくりのネットワークの構築に取り組みます。

●日常生活を支える地域拠点，生活中心地等の整備・充実

日常生活を支え，コミュニティの活力を維持・醸成していくため，複合的な機能を備える地域拠点や，身近な暮らしを支える生活中心地などの整備・充実を図ります。

●生活と交流を支える交通と情報のネットワークづくり

芸北や大朝，千代田エリア方面へのルートなど新町内のネットワークの強化や，広域的な道路網の整備を促進するとともに，豊平エリア内の生活道路網の整備・充実や維持管理に努めます。

また，生活交通(バス路線)の確保・充実に努め，暮らしの利便性と安心を確保します。

さらに，定住促進や産業振興などの強化を図るため，高度情報通信基盤の整備に努めるとともに，その有効活用を進めます。

●元気な産業を育てる環境づくり

豊平エリアの立地条件や特色を活かし，「そばのまち」としての地域振興を進めながら，生産性の高い農業や６次産業の育成，四季を通じた観光･レクリエーションの振興などに努めるとともに，産業の多様な展開や就業機会の拡大を図ります。

さらに，県営豊平地区工業団地予定地の開発については，優良田園住宅事業など，その有効活用について検討します。

Ⅴ 新町の施策

1 施策の展開方向

新町の将来像や新町建設の基本方針を踏まえ，施策の展開方向(体系)を次のように設定します。

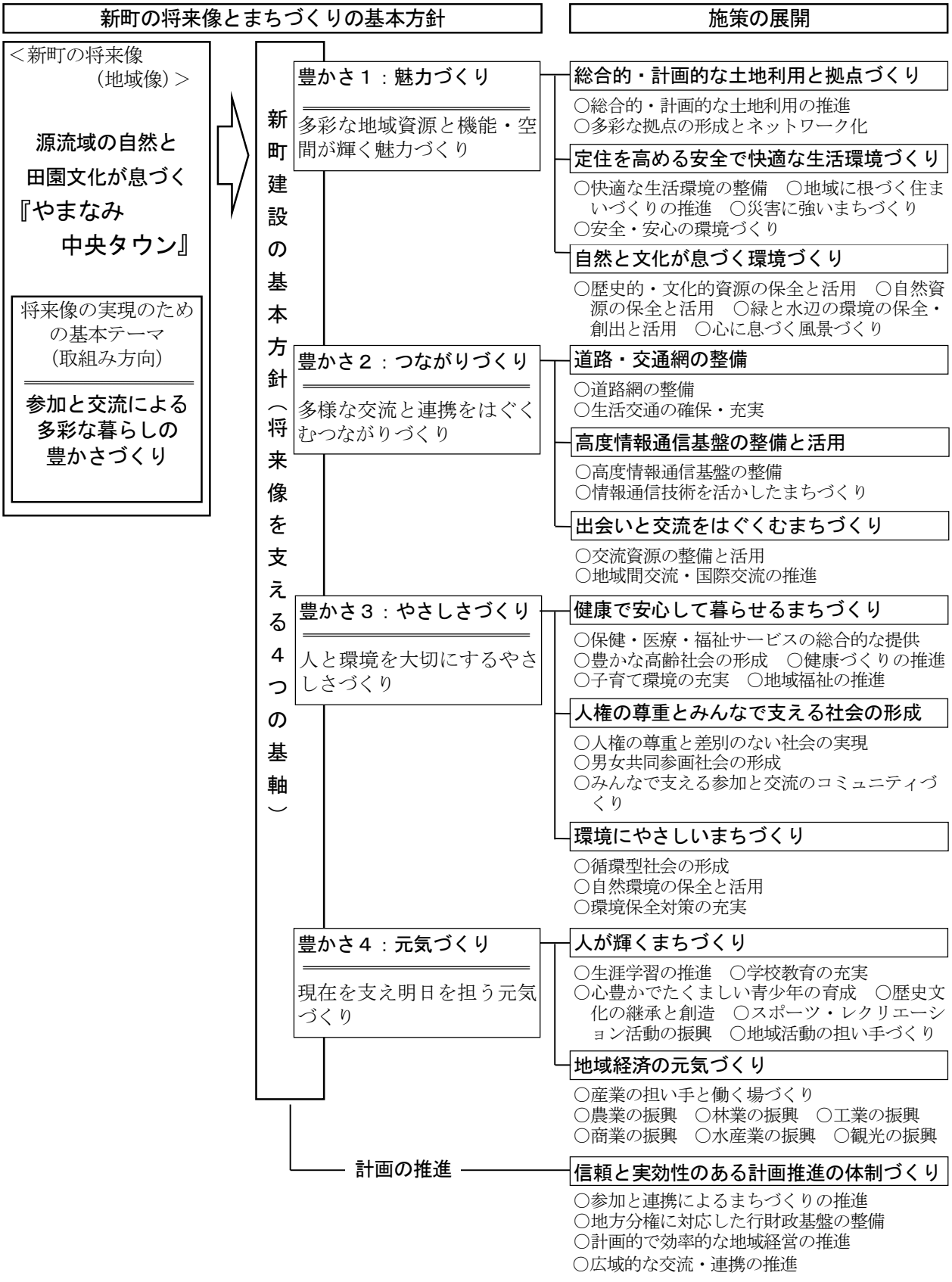

2　部門別施策の方針と内容

（1）　豊かさ１：魅力づくりー多彩な地域資源と機能・空間が輝く魅力づくりー

新町の自然や歴史文化，観光･レクリエーション施設，交流施設など様々な地域資源や機能の活用と，新たな魅力の創出に努めるとともに，それらのネットワーク化を図り，多彩な地域資源と機能・空間が息づくまちづくりを目指します。

①　総合的・計画的な土地利用と拠点づくり

ア　総合的・計画的な土地利用の推進

それぞれの地域の状況と特色を踏まえながら，田園と高原と源流域の環境との調和を図る中で，快適で活力のある市街地や集落がはぐくまれるよう，計画的な土地利用を推進します。

また，新町の長期総合計画など，新しいまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画の策定については，諮問機関として「まちづくり総合委員会」を設置し，広く住民の意見を取り入れながら総合調整を図ります。

イ　多彩な拠点の形成とネットワーク化

旧庁舎や文化交流施設など，広域･地域拠点における主要な施設を整備することにより，新町の速やかな一体性の確保に資するとともに，生活中心地，そして様々な交流拠点などの整備水準の均衡･充実を図り，拠点間の役割分担と連携に基づくネットワークを構築し，多彩な拠点を備え，それらが有効に活用される地域を目指します。

また，土地の有効利用や新町の発展・魅力づくりに向け，加計山麓丘陵地，県営大朝工業団地，県営千代田工業・流通団地，県営豊平地区工業団地予定地などの土地活用について検討します。

■主要事業【豊かさ１：多彩な地域資源と機能・空間が輝く魅力づくり】

施策の区分		事業名	事業の概要
総合的・計画的な土地利用と拠点づくり	総合的・計画的な土地利用の推進	土地利用計画事業	地図情報システムの整備，国土利用計画の見直し
		国土調査事業	山林部の国土調査(大朝，千代田，豊平)
		まちづくり景観形成事業	景観形成計画の策定，まちづくり景観ポスターの募集など啓発事業の推進
		まちづくり総合委員会設置事業	まちづくり総合委員会の設置
		都市計画マスタープラン※策定事業	都市計画マスタープランの策定
	多彩な拠点の形成とネットワーク化	公共施設等活用ネットワーク事業	公共施設の機能分担及びネットワーク化による活用計画の策定
		文化交流拠点施設整備事業	ふれあいセンターの整備(千代田)，図書館機能の拡張整備(大朝)，移動図書館車の配備(大朝)，文化ホール(芸北)及び公民館(豊平)の改修整備
		交通拠点施設整備事業	千代田インターチェンジ及び大朝インターチェンジ周辺の整備
		広域・地域拠点施設整備事業	旧庁舎の増築･改修整備

②　定住を高める安全で快適な生活環境づくり

ア　快適な生活環境の整備

新町における地域の状況を踏まえ，特色の創出と格差是正の観点を持ちながら，良質な飲料水の確保や下水道，公園，集会・交流施設などの整備・充実に努め，地域特性に応じた生活環境づくりに取り組みます。特に，公園の整備については，芸北高原の冷涼な気候と源流域における豊かな自然を活かした新町の住民の憩いの場として一体感の醸成や整備水準の均衡が図られよう進めます。

イ　地域に根づく住まいづくりの推進

計画的かつ総合的に住宅政策を進めるため，新町としての住宅マスタープランを策定し，高齢者等社会的弱者への配慮を図りながら，良質な住宅の提供と快適な住環境の創出に努めます。一方，町営住宅については，公営住宅ストック総合活用計画を定めて，計画的に建替えや改修などを進めます。

また，自然環境と調和したゆとりのある住宅・宅地の整備，地域産材を利用した建築など，住まいの特色と魅力の創出に努め，定住促進の資源としても活※かしていくことを検討するとともに，民間住宅においても，人にやさしく(ユニバーサルデザイン)，環境に配慮した住まいづくりなどを促進します。

ウ　災害に強いまちづくり

新町における地域防災計画を早期に策定し，住民の防災意識の高揚と参加のもとに，自主防災組織の育成・強化など地域コミュニティにおける基礎的な防災体制の充実を図るとともに，新町における地域内の連携を図り，様々な状況に対応できるより強固な体制づくりを進めます。

また，自然環境に配慮しながら，治山・治水，市街地や集落における避難場所の整備・充実，消防水利の計画的な整備などに取り組むとともに，大規模災害発生時の広域連携，冬期の積雪などを考慮した防災体制を強化し，災害に強い地域構造の形成を図ります。

さらに，常備消防と消防団の充実に取り組み，常備消防については，中長期的な観点から新町としての一元化を図ります。

エ　安全・安心の環境づくり

関係機関や住民などとの連携のもとに，それぞれの地域の実情を把握しながら，交通安全対策や防犯対策，消費者保護対策に取り組み，安心して安全に暮らせるまちづくりを進めます。

■主要事業【豊かさ１：多彩な地域資源と機能・空間が輝く魅力づくり】

施策の区分		事業名	事業の概要
定住を高める安全で快適な生活環境づくり	快適な生活環境の整備	中山間地域総合整備事業〔県事業〕	営農飲雑用水事業(千代田)
		コミュニティ活動総合支援事業	コミュニティ組織の育成･支援，コミュニティ施設の整備補助，自主防災活動の支援
		火葬場統合整備事業	火葬場の統合整備
		水道整備事業	簡易水道維持管理の高度化(芸北)，簡易水道基幹施設の改良(大朝)
		下水道整備事業	特定環境保全公共下水道施設の増設整備（大朝)，公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の推進並びに公共施設への接続整備(千代田)
		小型合併処理浄化槽維持管理費補助事業	小型合併処理浄化槽維持管理費の個人負担の軽減化
		小型合併処理浄化槽設置整備補助事業	小型合併処理浄化槽設置整備補助の拡大
		公園整備事業	川小田結いの里づくり(コナラ公園，親水公園)整備事業(芸北)，芸北オークガーデン芝広場の整備(芸北)，わさ源流公園の整備(大朝)
	地域に根づく住まいづくりの推進	住宅マスタープラン策定事業	住宅マスタープランの策定
		公営住宅整備事業	町営住宅の整備(芸北，大朝，豊平)
		定住環境整備事業	住宅団地の造成，定住環境の整備(芸北，大朝)
	災害に強いまちづくり	中山間地域総合整備事業〔県事業〕	防火水槽の整備促進(千代田)
		急傾斜地崩壊対策事業〔県事業〕	急傾斜地崩壊危険箇所の整備促進(千代田)
		砂防事業〔県事業〕	出原川の整備促進(千代田)
		河川整備事業〔県事業〕	広域基幹河川(江の川)の河川改修の促進(大朝，千代田)
		雪崩対策事業〔県事業〕	雪崩危険箇所の整備促進(芸北)
		地域防災計画策定事業	地域防災計画の策定
		コミュニティ活動総合支援事業(再掲)	自主防災活動の支援
		高規格救急車両等更新整備事業	高規格救急車両，水槽付消防車両及び救助工作車両の更新整備
		消防施設等整備事業	消防ポンプ車両の更新整備，格納庫の整備
		消防水利施設整備事業	防火水槽の整備
	安全･安心の環境づくり	一般国道交通安全事業〔県事業〕	国道 186 号，433 号の交通安全事業(歩道等の整備)の促進(芸北，豊平)
		主要地方道交通安全事業〔県事業〕	安佐豊平芸北線，千代田八千代線の交通安全事業(歩道等の整備)の促進(芸北，千代田)
		消費者相談窓口設置事業	消費者相談窓口の設置

③　自然と文化が息づく環境づくり

ア　歴史的・文化的資源の保全と活用

神楽や田楽など新町全体にわたって伝えられている郷土芸能，吉川氏城館跡や製鉄遺跡をはじめとした広域的に分布している遺跡などについては，つながりを持って保存・継承・活用し，地域の特色や魅力の創出にも努めます。

また，それぞれ固有の特色を有する歴史的・文化的資源の保存・継承と活用を図るとともに，数多くの芸術家を輩出した文教地域に文化施設として美術館を整備し，他の文化施設とのネットワーク化に取り組むことによって，新町の交流や連携の円滑な推進と相乗効果の発揮に努めます。

イ　自然資源の保全と活用

個体群の絶滅が危惧される動植物やたくさんの命をはぐくむブナの原生林，西日本有数の湿原など自然資源の保護に努めるとともに，これらの拠点施設である高原の自然館の整備拡充をはかり，自然や環境の学習を進めます。さらに，新町において広大な森林資源の利活用について策定する「広葉樹林文化の里づくり計画」に基づき，自然体験や自然科学を学べる場として交流コテージを整備し，町内の小中学校の児童生徒や学術研究に興味のある地域住民が，自然資源を通じた活発な交流を展開できるよう努めます。

ウ　緑と水辺の環境の保全・創出と活用

自然緑地や源流域の水辺の環境を保全するとともに，自然体験やレクリエーションの場の確保，美しい風景づくりなどに努めます。

エ　心に息づく風景づくり

美しい山並みや高原，水辺の風景，歴史や地域性を感じる田園，まち並みなどを保全・創出するため，住民の風景に対する意識の高揚を図りながら，住民参加や行政・関係団体等が協働して取り組むシステムの確立に努めます。

また，それぞれの地域や区域の特色を活かしながら，住民はもとより，訪れた人の心も魅了するような風景の保全と創出に取り組みます。

さらに，公共施設の整備においては，快適な環境と風景づくりの先導的役割を果たすよう努めるとともに，民間施設も対象とした風景づくりの指針などの作成を検討します。

■主要事業【豊かさ１：多彩な地域資源と機能・空間が輝く魅力づくり】

施策の区分		事業名	事業の概要
自然と文化が息づく環境づくり	歴史的・文化的資源の保全と活用	吉川史跡保存整備事業	展示ガイダンス※施設の整備(豊平)
		吉川史跡関連整備事業	史跡指定地(日山城跡など)の土地購入
		地域文化施設整備事業	美術館の整備(大朝)
	自然資源の保全と活用	広葉樹林文化の里づくり整備事業	「高原の自然館」の拡充整備，交流コテージの整備(芸北)
	緑と水辺の環境の保全・創出と活用	環境基本計画策定事業	環境基本計画の策定
	心に息づく風景づくり	まちづくり景観形成事業(再掲)	景観形成計画の策定，まちづくり景観ポスターの募集など啓発事業の推進
		道路等清掃美化事業	道路や河川の清掃活動への支援

（2） 豊かさ２：つながりづくりー多様な交流と連携をはぐくむつながりづくりー

高速交通体系をはじめとしたインターチェンジへの連絡と，地域内外の交通ネットワークの整備・充実に努めながら，幅広い交流と連携，参加がはぐくまれるよう，情報の受発信や組織づくり，人的なネットワークづくりなどに取り組み，多様なつながりが築かれ，深まるまちづくりを目指します。

① 道路・交通網の整備

ア 道路網の整備

新町と他地域との連絡の強化を図るため，千代田インターチェンジ及び大朝インターチェンジへのアクセスを強化するとともに，一般国道や主要地方道などの整備を促進し，新町内外にわたる道路ネットワークの形成に努めます。

また，新町内の道路ネットワークを強化するため，地域間や集落間を結ぶ道路，それぞれの集落と広域拠点や地域拠点をつなぐ道路などの整備水準の均衡を図るとともに，特に，県管理道路の未改良区間については，それぞれの地域を結ぶ連絡道路としての機能を確保・強化するために，コスト縮減策やローカル･ルールを活用しながら，新町においても，引き続き早期改良の実現に向けて積極的に働きかけていきます。

骨格的な道路などについては，道路幅員や周辺環境を勘案しながら，歩道，街路灯及び街路樹の整備，バリアフリー化など，安全で快適な道路環境づくりに努めます。加えて，新町における地域の特色を現す道路の修景や，沿道を含めたまち並みづくりを進めます。

さらに，除雪をはじめ道路管理の円滑化・効率化に努めるとともに，地域住民による定期的な道路の清掃活動及び道路管理の一部を住民が担う活動を支援します。

イ 生活交通の確保・充実

道路運送法の改正や住民ニーズに対応しながら，地域における生活交通を確保・充実するため，新町における通学や高齢者等の通院，買い物などに係わる地域内連絡バスの再編整備を進めるとともに，新町における広域的なバス路線のネットワークづくり及びインターチェンジへの連絡強化など，高速バス利用の促進や広域連絡バスの確保・充実に取り組みます。

また，住民に対するバス運行状況の情報提供やＰＲ，定期券・回数券などに係わるサービスの向上，車両のバリアフリー化などバス利用促進対策を進めるとともに，バス運行に対する住民ニーズの把握や協議の場づくりに努めます。

■主要事業【豊かさ２：つながりづくり…多様な交流と連携をはぐくむつながりづくり】・その１

施策の区分		事業名	事業の概要
道路・交通網の整備	道路網の整備 生活交通の確保・充実	一般国道改良事業〔県事業〕	国道 433 号の改良促進(千代田，豊平)
		主要地方道改良事業〔県事業〕	旭戸河内線，安佐豊平芸北線，芸北大朝線，浜田八重可部線，千代田八千代線，広島豊平線の改良促進(芸北，大朝，千代田，豊平)
		一般県道改良事業〔県事業〕	都川中野線，波佐芸北線，八幡雲耕線，七曲千代田線，都志見千代田線，烏帽子中原線の改良促進(芸北，千代田，豊平)
		街路事業〔県事業〕	壬生川西線(千代田)

■主要事業【豊かさ２：つながりづくり…多様な交流と連携をはぐくむつながりづくり】・その２

施策の区分		事業名	事業の概要
道路・交通網の整備	道路網の整備	町道改良事業〔県事業(過疎代行事業)〕	町道細見畑ケ谷線の改良促進(芸北)
		主要町道等整備事業	町道竹本鷹ノ巣線，町道奥中原南門原線，町道長者原戸河内線，町道小原大暮線，町道上田滝の平線，町道溝口大朝線，町道米沢本郷線，町道浮島長者原線，町道大元政所線，町道上小枝線，町道田原枕線，町道田原筏津線，町道新庄西口上市線，町道女鹿原線，町道大朝宮迫線，町道横路線，町道吉渡線，町道宮迫脇原線，町道尾長線，町道水越線，町道十日市壬生線，町道下頼信３号線，町道八幡神社線，町道側道 31, 32, 33 号線，町道乙熊線，町道寺原日南線，町道城福線，町道中出線，町道河本中出線，町道本地グランド線，町道正森線，町道下市線，町道小林川崎線，町道戸谷掛札線，町道吉木掛札線，町道瀬山萩原線，町道志路原上石線，町道大矢田の原線，町道久保角田中原線，町道石中山線，町道戸坂今吉田線，町道大畠今吉田線，町道中郷線の改良，馬場大橋，神崎橋，赤穂橋，御幸橋の架替　ほか(芸北，大朝，千代田，豊平)
		都市計画道路整備事業	古保利河本線の開設(千代田)
		広域営農団地農道整備事業〔県事業〕	広域営農団地農道の整備促進(芸北，千代田，豊平)
		中山間地域総合整備事業〔県事業〕	農道，集落道の整備促進(千代田，豊平)
		主要農道整備事業	農道池野原庄原線，農道ぐいび谷２号線，農道中原中央２号線の改良，農道古野線の開設　ほか(豊平)
		森林居住環境整備事業〔県事業〕	林道細見大塚線(芸北，大朝)，林道三谷塩明線(豊平)の整備促進
		主要林道整備事業	林道大原線の開設･改良，林道溝口畑ケ谷線，林道城岩支線，林道後龍頭線の開設　ほか(芸北，豊平)
		道路等清掃美化事業（再掲）	道路や河川の清掃活動への支援
		道路維持管理事業	道路巡視員の設置
		生活道路整備補助事業	舗装整備補助基準の統一
	生活交通の確保・充実	新交通対策事業	路線の再編整備･運行，バス車両の購入
		生活交通連絡協議会設置事業	生活交通連絡協議会の設置
		交通拠点施設整備事業(再掲)	千代田インターチェンジ及び大朝インターチェンジ周辺の整備

② 高度情報通信基盤の整備と活用

ア 高度情報通信基盤の整備

多様な情報サービスを享受でき，定住の促進にも資するよう，地域イントラネットなど高度情報通信基盤の整備に努め，行政情報等サービスの充実と各地域間の整備水準の均衡を図ります。

また，テレビ難視聴地区への共同受信施設の整備により，情報格差の是正による情報水準の均衡を図るとともに，将来の地上波デジタル放送への対応も検討します。

イ 情報通信技術を活かしたまちづくり

暮らしの利便性や安心感などを高めるとともに，都市部などとの情報格差を感じないで生活や仕事が営まれるよう，高速通信網の整備の推進と併せて，保健・福祉や防災，住まいづくり，産業の高度化などにおける情報通信技術の活用を進めます。

また，住民サービスの向上と事務の効率化を進めるため，プライバシーの保護や防犯･安全対策に取り組みながら，情報通信技術の進歩に対応した行政の情報化を図ります。

さらに，情報化に対応できる職員の養成や，子どもから高齢者までが情報通信技術を学ぶことのできる機会の確保，インターネットを活用した幅広い情報の受発信と交流を進めます。

■主要事業【豊かさ２：つながりづくり…多様な交流と連携をはぐくむつながりづくり】

施策の区分		事業名	事業の概要
高度情報通信基盤の整備と活用	高度情報通信基盤の整備	中山間地域総合整備事業〔県事業〕	情報基盤施設(芸北，千代田，豊平)の促進
		電算システム統合事業	電算システムの統合，行政情報のネットワーク化
		地域イントラ整備事業	主要公共施設のネットワーク化
		情報通信格差是正事業	テレビ放送難視聴地区への共同受信施設の設置，高速情報通信化の推進
		地域情報ネットワーク整備事業	地域情報基盤施設の整備(大朝)
	情報通信技術を活かしたまちづくり	広報広聴整備事業	新町ホームページ※の開設
		地域情報化推進事業	ＩＴ講習の開催等

③ 出会いと交流をはぐくむまちづくり

ア 交流資源の整備と活用

新町に数多く立地する野外レクリエーション施設やスポーツ施設，温泉施設などの充実や新たな整備，そしてネットワーク化を図るとともに，多彩な交流資源が存在し，それらが活かされるまちを目指すために，新町の高速交通の要衝となる道の駅「舞ロードIC千代田」に伝統芸能の継承やイベントの魅力づくりの拠点となる観光交流施設を整備し，新町の一体感の醸成と均衡ある発展に努めます。

また，多彩な交流資源の活用を進めながら，地域内外にわたる活発な交流活動の展開を図るとともに，若者等の出会いと交流の促進に努めます。

イ　地域間交流・国際交流の推進

新町内の住民や様々な団体などの相互交流を進め，それぞれの個性を活かしながら，連携・協力し一体的に発展できるまちづくりに取り組みます。特に，地域間交流を促進し新町の一体感と均衡ある発展に資するため，屋内運動場や地区公民館などの交流施設を整備します。

また，江の川や太田川流域における交流・連携，県境や中国地方の中央という立地性を活かした交流・連携，それぞれの地域における地域間交流の蓄積の活用を進めるとともに，歴史的な関係及び物産や人のつながりなどを活かし，多彩な交流活動の展開を図ります。

国際交流については，住民ニーズや関心に合わせた多様な学習機会や体験機会の確保，情報提供などを通じ，住民の豊かな国際感覚の醸成に努めます。

さらに，外国から訪れた人が安心して快適に過ごせるよう，サインやパンフレットを工夫するなど，情報提供に努めます。加えて，地域間交流や国際交流を進めるため，パンフレット等の印刷物に加え，インターネットの活用などによる情報の受発信を進めます。

■主要事業【豊かさ２：つながりづくり…多様な交流と連携をはぐくむつながりづくり】

施策の区分		事業名	事業の概要
出会いと交流をはぐくむまちづくり	交流資源の整備と活用	中山間地域総合整備事業〔県事業〕(再掲)	交流施設(豊平)の整備促進
		道の駅整備事業	伝統芸能の館の整備(千代田)
		公共施設等活用ネットワーク事業(再掲)	公共施設の機能分担及びネットワーク化による活用計画の策定
		公園整備事業(再掲)	川小田結いの里づくり(コナラ公園，親水公園)整備事業(芸北)，芸北オークガーデン芝広場の整備(芸北)，わさ源流公園の整備(大朝)
		公共浴場施設整備事業	どんぐり荘浴場の整備(豊平)
	地域間交流・国際交流の推進	新町サイン整備事業	新町の案内板等の整備
		国際交流事業	国際交流イベント等の開催
		地域間交流施設整備事業	屋内運動場の整備(芸北)，宮迫地区集会施設の整備(大朝)，蔵迫地区公民館の整備(千代田)
		広域・地域拠点施設整備事業(再掲)	旧庁舎の増築･改修整備
		文化交流拠点施設整備事業(再掲)	ふれあいセンターの整備(千代田)，文化ホール(芸北)及び公民館(豊平)の改修整備
		姉妹・友好都市交流事業	姉妹縁組･友好都市との交流の推進

（3） 豊かさ３：やさしさづくりー人と環境を大切にするやさしさづくりー

21 世紀の社会情勢を踏まえながら，住みよい地域を築くため，自然環境の保全やごみの減量化・リサイクル，省エネルギーなど循環型社会の形成への取組みを進めるとともに，一人ひとりが尊重され，様々な活動に参加し輝いていく，人と環境を大切にするまちづくりを目指します。

① 健康で安心して暮らせるまちづくり

ア 保健・医療・福祉サービスの総合的な提供

住民の保健・医療・福祉ニーズに対応するため，行政と社会福祉協議会，医師会，歯科医師会，薬剤師会，民間事業者などとの連携を強化し，地域の実情に応じた総合的なサービスの提供を図ります。

また，民間での対応が困難な地域において医療を確保するため，公立病院，診療所※の維持を図るとともに，過疎地域における医療の確保対策として施設への支援に努めます。

さらに，ボランティア活動など住民の積極的な参加を促進しながら，サービスの担い手の養成・確保に努めます。

加えて，地域の医療機関や関係機関等との連携のもとに，生涯にわたる充実した保健サービスの提供や環境衛生対策などに取り組むとともに，在宅医療や休日･夜間，救急医療の充実に努めます。

イ 豊かな高齢社会の形成

新町として一元的な介護保険制度への対応を図るとともに，行政と社会福祉協議会，医師会，歯科医師会，薬剤師会，民間事業者などの連携のもとに，要介護・要支援高齢者のサービス需要とその内容に応じた適切なサービスの提供を図ります。

また，高齢者がいきいきと暮らせるよう，生活支援サービスや健康づくり，高齢者の能力活用や交流活動などによる生きがい創出と社会参加を進めるとともに，新町の自然環境や交流資源などの活用や相互交流を図ります。

さらに，高齢者の権利擁護や安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくり，福祉教育の推進などに取り組みます。

ウ 健康づくりの推進

健康づくりに関する住民意識の啓発や，地域の環境や資源を活かした健康づくりの場と機会の拡充に取り組みながら，住民の主体的な健康づくり活動を促進します。

また，新町に多数立地する温泉施設やスポーツ施設※を活用するなど，楽しみながら心と体をリフレッシュする健康づくりにも取り組みます。

エ 子育て環境の充実

新町の恵まれた自然環境の中で，安心して子どもを産み育て，子どもが健やかに成長していけるよう，子育て家庭の支援や多様な保育サービスの提供を図るとともに，安全な生活環境づくりや遊び場の確保，自然や歴史文化を活かした様々な活動の場の整備などに取り組み，定住促進にも活かしていきます。

また，民生委員･児童委員や関係機関と連携し，乳幼児や児童の虐待防止ネットワークづくりに努めます。

オ 地域福祉の推進

人がやさしい豊かな福祉社会を形成していくため，住民の福祉に対する関心や意識を高め，ボラ

ンティア活動をはじめ様々な福祉活動を促進するとともに，すべての住民がいきいきと活動でき，心豊かに暮らせるよう，心と地域空間のバリアフリー化や，充実した福祉サービスの提供に努めます。

■主要事業【豊かさ３：やさしさづくり…人と環境を大切にするやさしさづくり】・その１

施策の区分		事業名	事業の概要
健康で安心して暮らせるまちづくり	保健・医療・福祉サービスの総合的な提供	保健･医療･福祉サービスプラン策定事業	保健･医療･福祉サービスプランの策定
		救急医療確保事業	休日夜間等救急患者の受入体制の確保
	豊かな高齢社会の形成	介護保険事業計画策定事業	介護保険事業計画の策定
		高齢者保健福祉計画策定事業	高齢者保健福祉計画の策定
		老人福祉施設整備事業	ケアハウスの整備(芸北，大朝)
		生活支援ハウス運営事業	生活支援ハウス運営事業の拡大
		高齢者住宅整備資金貸付事業	高齢者住宅整備資金貸付利率の統一
		高齢者等生活支援事業	高齢者等生活支援サービスの拡大
		高齢者福祉給付事業	高齢者福祉給付金の拡大
		介護予防･生きがい活動支援事業	介護予防･生きがい活動支援サービスの拡大
		家族介護支援事業	家族介護支援サービスの拡大
		在宅ねたきり老人等介護事業	在宅ねたきり老人等介護手当の拡大
		緊急通報体制等整備事業	緊急通報体制等サービスの拡大
		ふれあいサロン事業	ふれあいサロン実施箇所の拡大
		地域ケア推進事業	地域ケア会議の設置
		敬老事業	敬老祝金制度の新設，敬老会助成の統一
	健康づくりの推進	健康増進計画策定事業	健康増進計画の策定
		健康づくり体操教室事業	健康づくり体操教室の充実
		人間ドック助成事業	人間ドック受診機会の拡大
		歯科保健事業	歯科保健事業の推進

■主要事業【豊かさ３：やさしさづくり…人と環境を大切にするやさしさづくり】・その２

施策の区分		事業名	事業の概要
健康で安心して暮らせるまちづくり	子育て環境の充実	次世代育成支援行動計画策定事業（児童福祉計画・母子保健計画策定事業）	児童福祉計画及び母子保健計画を包含した次世代育成支援行動計画の策定
		保育所整備事業	保育所の改築(大朝，千代田)
		保育料統合事業	保育料の統一及び第３子目以降の無料化
		特別保育事業	保育時間の延長，乳幼児保育，障害児保育など，特別保育の充実
		放課後児童対策事業	児童館の整備(千代田)，放課後児童クラブの拡大
		乳幼児医療対策事業	乳幼児医療対象者の拡大
		チャイルドシート助成事業	チャイルドシート貸出の統一
		ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費支給事業にかかる所得制限の撤廃
		母子・父子家庭支援事業	母子･父子家庭支援サービスの拡大
		母子保健推進事業	母子保健推進員制度の充実
		義務教育終了祝金支給制度	義務教育終了祝金支給制度の拡大
	地域福祉の推進	障害者福祉計画策定事業	障害者福祉計画の策定
		地域福祉計画策定事業	地域福祉計画の策定
		地域空間バリアフリー整備事業	道路の段差，歩道の拡幅，公共施設，町営住宅のバリアフリー化の改修等
		広域･地域拠点施設整備事業(再掲)	旧庁舎の増築･改修整備
		人にやさしい移動システム等整備促進事業	人にやさしい移動システム等整備促進事業の拡大
		重度心身障害者介護手当支給事業	重度心身障害者介護手当支給対象者の拡大及び支給額の統一
		住宅災害復興資金利子補給事業	住宅災害復興資金利子補給事業の拡大
		住宅災害見舞金支給事業	住宅災害見舞金支給事業の拡大
		被災者生活再建支援補助事業	被災者生活再建支援補助事業の拡大
		がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地近接等危険住宅移転事業の拡大
		国民健康保険事業	葬祭費支給額の統一

② 人権の尊重とみんなで支える社会の形成

ア 人権の尊重と差別のない社会の実現

心豊かで文化的な社会を実現するには，人権尊重の理念を正しく理解，体得することが必要であるという認識に立って，学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ，生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取組みを重視し，人権教育・啓発を推進します。

イ 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成に向け，男女平等の理念に基づいた教育や啓発を進めるとともに，男女が社会のあらゆる分野へ等しく参画していく条件整備に取り組みます。

また，女性に対するあらゆる暴力の根絶など，女性の人権と健康が大切にされる社会の実現を目指します。

ウ みんなで支える参加と交流のコミュニティづくり

新町における地域の特色を活かした多様な交流活動やコミュニティ活動，ボランティア活動などを推進するとともに，地域間や団体間などの相互交流を促進し，参加と交流を大切にした豊かな地域社会の形成に努めます。

また，コミュニティ活動やボランティア活動などを推進するため，新町におけるまちづくりの担い手などの協力と参加を得ながら，人材の確保・養成や情報の提供などに取り組むとともに，新町にある各種コミュニティ施設の有効活用と活動の場の整備・充実に努めます。

■主要事業【豊かさ３：やさしさづくり…人と環境を大切にするやさしさづくり】

施策の区分		事業名	事業の概要
人権の尊重とみんなで支える社会の形成	人権の尊重と差別のない社会の実現	人権相談事業	人権相談窓口の設置
		人権教育･啓発推進事業	人権教育･啓発指針の策定
	男女共同参画社会の形成	男女共同参画計画策定事業	男女共同参画計画の策定
	みんなで支える参加と交流のコミュニティづくり	コミュニティ活動総合支援事業（再掲）	コミュニティ組織の育成･支援，コミュニティ施設の整備補助

③ 環境にやさしいまちづくり

ア 循環型社会の形成

環境に関わる団体などの支援や連携・交流の促進に努め，地域ぐるみで循環型社会に取り組む体制の強化を図ります。

また，関係団体などと協力しながら，様々な場において分かりやすく魅力的な環境教育を行い，住民，民間事業者等の環境意識と実践力を高め，環境負荷の少ない暮らしや事業活動を促進します。

排出者責任，拡大生産者責任の考え方を周知徹底するなど，住民等のごみや環境に対する意識の高揚を図り，協力と参加を得ながら，ごみの減量化やリサイクル，適正な処理を進めます。

公共施設の整備においては，水力，太陽光をはじめとしたクリーンエネルギーの導入や，環境に配慮した整備方法を検討します。併せて，環境にやさしい住まいづくり情報などを分かりやすく住民等への提供を進めます。

イ　自然環境の保全と活用

新町の自然に関する情報提供や学習機会の拡充に取り組みながら，住民等の自然に対する意識の高揚や源流域であることの再認識を図り，緑を守り育てるまちづくりを広域的に展開し，森林の保全・育成に加えて，生活空間における緑づくりも促進します。

また，防災や水源のかん養，生き物の生息，風景の保全など，自然のもつ多様な機能を認識し，自然環境や生態系の保全に努めます。

さらに，地域全体を「自然と歴史文化のミュージアム※」としてとらえ，新町における地域の特色を活かした自然体験や歴史学習，農村文化体験などのできる場を適切に確保・整備するとともに，それらのネットワーク化を図り，新町の魅力アップにもつないでいきます。その中では，幅広く住民や研究者等の協力を得ながら，自然や歴史文化についての研究，資料収集を進め，資料の保存や展示，情報の提供・発信などの場の整備・充実を図ります。

ウ　環境保全対策の充実

関係機関と連携しながら，大気，水質等の監視・測定体制の充実を図るとともに，環境ホルモンなどの化学物質による健康被害や環境汚染を防ぐための対策を進めます。

また，住民等の協力と参加を進めながら，自主的な環境保全や美化活動を促進するとともに，ごみの不法投棄の防止や監視体制の強化に努めます。

さらに，各種環境情報を分かりやすく住民等へ提供し，住民や事業者の環境に対する意識の高揚を図り，環境保全や公害防止への取組みを促進します。

■主要事業【豊かさ３：やさしさづくり…人と環境を大切にするやさしさづくり】

施策の区分		事業名	事業の概要
環境にやさしいまちづくり	循環型社会の形成	循環型社会形成計画策定事業	循環型社会形成計画の策定
		一般廃棄物処理計画策定事業	一般廃棄物処理計画の策定
		ごみ減量化対策事業	生ごみ処理機設置の補助，マイバッグ運動の推進
		畜産資源利活用整備事業	家畜糞尿処理施設の整備(豊平)
		リサイクル対策事業	分別収集の細分化の推進
		新エネルギー活用プラン策定事業	新エネルギー活用プランの策定
	自然環境の保全と活用	環境基本計画策定事業(再掲)	環境基本計画の策定
		広葉樹林文化の里づくり整備事業(再掲)	「高原の自然館」の拡充整備，交流コテージの整備(芸北)
	環境保全対策の充実	不法投棄監視施設整備事業	監視カメラの設置,監視パトロール車の整備
		環境保全活動支援事業	民間団体等の環境保全活動への支援
		下水道整備事業(再掲)	特定環境保全公共下水道施設の増設整備（大朝），公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の推進並びに公共施設への接続整備(千代田)

（4）豊かさ４：元気づくりー現在を支え明日を担う元気づくりー

生き生きとした活力ある地域を築くため，現在を支え，明日を担う人づくりに取り組むとともに，立地環境や土地条件，気候風土の特色を活かしながら，地域に根づく産業を育てるまちづくりを目指します。

①　人が輝くまちづくり

ア　生涯学習の推進

それぞれの地域におけるこれまでの生涯学習の蓄積や特色を活かしながら，生涯学習推進体制の強化や人材の確保･養成に努め，主体的に学べる機会の拡充と学習内容の充実を図ります。

また，それぞれの地域に立地する既存の文化施設などの役割分担と個性化に努めるとともに，新町を特徴づける新たな拠点的文化施設の整備を検討します。加えて，小・中学校などの学校開放をはじめとする有効活用や，それぞれの地域におけるコミュニティの場の整備・充実に努めます。

さらに，新町における様々な生涯学習を支える施設と情報のネットワーク形成を図り，共有の資源としての活用と情報の共有化を進め，新町の魅力アップにも努めます。

イ　学校教育の充実

幼児教育については，家庭や小学校，保育所との連携のもと，幼児期の成長段階に応じた適切な教育が行えるよう努めます。

義務教育については，基礎的･基本的な学力の定着や個性を活かす教育，開かれた学校づくり，社会の変化に対応した特色ある教育などを推進するとともに，児童生徒の健康と安全を確保し，豊かな心とたくましく生きる力をはぐくんでいきます。

また，児童生徒数の推移や学校施設の状況を踏まえながら，教育環境の向上を図るため，小学校通学区域の弾力化及び教育施設の適正配置を検討するとともに，安全性に配慮した小・中学校の学校施設の計画的な整備・充実に取り組みます。

さらに，完全学校週五日制を踏まえ，地域の教育力を高め，学校と家庭，地域社会の連携のもと，地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりに努めるとともに，新町の自然や歴史文化，各種公共施設などの活用による体験的な学習を推進します。

加えて，連携型中高一貫教育校を中心として，保･幼･小･中･高の連携教育に取り組むとともに，新庄学園との連携を進めます。

ウ　心豊かでたくましい青少年の育成

青少年の育成にとって，最も基本となる家庭における教育力の向上を図るため，家庭教育に対する保護者の意識啓発や相談・指導体制の充実に努めます。

また，豊かな人間性や社会性をはぐくんでいくため，地域の自然や歴史文化，各種公共施設などを活かしながら，青少年がいきいきとたくましく育つ環境づくりを進めるとともに，スポーツ・文化・ボランティア活動や交流活動など自主的活動や社会参加を促進します。

さらに，学校，家庭，地域社会の連携のもとに，健全な社会環境づくりや非行防止などに取り組みます。

エ　歴史文化の継承と創造

郷土の歴史文化にふれあう機会を多様に確保し，地域を知り，愛する心をはぐくみ，併せて，地域間の相互理解と交流を進めます。

また，地域の文化施設や活動の歴史・伝統を活かしながら，住民の自主的で多様な芸術文化活動

を促進するとともに，文化交流や優れた芸術文化にふれあうことのできる機会や情報の提供に努めます。

さらに，有形・無形の文化財などの保存伝承・活用や地域の歴史文化に関わる聞き取りなどを進め，こうした情報を分かりやすく住民等に伝えていきます。

住民ニーズを把握しながら，それぞれの地域の文化施設などの有効活用や個性づけ，ネットワーク化などに取り組むとともに，新たな文化施設の整備を検討します。

オ　スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ団体等の支援と連携・交流の促進に努めながら，住民が自由に選択し，主体的にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう，総合型地域スポーツクラブの設立・育成等による活動機会の拡充，各種団体の育成，相談・指導体制及び情報提供機能の充実を図ります。

スキーやスノーボードなど地域環境を活かしたスポーツの推進及び質の高い技術・技能を有する指導者の養成に努めます。

また，それぞれの地域の運動公園など既存施設の役割分担と個性化に取り組み，有効活用を進めるとともに，特色ある公園・広場等の計画的な整備に努めます。

さらに，運動公園などの施設を活かし，広域的なスポーツイベントなどの開催に努めるとともに，住民が主体となったスポーツ・レクリエーションに関わる催しなどの開催を促進します。

カ　地域活動の担い手づくり

新町におけるコミュニティ活動やボランティア活動，まちづくり活動などの担い手の協力と参加のもとに，人的なネットワークを形成し，様々な地域活動の協力・支援体制の構築を図るとともに，新たな担い手の育成に努めます。

また，新町の出身者や関わりのある人などの協力と参加を得ながら，新町のまちづくりなどに対し，支援を得ることのできる広域的・全国的なネットワークづくりに努めます。

■主要事業【豊かさ４：元気づくり…現在を支え明日を担う元気づくり】・その１

施策の区分		事業名	事業の概要
人が輝くまちづくり	生涯学習の推進	生涯学習計画策定事業	生涯学習計画の策定
		広域・地域拠点施設整備事業(再掲)	旧庁舎の増築･改修整備
		文化交流拠点施設整備事業(再掲)	ふれあいセンターの整備(千代田)，図書館機能の拡張整備(大朝)，移動図書館車の配備(大朝)，文化ホール(芸北)及び公民館(豊平)の改修整備
		地域間交流施設整備事業(再掲)	蔵迫地区公民館の整備(千代田)
		生涯学習推進事業	生涯学習推進体制の充実

■主要事業【豊かさ４：元気づくり…現在を支え明日を担う元気づくり】・その２

施策の区分		事業名	事業の概要
人が輝くまちづくり	学校教育の充実	学校施設安全改修事業	小･中学校校舎･体育館の耐震調査，改築･改修(芸北，千代田，豊平)
		情報教育推進事業	校舎内ＬＡＮ，情報ネットワーク網の整備
		教育プラン策定事業	教育プランの策定
		文化交流拠点施設整備事業(再掲)	図書館機能の拡張整備（大朝)，移動図書館車の配備（大朝)
		ＡＥＴ招致事業	英語指導助手の配置
		教育委員会事務処理体制充実事業	専門的教育職員(指導主事等)の配置，事務処理の広域化･共同処理の促進
		芸北教育開発プロジェクト※事業	芸北教育開発プロジェクトの充実，中高一貫教育の推進
		障害児教育	補助教員の配置
		環境教育推進事業	環境学習の推進
		就学支援事業	奨学金制度の充実
		教育相談事業	スクールカウンセラー※の活用
	心豊かでたくましい青少年の育成	青少年健全育成計画策定事業	青少年健全育成計画の策定
	歴史文化の継承と創造	郷土芸能振興事業	郷土芸能振興協議会の設置，運営の支援
		文化交流拠点施設整備事業(再掲)	ふれあいセンターの整備(千代田)，図書館機能の拡張整備（大朝），移動図書館車の配備（大朝)，文化ホール(芸北)及び公民館(豊平)の改修整備
		吉川史跡保存整備事業(再掲)	展示ガイダンス施設の整備(豊平)
		吉川史跡関連整備事業(再掲)	史跡指定地(日山城跡など)の土地購入
		地域文化施設整備事業(再掲)	美術館の整備(大朝)
		道の駅整備事業(再掲)	伝統芸能の館の整備（千代田)
		広葉樹林文化の里づくり整備事業(再掲)	「高原の自然館」の拡充整備，交流コテージの整備(芸北)
	スポーツ・レクリエーション活動の振興	町民運動会開催事業	町民運動会の開催
		スポーツ振興施設整備事業	屋外プール(千代田)の整備
		地域間交流施設整備事業(再掲)	屋内運動場の整備(芸北)
	地域活動の担い手づくり	新ふるさと担い手育成事業	地域リーダー，産業後継者などの育成･支援
		コミュニティ活動総合支援事業(再掲)	コミュニティ組織の育成･支援，コミュニティ施設の整備補助，自主防災活動の支援
		新応援団づくり事業	町友会組織の連携・強化

② 地域経済の元気づくり

ア 産業の担い手と働く場づくり

新町における産業の担い手・後継者のネットワークづくりを図り，連携・交流を進めるとともに，こうしたネットワークを活かしながら，定住対策などに取り組み，ＵＪＩターンの促進と新たな担い手の育成，さらには起業の促進に努めます。

また，雇用創出などを進める体制を強化するとともに，先進事例の調査や情報の把握に取り組みながら，新町の実情に応じた施策の推進に努めます。

さらに，関係機関と連携し，雇用の場の確保と併せて，女性や高齢者，障害者などの就労機会の拡充，能力開発，就労条件や福利厚生の向上を促進します。

イ 農業の振興

それぞれの地域における農業施策の特色と実績を活かしながら，新町における農業指導の体制づくりや農業者・農業関係団体との連携・強化を図るため，「(仮称) 農業振興センター」を整備し，農業振興の拠点として新町農業の一体性の速やかな確立に努めます。

また，関係機関等との連携のもと，新町の気候や風土，立地条件を活かした特色ある農産物の生産や産地づくり，観光農業や６次産業の展開，特産品開発などを支援するとともに，農業生産基盤の整備や担い手の育成，新規就農者を支援するための研修，育成，確保に取り組みます。同時に，高齢者や女性がいきいきと農業に取り組める条件整備に努めます。

さらに，畜産の振興と併せ，大豆・飼料作物の生産及び資源のリサイクルによる安全・安心の土づくりを進めるとともに，高収益な作物の栽培や機械化による効率的な農業を促進します。

農地の荒廃防止や有効利用など中山間地域の農業を維持・活性化していくため，高齢化の進行などを踏まえながら，農地の流動化と担い手の育成，地域営農集団の充実，そして法人化の促進に努めるとともに，中山間地域等直接支払制度の有効活用を進めます。

農業の振興と農業を通じた多様な交流を進めるため，高齢者や女性などの参加を促進しながら，少量多品目による特色ある産直市の育成に努めるとともに，市民農園の整備の検討や朝市の開催などに努めます。

また，広域的なネットワークを形成し物流の改善とあわせ生活環境の改善を図る広域営農団地農道の整備と，中山間地域総合整備事業（安芸しょくの郷）により，農村地域の総合的な生産基盤・生活環境基盤の整備を推進して新町の活性化を図り，広域的な農業農村関連施策に取り組みます。

ウ 林業の振興

林業の振興と森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため，国土調査の効率的な実施や林道をはじめとした林業生産基盤の整備に取り組むとともに，森林組合等と連携して造林を推進し，育林においては間伐事業を促進し，後継者の育成などにも取り組みます。加えて，里山を活用した林産物の栽培などを促進します。

また，源流域の森への関心を高め，住民参加による森林づくりを進めるため，関係機関等と連携しながら，源流域の森や水に関する情報提供，森林ボランティアの育成や様々な緑づくり活動の展開などに努めます。

さらに，自然環境の保全に留意しながら，源流域の森や水を活かしたレクリエーションや体験学習の場などの確保を図ります。

加えて，イノシシ，シカ，サル及びカラスなど，有害鳥獣による農作物等の被害については，猟友会との連携を図りながら，駆除及び防護対策を進めます。

エ　工業の振興

地域経済を活性化し雇用を確保していくため，道路網や下水道，高度情報通信基盤の整備，工業用水の確保など立地環境の向上に取り組むとともに，県営大朝工業団地や千代田工業・流通団地等への企業・事業所の立地や起業の促進に努めます。

また，関係機関と連携しながら，中小企業の経営の安定と高度化を支援するとともに，情報通信技術の進歩など技術革新や時代の変化への対応を促進します。

オ　商業の振興

商業を活性化し，併せて暮らしの利便性の向上や安全･快適な買い物環境を確保するため，それぞれの地域の実情と特色を踏まえ，広域拠点や地域拠点などにおける商業機能の維持・充実を促進します。

また，関係機関と連携しながら，相談・指導体制の充実と各種助成制度等の有効活用を進めながら，中小小売業の経営の安定化などに努めます。

さらに，商業と農業，観光など関係団体との連携を図りながら，特産品づくりや販路の確保・拡大，情報の受発信機能の強化を支援します。

カ　水産業の振興

内水面漁業の振興，漁業協同組合の支援，水産資源の維持増殖，川や水辺に住む魚，鳥，水生昆虫などの生態系と触れ合う場づくりの整備及び源流域における水質環境の保全が図られるよう，河川の清掃活動の支援などを進めます。

キ　観光の振興

観光ニーズの多様化，個性化など時代の潮流に的確に対応しながら，新町としての観光推進体制の確立を図ります。

また，それぞれの地域における自然，歴史文化，産業などの資源を活かした観光資源の魅力づくりに努めるとともに，サインや道路網，サイクリング※コースの整備など観光ネットワークの形成に取り組みます。

さらに，住民のもてなしの心の向上及び観光ボランティアやガイド※の養成などに努めるとともに，広域的な観光ネットワークの形成や情報の受発信機能の強化，宿泊・商業機能の確保など，観光客の受け入れ体制の整備・充実を図ります。

■主要事業【豊かさ４：元気づくり…現在を支え明日を担う元気づくり】・その１

施策の区分		事業名	事業の概要
地域経済の元気づくり	産業の担い手と働く場づくり	新ふるさと担い手育成事業(再掲)	地域リーダー，産業後継者などの育成･支援
		工業団地等企業誘致促進事業	企業誘致の促進(誘致環境の整備)
	農業の振興	中山間地域総合整備事業〔県事業〕(再掲)	農業用排水(千代田，豊平)，農道(豊平)，ため池(豊平)，集落道(千代田，豊平)，集落排水(豊平)，用地整備(豊平)，交流施設(豊平)，情報基盤施設(芸北，千代田，豊平)
		広域営農団地農道整備事業〔県事業〕(再掲)	広域営農団地農道の整備促進(芸北，千代田，豊平)
		主要農道整備事業(再掲)	農道池野原庄原線，農道ぐいび谷２号線，農道中原中央２号線の改良，農道古野線の開設　ほか(豊平)
		(仮称)農業振興センター整備事業	農業振興の拠点施設(農業者等の交流研修など)の整備

		農業振興地域整備計画等策定事業	農業振興地域整備計画等の策定

■主要事業【豊かさ４：元気づくり…現在を支え明日を担う元気づくり】・その２

施策の区分		事業名	事業の概要
地域経済の元気づくり	農業の振興	農産物販売施設ネットワーク化推進事業	農産物販売施設のネットワーク化(顧客情報の交換，商品内容，販売額などの均一化)
		農業基盤整備事業	水田汎用化整備事業，畦畔改良整備事業(芸北)，小規模農業基盤整備事業(千代田)
		農産物集出荷施設整備事業	農産物集出荷施設の整備(千代田，豊平)
		転作奨励作物助成事業	景観形成作物，特例作物の推進
		特産品研究開発支援事業	特産品研究開発への支援
		農業体験学習事業	都市と農村との交流の推進
		畜産資源利活用整備事業(再掲)	家畜糞尿処理施設の整備(豊平)
	林業の振興	森林居住環境整備事業〔県事業〕(再掲)	林道細見大塚線(芸北，大朝)，林道三谷塩明線(豊平)の整備促進
		主要林道整備事業(再掲)	林道大原線の開設･改良，林道溝口畑ケ谷線，林道城岩支線，林道後龍頭線の開設　ほか(芸北，豊平)
		流域森林総合整備計画策定事業	流域森林総合整備計画の策定
		特用林産物振興事業	特用林産物の生産振興
		公園整備事業(再掲)	川小田結いの里づくり(コナラ公園)整備事業(芸北)
	工業の振興	工業団地等企業誘致促進事業(再掲)	企業誘致の促進(誘致環境の整備)
	商業の振興	商店街活性化支援事業	商店街活性化ソフト事業(活性化計画の策定，集客力アップ共同事業など)の支援
		商工会活動支援事業	商工会活動の支援
	水産業の振興	公園整備事業（再掲)	川小田結いの里づくり(親水公園)整備事業(芸北)，わさ源流公園の整備(大朝)
		道路等清掃美化事業（再掲)	道路や河川の清掃活動への支援
	観光の振興	中山間地域総合整備事業〔県事業〕(再掲)	情報基盤施設(芸北，千代田，豊平)の促進
		地域情報ネットワーク整備事業(再掲)	地域情報基盤施設の整備(大朝)
		吉川史跡保存整備事業(再掲)	展示ガイダンス施設の整備(豊平)
		吉川史跡関連整備事業(再掲)	史跡指定地(日山城跡など)の土地購入
		地域文化施設整備事業(再掲)	美術館の整備(大朝)

■主要事業【豊かさ４：元気づくり…現在を支え明日を担う元気づくり】・その３

施策の区分		事業名	事業の概要
地域経済の元気づくり	観光の振興	公園整備事業（再掲）	川小田結いの里づくり（コナラ公園，親水公園）整備事業（芸北），芸北オークガーデン芝広場の整備（芸北），わさ源流公園の整備（大朝）
		道の駅整備事業（再掲）	伝統芸能の館の整備（千代田）
		公共浴場施設整備事業（再掲）	どんぐり荘浴場の整備（豊平）
		新町サイン整備事業（再掲）	新町の案内板等の整備
		農業体験学習事業（再掲）	都市と農村との交流の推進
		広報広聴整備事業（再掲）	新町ホームページの開設

３　計画推進の方針と内容－信頼と実効性のある計画推進の体制づくり－

（１）　参加と連携によるまちづくりの推進

新町において，それぞれの地域の個性を活かしながら，均衡ある発展を図っていくためには，地域間の相互交流と相互理解を深め，地域の主役である住民がまちづくりに参加し，連携して一歩一歩，目標に向けて取り組んでいくことが大切です。

このため，相互交流や学習の機会を多様に確保するとともに，住民に対して，分かりやすく的確に行政情報等を提供し，多様な方法でまちづくりに関する意見・意向を把握し，住民がまちづくりに主体的に参加できる条件づくりを図ります。

また，それぞれの地域やコミュニティなどで，住民主体のまちづくり活動が拡充・展開されるよう地域振興基金を造成し，基金運用益の一部により，自治会組織等への支援を行います。

加えて，新町の出身者や関わりを持つ人などへの地域情報の提供，人的ネットワークの構築に取り組み，幅広く新町のまちづくりを応援してもらえる仕組みを生み出していきます。

こうした取組みを進めながら，行政と住民，各種団体，企業が連携し，それぞれの役割と責任の自覚のもとに，パートナーシップ※に基づくまちづくりが展開できるよう努めます。

（２）　地方分権に対応した行財政基盤の整備

地方分権の流れの中で，それぞれの地域が特色を活かし，市町村が自らの考えで責任を持って，個性豊かな住みよいまちづくりに取り組んでいくことが求められています。また，国及び地方を通じた財政の悪化，住民の日常生活圏の拡大，少子・高齢化の進行などを背景に，広域的に対応しなければならない行政課題が増大しています。

このため，合併に伴う国・県からの特例的な財政措置を活かし，財政基盤の強化に取り組みます。

また，旧町のまちづくりの実績と特色を活かしながら，新町における地方分権に対応した行政体制の強化と能力の向上を図ります。

（３）　計画的で効率的な地域経営の推進

国及び地方の財政状況は，極めて厳しい状況にあります。新町において国・県からの特例的な財政措置が受けられますが，将来的には国全体の地方交付税の総額削減や見直しにより，地方交付税も予断を許さない状況が生じてきており，今後とも，計画的で効率的な行政運営を行うことが不可欠です。

このため，限られた財源と人員を有効に活用し，最小の経費で最大の効果をあげるという視点を持ちながら，成熟化する社会と多様化，高度化する住民ニーズに対応していきます。

また，新町においては，行政課題や住民ニーズを踏まえた組織，職員の効果的な配置，事務の効率化を進めるとともに，費用対効果や実施した事業の評価の検討を通じて事業を選別し，重点的な施策の実施と財政の効率的運営の確立など，経営的視点を取り入れた行財政運営を推進します。

（４）　広域的な交流・連携の推進

芸北広域市町村圏における均衡の取れた発展と住民サービスの向上，行財政の効率化を図るため，関係自治体等との協力による広域連携の取り組みを進めていきます。

また，住民の参加を促進しながら，南の広島市や北の浜田市，江の川や太田川を通じた流域の地域，歴史的なつながりを有する地域などとの交流・連携を進めるとともに，環境や伝統文化等の地域活動を通じた広域的なネットワークづくりなどに努め，相互に豊かさを高めていけるまちづくりに取り組みます。

■主要事業【信頼と実効性のある計画推進の体制づくり】

施策の区分	事業名	事業の概要
参加と連携によるまちづくりの推進	合併記念事業	記念式の開催,記念モニュメントの設置
	町章等制定事業	町章，町旗，町木，町花及び町歌の制定
	コミュニティ活動総合支援事業（再掲）	コミュニティ組織の育成･支援，コミュニティ施設の整備補助，自主防災活動の支援
	地域懇談会開催事業	住民の意見や要望の把握など
	ワークショップ※開催事業	ワークショップの開催
	まちづくり総合委員会設置事業（再掲）	まちづくり総合委員会の設置
	行政区長設置事業	行政と自治会組織等の連絡調整を図る行政区長の設置
	地域振興基金造成事業	地域振興のための基金の創設
	道路等清掃美化事業(再掲)	道路や河川の清掃活動への支援
	新応援団づくり事業(再掲)	町友会組織の連携･強化
地方分権に対応した行財政基盤の整備	広域･地域拠点施設整備事業(再掲)	旧庁舎の増築･改修整備
	電算システム統合事業(再掲)	電算システムの統合，行政情報のネットワーク化
計画的で効率的な地域経営の推進	新町長期総合計画策定事業	新町長期総合計画の策定
	新町例規整備事業	新町例規データの電子化
	行政情報誌作成事業	住民向け行政情報誌の作成･配布
	事務マニュアル化整備事業	事務の効率化，行政サービスの均衡を図る事務統一マニュアルの整備
	過疎地域自立促進計画策定事業	過疎地域自立促進計画の策定
	広域･地域拠点施設整備事業(再掲)	旧庁舎の増築･改修整備
	電算システム総合事業(再掲)	電算システムの統合，行政情報のネットワーク化
	地域イントラ整備事業(再掲)	主要公共施設のネットワーク化
	広報広聴整備事業(再掲)	新町ホームページの開設
広域的な交流・連携の推進	広域行政推進事業	芸北広域市町村圏など関係市町村との連携・強化
	地域間交流推進事業	やまなみ大学など中山間地域交流事業の推進
	流域連携事業	江の川，太田川の流域関係市町村との連携・強化

Ⅵ 公共施設の適正配置と整備

新町における公共施設(建築物及びその関連施設・設備等)の配置と整備については，中心部と周辺部の調和に努めること及び既存施設の有効利用を図ることを基本方針とし，計画的かつ効果的に取り組んでいきます。

＜公共施設の配置と充実・整備の７つの柱＞

１　住民生活に配慮した公共施設の統合整備の検討
２　まちづくりのあり方を踏まえた公共施設の充実・整備
３　本庁及び支所等の役割分担と連携による行政機能の強化
４　公共施設のネットワーク形成による住民サービスの向上
５　住民ニーズ及び費用対効果等を考慮した公共施設の充実・整備
６　多彩な公共施設の相乗効果の発揮による新町の魅力づくり
７　行政と住民等が連携・協力したコミュニティ施設などの管理運営

●住民生活に配慮した公共施設の統合整備の検討

合併に伴い，公共施設についても，効率的な行政サービスの提供や維持管理等の観点から，そのあり方について見直していく必要があります。

その際，住民生活の急激な環境変化や行政サービスの低下にならないよう，それぞれの地域の実情に配慮しながら，公共施設の統合整備についても検討します。

●まちづくりのあり方を踏まえた公共施設の充実・整備

新町においては，それぞれの地域の個性や特色を活かすとともに，新町全体としても均衡のとれた魅力的な地域構造を形成していくことを目指しています。

このため目標とする新町の地域構造を踏まえ，既存の公共施設の充実・整備及び新規整備を検討していきます。

●本庁及び支所等の役割分担と連携による行政機能の強化

新町の本庁舎としては，現在の千代田町役場とし，八重市街地，壬生市街地及びその周辺におけるその他の公共公益施設などとともに，広域拠点としての充実・強化に努めます。

現在の芸北町役場，大朝町役場，豊平町役場については，支所として，それぞれの地域における行政サービス拠点としての役割を担い，窓口サービス等の低下にならないよう，適正な組織の維持や人員の配置を図ります。また，支所周辺の公共公益施設などとともに，地域拠点としての充実・強化に努めます。

さらに，本庁，支所及び支所相互の情報ネットワークや連携・協力体制の構築を図り，行政の総合力の強化と行政サービスの高度化，迅速化などにも取り組みます。

●公共施設のネットワーク形成による住民サービスの向上

本庁と支所に加え，公共施設全体での情報ネットワークや連携・協力体制を構築し，多様化・高度化する住民ニーズへの対応を図ります。

●住民ニーズ及び費用対効果等を考慮した公共施設の充実・整備

公共施設の新規整備や既存施設の改修等においては，住民ニーズとともに，財政や費用対効果を考慮し，将来にわたって有効活用される施設づくりを図ります。

●多彩な公共施設の相乗効果の発揮による新町の魅力づくり

新町には，教育文化，保健・医療・福祉，観光・交流，スポーツ・レクリエーションなど，特色ある様々な公共施設等があります。

これら施設の有効活用や充実・整備，さらには新たな公共施設の整備を図り，それぞれが魅力を有するとともに，全体としても魅力を発揮していくよう相互の役割分担と連携を図ります。

●行政と住民等が連携・協力したコミュニティ施設などの管理運営

数多くの公共施設の維持管理や運営を，きめ細かく円滑に行うためには，行政だけでは限界があります。

このため，行政と連携しながら，地域住民やボランティア，ＮＰＯが，コミュニティ施設等の維持管理や運営に参加する仕組みの構築に努めます。

Ⅶ 財政計画

１　財政計画作成の基本的な考え方

財政計画は，次の基本的な考え方に基づいて作成しています。

○　財政計画の期間は，平成 17 年度から令和６年度までの 20 か年度間について作成します。

○　財政計画は，普通会計及び特別会計(上下水道事業)を対象に作成します。また，特別会計分の経費については，普通会計の繰出金として計上しています。

なお，歳入，歳出の個々の算出方法については，「２　歳入」及び「３　歳出」で示しています。

２　歳入

（１）地方税※

地方税については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は令和元年度決算見込額をベースに各税目の状況変化や社会情勢等を勘案して算出しています。

（２）地方交付税※

普通交付税については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は費目ごとの状況や見込等を勘案し積み上げ，算出しています。

特別交付税については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は過去の実績から毎年度５億円を見込んでいます。

（３）国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は過去の実績や財政計画上の事業に伴う国庫支出金・県支出金を見込んでいます。

（４）地方債※

地方債については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は財政計画上の事業に伴う既存の起債制度による地方債と合併特例債等の発行金額により見込んでいます。

（５）その他

地方譲与税，各種交付金，分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，諸収入等は，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は現況及び過去の実績から各科目の状況変化や社会情勢等を勘案して算出しています。

３　歳出

（１）人件費※

人件費については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は退職者の補充を抑制することによる一般職の人件費削減効果を見込んでいます。

（２）物件費※

物件費については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は経費節

減等の取り組みにより，毎年減額傾向を見込んでいます。

（３）扶助費※

扶助費については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は現況及び過去の実績から毎年度１%の増を見込んでいます。

（４）補助費等

補助費等については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は平成 30 年度決算額をベースに毎年度 1%の減を見込んでいます。

（５）公債費※

公債費については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は財政計画上の事業に伴う新たな地方債に係る償還見込額を見込んでいます。

（６）繰出金

繰出金については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は国民健康保険事業，後期高齢者医療事業，介護保険事業，上下水道事業等の他会計への繰出金を見込んでいます。

（７）投資的経費※

投資的経費については，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は財政計画上の主要事業にかかる普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

（８）その他

維持補修費，投資・出資・貸付金等は，平成 30 年度までは決算額，令和元年度は決算見込額，令和２年度以降は現況及び過去の実績や今後の経済情勢を勘案しながら見込んでいます。

■新町の財政計画（歳入）

（単位：百万円）

区　分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	2,478	2,475	2,712	2,644	2,676	2,714	2,645	2,636	2,723	2,798	2,731	2,788	2,937	2,920	2,924	2,888	2,783	2,768	2,752	2,701
交付金	508	500	449	409	384	382	363	329	333	340	525	457	493	496	488	544	602	602	602	602
地方交付税	6,779	6,599	6,591	6,837	7,074	7,352	7,127	7,226	7,307	7,104	6,787	6,444	6,215	5,839	5,970	5,903	5,992	5,906	5,840	5,774
国庫支出金	1,006	1,072	1,014	1,676	1,881	1,499	1,789	1,301	2,011	1,317	1,587	1,044	1,392	1,715	1,694	1,301	1,027	1,034	986	1,015
県支出金	1,342	1,218	1,595	1,286	1,512	1,532	1,372	1,338	1,373	1,259	1,261	1,309	1,357	1,653	1,581	1,343	1,350	1,341	1,341	1,341
地方債	2,074	1,740	1,639	1,611	1,994	1,944	1,896	1,461	2,325	2,165	2,476	1,274	2,274	1,408	1,765	1,288	871	964	1,280	940
その他	1,901	1,718	1,676	1,699	2,305	2,498	2,104	1,803	1,756	1,969	1,970	2,325	2,742	2,309	2,158	1,556	1,407	1,388	1,651	1,339
合計	16,088	15,322	15,676	16,162	17,826	17,921	17,296	16,094	17,828	16,952	17,337	15,641	17,410	16,340	16,580	14,823	14,032	14,003	14,452	13,712

■新町の財政計画（歳出）

（単位：百万円）

区　分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
義務的経費	人件費	3,218	2,978	2,976	3,056	3,040	2,986	2,963	2,913	2,753	2,802	2,777	2,703	2,752	2,652	2,764	2,948	2,934	2,921	2,908	2,894
	扶助費	1,044	1,203	1,286	1,336	1,376	1,591	1,639	1,690	1,711	1,803	1,841	1,983	1,896	1,805	1,806	1,842	1,849	1,855	1,862	1,869
	公債費	2,964	2,873	2,947	3,041	3,085	3,141	3,023	2,674	2,787	2,709	2,660	2,487	2,396	2,345	2,478	2,464	2,349	2,221	2,196	2,058
	小計	7,226	7,054	7,209	7,433	7,501	7,718	7,625	7,277	7,251	7,314	7,278	7,173	7,044	6,802	7,048	7,254	7,132	6,997	6,966	6,821
投資的経費		1,906	2,367	2,687	2,009	2,446	2,684	2,681	1,540	3,254	2,182	2,631	698	2,290	2,105	2,623	1,229	686	809	1,109	801
物件費		1,700	1,244	1,277	1,202	1,679	1,834	1,766	1,930	2,070	2,005	1,942	2,016	1,994	1,998	2,256	1,732	1,732	1,739	1,732	1,741
維持補修費		161	216	249	328	460	675	632	364	371	422	450	623	630	370	448	382	387	384	619	381
補助費等		2,083	1,984	1,915	1,864	2,210	1,765	1,752	1,762	1,865	1,966	2,220	2,315	2,462	2,479	1,977	1,984	1,966	1,946	1,913	1,863
繰出金		1,694	1,798	1,683	1,745	1,910	1,838	1,842	1,852	1,858	1,993	2,056	1,956	1,819	1,778	1,770	1,796	1,783	1,782	1,767	1,759
その他		1,025	275	445	587	347	526	401	686	484	423	458	485	577	486	250	346	246	246	246	246
合計		15,795	14,938	15,465	15,168	16,553	17,040	16,699	15,411	17,153	16,305	17,035	15,266	16,816	16,018	16,372	14,723	13,932	13,903	14,352	13,612

上下水道事業（特別会計）

（単位：百万円）

区　分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設事業費	695	746	643	1,180	1,039	287	156	157	210	248	258	205	173	178	252	349	61	55	55	55

ー用語の説明ー

本文中で※を付けた用語を説明しています。同一用語が複数の場合は，最初の用語に※を付けています。

【あ行】

ＩＴ（アイティー）

インフォメーションテクノロジー（Information Technology）の略語で，インターネットなど双方向の情報通信技術，情報工学の総称として用いられる。

アウトドア

戸外。野外。

アクセス（access）

①情報システムや情報媒体に対して，接触・接続を行うこと。
②コンピュータで，記憶装置や周辺機器にデータの書き込み又は読み出しをすること。
③産業・住宅の立地等での交通の利便性。

アピール

①世論に訴えること。人々に呼びかけること。呼びかけ。
②受け取る側の心を打つこと。
③訴えかける力をもつこと。魅力があること。

インターネット

世界中のコンピュータと，文字，映像，音声などによって結ばれる世界規模の情報通信ネットワーク。

ＮＰＯ(エヌピーオー：Non Profit Organization)

特定非営利活動法人。環境，福祉などの非営利活動を行う団体。

エネルギー

①力。力を出すもと。精力。活動力。
②物理量の一。物体や物体系がもっている仕事をする能力の総称。力学的仕事を基準とし，これと同等と考えられるもの，あるいはこれに換算できるもの。力学的エネルギー（運動エネルギー・位置エネルギー)，熱エネルギー，電磁場のエネルギー，質量エネルギーが代表的なもの。
③動力資源。

エリア

地域，区域，地帯，領域。

オゾン層

地球を取り巻く成層圏のうち，地上 20～25 ㎞付近の上空に形成された層。太陽から放射される有害な紫外線の大半を遮断する。

オールシーズン

四季を通じて。一年中。

【か行】

ガイダンス

指導，案内。手引き。

ガイド

①案内すること。また，その人。
②手引き。
③指針。目印（めじるし)。

キーワード

①文章の理解や問題解決の手がかりとなる語。
②情報検索で，データを引き出すときの索引となる語または記号。索引語。

救急医療

救急医療は，軽症患者に対応する一次（初期）救急医療，重症患者に対応する二次救急医療，最重症患者に対応する三次救急医療によって形成されている。

クリーンエネルギー

化石燃料の燃焼や原子力などと違って,廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギー。太陽熱・地熱・風力・波力など。

グリーンツーリズム（green tourism）

都市住民が農山漁村に滞在し，地域の自然や文化，人々との交流を楽しむ余暇活動。

コーホート・センサス変化率法

人口推計の方法の１つ。基準年と５年後の男女別５歳階級別人口を用いて，その変化率を求め，将来に当てはめて人口を推計する方法。コーホートは「同時期に出生した人々の集団」，センサスは「人口調査，国勢調査，各種社会調査」。

【さ行】

サイクリング

自転車で道路を走るスポーツ。また，自転車での遠乗り。

財政関連の用語

・財政力指数

地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので，過去３年間の平均値を用いている。

・経常収支比率

経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除したものを百分率で表した値。当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ，おおむね 70～80％の間に分布するのが通常である。したがって 80％を超える団体にあっては，その原因を究明し，経常経費の抑制に留意しなければならない。

［歳入関係］

・合併特例債

合併年度及びこれに続く 10 年度に限り,市町村建設計画に基づく特に必要な事業及び合併関係市町村の振興のため行う基金造成に対して充当される特例地方債。

・地方交付税

国税のうち，所得税，法人税，酒税，消費税，たばこ税の一定割合を地方公共団体の人口，面積などに応じ一定の計算方法で算定して交付されるもの。

・地方債

地方公共団体が必要な財源を調達するための債務で，対象となる事業は地方財政法等で制限されている。

・地方税

市町村が課税する市町村民税，固定資産税，軽自動車税，市町村たばこ税，入湯税など。

［歳出関係］

・公債費

地方債の元利償還金，一次借入金利子の支払いに要する経費。

・人件費

議員報酬，特別職の給与，職員給与，退職金等。

・投資的経費

普通建設事業費，災害復旧事業費及び失業対策事業費を加えた経費。

・扶助費

社会保障制度の一環として，生活困窮者，児童，高齢者，心身障害者の生活維持を図る目的で支出される経費。

・物件費

需用費，役務費，委託料等。

循環型社会

「循環型社会」とは，①廃棄物等の発生抑制，②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって，天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される社会。

診療所，病院

医療法では，病床数 20 床未満の医療施設を診療所とし，20 床以上を病院と定めている。

スクールカウンセラー

いじめや不登校等の問題に対処するため，臨床心理士の資格をもって学校に派遣される専門家。①子どもとのカウンセリング②教師等とのコンサルテーション③保護者との面接相談④自由来室活動⑤広報活動等を行う。

ストーカー

隠れて忍び寄る意。特定の相手に対し，つきまといや待ち伏せなどの行為を繰り返す人。執ように追いかけ回す人。

スノースポーツ

スキーやスノーボードなど，雪上で行うスポーツ。

【た行】

ダイオキシン（類）

物の燃焼などによって生成される有機塩素化合物。催奇性や発がん性，免疫毒性がある。環境ホルモン（内分泌かく乱物質）でもある。

長期債務残高

返済期間１年以上の債務を長期債務といい，国債，借入金等を加えた国の債務と地方債等の地方の債務の合計残高を指したもの。

【な行】

ネットワーク

網。放送網，通信網，回線網。事業所網。物流や情報などの効率的で円滑な動き･流れを確保するため，関係のある対象を網目状（体系的）に連絡させること。

農業粗生産額（農業産出額）

農産物及び加工農産物の粗生産額の合計。平成 13 年値の発表から農業粗生産額は農業産出額に名称を変更。

【は行】

パートナーシップ

友好的な協力関係。

バリアフリー

高齢者や障害者等の行動･生活上の障壁を取り除いた環境。例えば，段差の解消，スロープや手摺りの設置，車いす用トイレ，音声案内など。

ピーク

①山の頂上。山頂。峰。

②物事の程度の最高の時。最高潮。

プライバシー

私事，私生活。私事に対して社会や他人から干渉を受けない権利。

プロジェクト（project）

研究や開発の計画。企画。

ホームページ

インターネットのWWW（world wide web：ワールド-ワイド-ウエッブ。ネットワーク上の複数の独立した情報を変更することなく統合し，ハイパーテキストとして提供するシステム。）サーバーに接続して最初に見える画面。個人や企業・団体が情報の発信を行う。WWWサーバーが提供する画面の総称として使われることもある。

【ま行】

マスタープラン

基本計画。基本設計。

ミュージアム（museum）

博物館。美術館。

【や行】

ＵＪＩターン

移住の行動パターンを アルファベットの形にたとえたもの。

Ｕ：地方出身の都市部の居住者が出身地に戻り，定職に就くこと。

Ｊ：地方出身の都市部の居住者が，出身地に近い中核都市に移住して定職に就くこと。

Ｉ：もともと都市部に住んでいた人が，地方に移住し定職に就くこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別，身体的能力，国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて，すべての人が利用しやすい，すべての人に配慮したまちづくり，ものづくり，しくみづくりを行おうとする考え方。

【ら行】

リサイクル

廃棄物の再利用。

リフレッシュ

元気を回復させる，取り戻すこと。気分をさわやかに，新たにすること。

６次産業

１次産業である農林水産物の生産，１次産品の加工・製造等の２次産業，さらに，流通販売や観光農園，体験農園，農家民宿等の３次産業を組み合わせた新たな総合的産業をいう。

【わ行】

ワークショップ

まちづくりなどにおいて，専門家の助言を受けながら，住民などの参加者が共同作業を通じて計画づくりなどを行う手法。

山県東部合併協議会

平成16年3月 策定 ／ 平成16年5月 発行
〒731-1503　広島県山県郡千代田町大字有間812-1
電話：0826-72-7271　　FAX：0826-72-7281
E-mail：yatoubu@pp.iij4u.or.jp
URL：http://www.yatoubu4.jp